

議案第 6 号

小松市立学校管理規則の一部改正について

次のことについて議決を求める。

小松市立学校管理規則（平成14年小松市教育委員会規則第2号）の一部を次の表のとおり改正する。

改正前	改正後（案）
（休業日） 第5条 〔略〕 2 前項各号に定めるもののほか、<u>校長は、教育上特に必要と認めるときは、教育委員会の許可を得て</u> _____休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。 3 〔略〕 （職員） 第17条 学校には、校長及び教頭、主幹教諭、指導教諭、_____教諭、養護教諭、事務職員その他の必要な職員（以下「職員」という。）を置く。 （校長の職務） 第18条 〔略〕 (1)～(2) 〔略〕 (3) 石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和32年石川県条例第39号。以下「勤務時間条例」という。)第3条の規定による週休日の変更並びに勤	（休業日） 第5条 〔同左〕 2 前項各号に定めるもののほか、<u>教育長が指定した日又は校長が特に教育上必要と認め、かつ、教育委員会が許可した日に</u>休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。 3 〔同左〕 （職員） 第17条 学校には、校長及び教頭、主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、教諭、養護教諭、事務職員その他の必要な職員（以下「職員」という。）を置く。 第18条 〔同左〕 (1)～(2) 〔同左〕 (3) 石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和32年石川県条例第39号。以下「勤務時間条例」という。)第<u>2条の3</u>の規定による週休日の変

勤務時間条例第3条の2の規定による勤務時間の割振りに関すること。

(4) 勤務時間条例第6条第2項第1号の規定による代休日の指定に関すること。

(5)～(8) [略]

2 [略]

3 [略]

(司書教諭)

第21条の2 [略]

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭は除く。）、指導教諭_____又は教諭の中から、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

3 [略]

(勤務時間等)

第31条 勤務時間条例第3条第3項ただし書に規定する週休日は、日曜日及び教育委員会が定める基準に従い校長が指定する土曜日とし、勤務時間条例第3条第3項ただし書及び第3条の2の規定する勤務時間の割振りは校長が行う。

2 [略]

3 校長は、勤務時間条例第3条の2の規定により勤務時間の割振りを行う場合は、次の各号に掲げる場合で必要やむを得ない時に限る。

(出勤簿)

第32条 職員は、出勤後直ちに出勤簿に押印しなければならない。

更並びに勤務時間条例第4条の規定による勤務時間の割振りに関すること。

(4) 勤務時間条例第5条の2の_____規定による代休日の指定に関すること。

(5)～(8) [同左]

2 [同左]

3 [同左]

(司書教諭)

第21条の2 [同左]

2 前項の司書教諭は、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭は除く。）、指導教諭、主務教諭又は教諭の中から、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

3 [同左]

(勤務時間等)

第31条 勤務時間条例第2条の3 _____に規定する週休日は、土曜日及び日曜日とし、勤務時間の _____割振り
_____割振りは校長が行う。

2 [同左]

3 校長は、勤務時間条例第2条の3の規定により勤務時間の割振りを行う場合は、次の各号に掲げる場合で必要やむを得ない時に限る。

(出勤簿)

第32条 職員は、出勤したとき、又は退勤するときは、校務支援システム(電子計算機を利用して職

2 前項の出勤簿は

_____, 校長の指名する者が整理保管するものとする。

3 [略]

(部分休業の手続)

第38条 職員は、育児休業法第19条の規定による部分休業の承認を受けようとするときは、あらかじめ部分休業承認請求書により請求し、校長の承認を受けなければならない。

(兼職及び他の事業等の従事手続)

第40条 職員は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第21条又は地方公務員法第38条の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は他の事業等に従事しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、教育長の承認又は許可を受けなければならない。

別記 2

番号	表簿名	保存年限	備考
1～29	[略]	[略]	[略]
30	学級日誌	1	

別記 8

員の勤務管理等を行う情報システムをいう。以下同じ。）により出勤状況を管理しなければならない。ただし、校務支援システムにより難しい場合は、定刻までに出勤し、直ちに所定の出勤簿に自ら押印しなければならない。

2 前項の校務支援システムで管理する出勤状況及び校務支援システムを利用できない職員にかかる出勤簿は、校長の指名する者が整理保管するものとする。

3 [同左]

(部分休業の手続)

第38条 職員は、育児休業法第19条の規定による部分休業の承認を受けようとするときは、あらかじめ部分休業簿により請求し、校長の承認を受けなければならない。

(兼職及び他の事業等の従事手続)

第40条 職員は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条又は地方公務員法第38条の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は他の事業等に従事しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、教育長の承認又は許可を受けなければならない。

番号	表簿名	保存年限	備考
1～29	[同左]	[同左]	[同左]
	(削除)		

別紙 8

[別紙 1 挿入] 別記様式 1 (第12条関係) [様式 別紙 3 挿入] 別記様式 2 (第12条関係) [様式 別紙 5 挿入]	[別紙 2 挿入] 別記様式 1 (第12条関係) [様式 別紙 4 挿入] 別記様式 2 (第12条関係) [様式 別紙 6 挿入]
備考 この表中 [] 及び [] 中の記載並びに付した下線は, 注記である。	

附 則

この規則は, 令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙 1)

別記 8 改正前

番号	表簿名	保存年限	備考
1	学校給食日誌	5	献立表含む
2	脱脂粉乳及び牛乳, パン, 委託 炊飯及び米の台帳	5	
3	学校給食実施報告書	3	
4	学校給食用小麦粉, 米穀, 牛乳 の需用申請書	3	
5	学校給食関係綴	3	
6	学校給食栄養報告 (週報) 書綴	3	栄養技師配置校のみ
7	学校給食会計簿	3	
8	在庫食品出納簿	3	
9	検食簿	1	
10	作業工程表	1	
11	衛生管理日常点検簿	1	
12	給食指導関係綴	1	

(別紙 2)

別記 8 改正後 (案)

番号	表簿名	保存年限	備考
1	食物アレルギー関係綴	在学中	学校生活管理指導表, 個人面談調書, 個別取り組みプラン, 食物アレルギー対応希望調査票を含む
2	学校給食日誌	3	給食だより, もりつけ表, 食品群別献立表を含む
3	学校給食実施報告書	3	学校給食取引確認書, 脱脂粉乳・牛乳・パン・委託炊飯及び米の台帳を含む
4	在庫食品出納簿	3	
5	学校給食関係綴	3	
6	学校給食栄養報告 (週報) 書綴	3	栄養教諭等配置校のみ
7	学校給食会計簿	3	学校給食費振込明細書, 給食費無償化分報告書を含む
8	定期及び日常衛生検査点検票	1	給食室管理記録表, 学校給食日常点検票 (個人別健康観察記録含む), 腸内細菌検査, 給食室定期検査結果 (薬剤師検査)
9	食品検収記録表	1	
10	作業工程表, 作業動線図, 温度・時間管理表	1	
11	検食簿	1	
12	給食当番点検表	1	
13	給食指導関係綴	1	

(別紙 3) 別記様式 1 (第12条関係) 改正前

(用紙 A 3)

卒業証書	校印	小(中, 義務教育)学校の課程を卒業したことを証する	年 月 日	石川県小松市立 小(中, 義務教育)学校長 氏名 印	第 号(裏面に原簿と照合の上契印すること)
	氏 生 年 月 日 名				

(別紙 4) 別記様式 1 (第12条関係) 改正後 (案)

(用紙 A 3)

卒業証書	校印	小(中, 義務教育)学校の課程を卒業したことを証する	年 月 日	石川県小松市立 小(中, 義務教育)学校長 氏名 印	第 号
	氏 生 年 月 日 名				

(別紙5) 別記様式2 (第12条関係) 改正前

(用紙A3)

修了証書	校印	義務教育学校の前期課程を修了したことを証する	年 月 日	石川県小松市立 義務教育学校長 氏	第 号 (裏面に原簿と照合の上契印すること)
	氏 生 年 月 日 名				

(別紙6) 別記様式2 (第12条関係) 改正後(案)

(用紙A3)

修了証書	校印	義務教育学校の前期課程を修了したことを証する	年 月 日	石川県小松市立 義務教育学校長 氏	第 号
	氏 生 年 月 日 名				

議案第 7 号

小松市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の
策定について

次のことについて議決を求める。

記

小松市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
(計画期間：令和8年4月から令和12年3月まで)

(計画は別添)

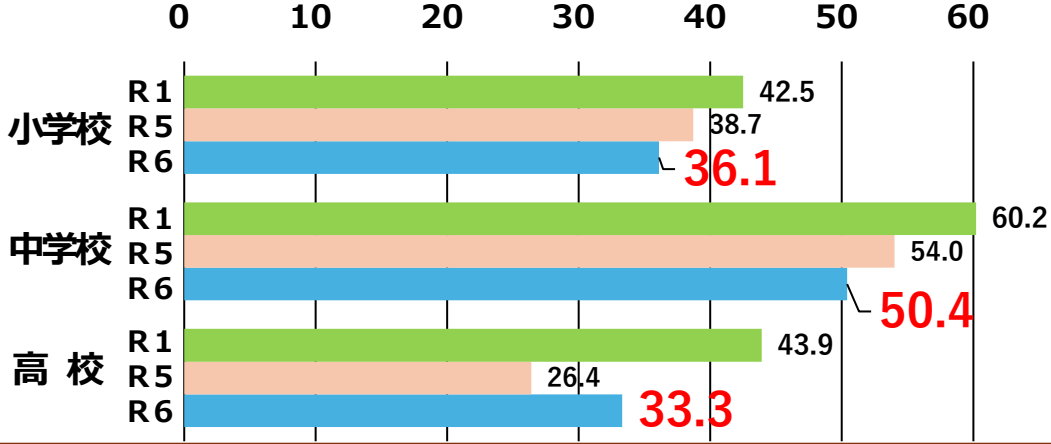
小松市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画について【概要】

1. 策定の経緯

令和7年6月の給特法の改正に伴い、令和8年4月1日から、各教育委員会は、サービスを監督する教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画（「**業務量管理・健康確保措置実施計画**」）の策定が義務付けられた。

2. 現 状

時間外在校時間月平均（時間）



月80時間を超える教職員

	R 1	R 5	R 6
小学校	9.9%	2.6%	2.2%
中学校	31.7%	18.1%	15.2%
高校	5.5%	2.8%	4.3%

・近年では時間外在校等時間の月平均の減少割合が小さく
なっている
・**月80時間を超える教職員が一定数いる**

3. 目 標

計画期間 **令和8年4月から令和12年3月まで**

- (1) **時間外在校等時間に関する目標**
- ・時間外在校等時間の**月平均を30時間以内に減少**させる
 - ・時間外在校等時間が**月80時間を超える教職員をゼロ**にする。

- (2) **働きがいや働きやすさ等に関する目標**
- ・今の仕事にやりがいや誇りを感じている教職員の割合 80%以上
 - ・年次有給休暇等を取りやすい雰囲気があると感じている教職員の割合 80%以上
 - ・年間の年次有給休暇の平均取得日数 15日以上
 - ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合 10%以下

業務量管理・健康確保措置実施計画について【概要】

4. 具体の取組内容(抜粋)

(1) 「業務の3分類」を踏まえた取組

イ 学校以外が担うべき業務

- ◆授業等で使用する教材等は、できる限り業者から保護者が直接購入する方法などを検討していく。
- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等へは、
・スクールソーシャルワーカー(SSW)や市教育委員会が対応していく。
・通話録音機能・自動音声応答機能付き電話の導入を推進していく。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆教師以外ができる業務については、スクール・サポート・スタッフや教頭等マネジメント支援員等の活用を推進していく。
- ◆プール指導の民間委託の拡充を図っていく。
- ◆部活動の地域展開を平日にも拡充していく。

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ◆校務支援システムや採点支援システムのさらなる活用を進めていく。

(2) その他の取組

- ◆調査・照会の簡略化・電子化、会議・研修の整理・減縮および開催方法の工夫(市教委)
- ◆校務DXのさらなる推進、職員会議等の実施方法の工夫、教育課程・日課・学校行事等の実施方法の工夫(学校毎)
- ◆ストレスチェックの実施継続、夏季休業中の学校閉庁日の設定、留守番電話や保護者連絡システムの活用

5. 今後のフォローアップについて

- ◆教職員の勤務時間調査の継続
- ◆目標達成状況について、毎年度、市HPでの公表、教育委員会会議や総合教育会議で報告

小松市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画（案）

令和 8 年 3 月
小松市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 本市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3. 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 時間外在校等時間に関する目標	
(2) 働きがいや働きやすさ等に関する目標	
4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5. 取組を進めるにあたっての留意点・・・・・・・・	3
6. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・	4
(1) 「業務の3分類」を踏まえた取組	
(2) 教育委員会が行う取組	
(3) 学校毎に工夫して行う取組	
(4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組	
7. 今後のフォローアップについて・・・・・・・・	11

1. 計画の趣旨

本市における教職員の多忙化改善については、平成30年3月に石川県が策定した「教職員の多忙化改善に向けた取組方針」を踏まえ、校務支援システムの導入、部活動地域展開の推進、各種支援員やスクール・サポート・スタッフ等の派遣、教育委員会主催の研修・会合等の精選等、各種多忙化改善に向けた取組を進めてきた。

教職員勤務時間調査の集計結果を見ると、小学校、中学校において、時間外在校等時間の月平均及び月80時間を超える教職員の割合が減少しており、また、教職員の働き方についての意識が変化するなど、取組の成果は確実に現れていると考えている。

しかしながら、近年では時間外在校等時間の月平均の減少割合が小さくなり、時間外在校等時間が月80時間を超える教職員も一定数いる状況となっている。

この度、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、その第8条において、服務監督教育委員会は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」に即して、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定が令和8年4月から義務付けされたことから、本計画を策定するものである。

2. 本市の現状

①時間外在校等時間の月平均の推移（R1～R6）

	R1	➡	R5	➡	R6
小学校	42.5 時間		38.7 時間		36.1 時間
中学校	60.2 時間		54.0 時間		50.4 時間
高等学校	43.9 時間		26.4 時間		33.3 時間

※対象者は、校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭（再任用フルタイム含む）・養護教諭（再任用フルタイム含む）及び講師（常勤）とする。 ※事務・栄養職員は含まない。

②時間外在校等時間が月80時間を超える教職員の割合の推移

	R1	➡	R5	➡	R6
小学校	9.9%		2.6%		2.2%
中学校	31.7%		18.1%		15.2%
高等学校	5.5%		2.8%		4.3%

3. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 時間外在校等時間の月平均を 30 時間以内に減少させる。
- ・ 時間外在校等時間が月 80 時間を超える教職員をゼロにする。

(2) 働きがいや働きやすさ等に関する目標

○今の仕事にやりがいや誇りを感じている教職員の割合	<u>80%以上</u>
○年次有給休暇等を取りやすい雰囲気があると感じている教職員の割合	<u>80%以上</u>
○年間の年次有給休暇の平均取得日数	<u>15日以上</u>
○ストレスチェックにおける高ストレス者の割合	<u>10%以下</u>

4. 計画の期間

令和8年4月から令和12年3月まで

5. 取組を進めるにあたっての留意点

- ・実施計画を全教職員に周知し意識改革を図るとともに、保護者や地域の方々の理解や協力も得ながら取組を進める。
- ・部活動指導については、教職員の負担軽減や教科指導等に取り組む時間の確保という観点に加え、生徒の学習面や健康面などバランスのとれた健全な成長の確保という観点や、生徒のニーズに応じた技能の向上を図る観点も十分に踏まえて取組を進める。
- ・文部科学大臣が定める指針で示された「学校と教師の業務の3分類」や「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」など、国から出されている方針等を踏まえて取組を進める。
- ・教職員の勤務時間調査を継続するとともに、学校現場の実情を十分に踏まえつつ、効果や課題を丁寧に検証しながら具体的取組を進め、必要に応じて取組の見直し充実を図る。
- ・時間外在校等時間の縮減が目的化し、教育活動がおろそかになったり、時間外在校等時間に行っていた業務が持ち帰り業務となったりしないよう、十分留意して取組を進める。

※学校と教師の業務の3分類

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
1. 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等	6. 調査・統計等への回答	14. 給食の時間における対応
2. 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応	7. 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理	15. 授業準備
3. 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）	8. ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理	16. 学習評価や成績処理
4. 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等	9. 学校プールや体育館等の施設・設備の管理	17. 学校行事の準備・運営
5. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応	10. 校舎の開錠・施錠	18. 進路指導の準備
	11. 児童生徒の休み時間における安全への配慮	19. 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
	12. 校内清掃	
	13. 部活動	

6. 具体の取組内容

(1)「業務の3分類」を踏まえた取組

イ 学校以外が担うべき業務について

1. 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ◆朝の通学路における安全指導については、見守り隊等に依頼し、原則として教職員は行わないようにしていく。ただし、交通安全週間等の特別な期間を除く。

2. 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ◆時間外の見回りについては、少年育成センター（生涯学習課）が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないようにしていく。
- ◆児童生徒が補導された時の対応については、保護者の方に委ねていく。ただし、緊急の措置が必要な場合は除く。

3. 学校徴収金の徴収・管理

- ◆授業等で使用する教材等は、できる限り業者から保護者が直接購入する方法などを検討していく。
- ◆集金や会計業務は、スクール・サポート・スタッフや教頭等マネジメント支援員等を活用して行うよう進めていく。

4. 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ◆PTAや地域団体が主催する行事や会合等への教師や生徒の参加について、関係者に理解と協力を求め、機会を精選していく。

5. 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応には、スクールソーシャルワーカー（SSW）や市教育委員会が対応していく。
- ◆通話録音機能・自動音声応答機能付き電話の導入を推進していく。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務について

6. 調査・統計等への回答

- ◆市教育委員会から依頼する調査等の精選を図るとともに、回答様式の簡略化や電子化を進める。
- ◆教師以外ができる資料作成については、スクール・サポート・スタッフや教頭等マネジメント支援員等を活用して行うよう進めていく。

7. 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ◆教師以外ができる資料作成については、スクール・サポート・スタッフや教頭等マネジメント支援員、ICTインストラクター等を活用して行うよう進めていく。

8. ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ◆ICT機器・ネットワーク設備の保守・管理等については、スクール・サポート・スタッフやICTインストラクター等を活用して行うよう進めていく。

9. 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ◆プール指導の民間委託の拡充を図っていく。
- ◆勤務時間外の体育館等の施設・設備の管理は、教育委員会が行っていくようにする。

10. 校舎の開錠・施錠

- ◆校舎の戸締まり点検や施錠等については、管理職等の特定の教職員に負担が集中しないよう、教頭等マネジメント支援員等の外部人材の活用を検討していく。

11. 児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ◆スクール・サポート・スタッフや教頭等マネジメント支援員等を活用して行うよう進めていく。
- ◆地域ボランティア等の活用を進めていく。

12. 校内清掃

- ◆校内清掃回数や時間の見直しを進めていくとともに、スクール・サポート・スタッフや教頭等マネジメント支援員等を活用して行うよう進めていく。

13. 部活動

- ◆部活動の地域展開を土日のみならず、平日にも拡充していく。
- ◆平日の活動日数や部活動終了時刻の見直しを進めていく。
- ◆平日の地域展開が進むまでは、部活動指導員の配置拡充を進めていく。

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務について

14. 給食の時間における対応

- ◆地域ボランティア等の活用を進めていく。

15. 授業準備

- ◆教師以外ができる資料作成については、スクール・サポート・スタッフや支援員等を活用して行うよう進めていく。
- ◆共有サーバー等を活用して、良質な教材の共有化をさらに進めていく。

16. 学習評価や成績処理

- ◆校務支援システムや採点支援システムのさらなる活用を進めていく。

17. 学校行事の準備・運営

- ◆学校行事の実施目的を明確化させ、内容や時間の精選を図っていく。
- ◆地域ボランティア等の活用を進めていく。

18. 進路指導の準備

- ◆職場体験活動の体験場所の斡旋等を教育委員会と商工会議所等が連携を図って行っていく。

19. 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ◆別室対応支援員やスクールカウンセラー等の更なる活用を図っていく。
- ◆学校だけで対応するのではなく、教育委員会・教育研究センター・教育支援センター等の市施設や外部機関（児童相談所・市こども家庭センター等）との連携の充実を図っていく。

（２）教育委員会が行う取組

- ◆実施する調査・照会や学校に作成を求める各種計画書・報告書、会議や研修の事前課題等について、さらに整理・統合及び報告様式等の簡略化・電子化を進める。
- ◆主催する会議の整理・縮減を図るとともに、参加者の移動時間を短縮するためのオンライン開催、小規模校教職員に配慮した参加体制の工夫をさらに進める。
- ◆研究指定校の指定校数が増大しないよう適切に管理するとともに、事前案内、成果発表会及び発表資料の簡略化・簡素化をさらに進める。
- ◆教職員研修において、集合型研修が増大しないようボリュームを適切に管理するとともに、ライブ配信やオンデマンド配信をさらに拡充する。
- ◆校務ＤＸを加速化させ、市立学校において、国のＧＩＧＡスクール構想に基づきタブレット端末等のＩＣＴ環境整備を推進するとともに、統合型校務支援システム、ＯＡ機器の導入・更新を計画的に進め、授業支援システムや採点支援システムの活用など、授業準備や事務処理等の効率化を図る。
- ◆出勤登録、出張伺・復命書等の庶務関係書類の電子化・簡素化を推進する。
- ◆校務用サーバー等を活用し、良質な教材の共有化をさらに進める。

（３）学校毎に工夫して行う取組

各学校における時間外在校等時間の実態等を踏まえ、以下に示す取組例や業務改善取組事例集などを参考に、各学校においてその実情に応じて具体の取組を積極的に進める。

＜主な取組例＞

◆勤務時間の管理に関すること

- ・全県下で取り組む定時退校日とは別に、学校独自の「ノー残業デー」等を設定する。

◆意識改革に関すること

- ・ワーク・ライフ・バランスやタイムマネジメントについての学習会を開催する。

◆会議・校内研修に関すること

- ・各種会議の実施方法等を工夫する。（回数や制限時間の設定、資料事前配付、参加者の厳選、会議資料等の簡易化、タブレット端末を活用したペーパーレス など）
- ・類似内容を扱う校内委員会等の合同設置や構成員の統一を図る。
- ・校内研究や教科教育研究会に係る研究発表会や報告書作成等の簡略化・簡素化を図る。
- ・校内の提案文書や報告書等については、過度に詳細なものとならないよう工夫する。

◆学校が行う調査や連絡に関すること

- ・各種調査について、ＩＣＴ活用などにより効率化を図る。
- ・学校便りや学級便り、ＰＴＡ便り等を整理統合する。

◆校務分掌・学校行事・日課に関すること

- ・教職員の勤務時間を踏まえ、児童生徒の登下校時間を適切に設定する。（朝学習等の開始時間、児童生徒会・委員会活動や部活動等の終了時間の工夫等）
- ・学校行事の統合・削減や事前準備の簡略化・簡素化を進める。
- ・同窓会と協議し、学校の創立記念など周年行事関連業務の簡素化を図る。
- ・校内の各種運営計画（学年計画、学級経営計画など）の重複をなくし、簡略化・簡素化する。
- ・教師用タブレット端末や校内ＷＥＢ掲示板、予定黑板等を活用し、職員朝礼の回数や時間を縮減する。
- ・定期試験日前後に時間割を工夫し、問題作成・採点の時間を確保する。
- ・授業準備の時間や休憩時間の確保を図るための工夫を行う。（ランチルームにおける複数学級の一斉給食の実施 など）
- ・夏季休業期間の登校日や補習等のうち、目的があいまいなものや効果が低いものについては廃止する。

◆環境整備・ＩＣＴ化に関すること

- ・職員室のレイアウトを見直し、業務を効率化する。（机やプリンター等の配置、資料収納スペースの整理等）
- ・机上の整理・整頓を定期的に行い、業務の効率化を図る。
- ・個人が作成した教材・資料等の電子データを学年や教科で共有する。
- ・校内で作成する保護者向け通知文や研修報告書などの作成文書について、様式の電子化・標準化を図る。

◆業務の平準化

- ・長時間勤務となっている職員の業務を他の職員に割り振る、繁忙な時期の業務の実施時期を変えるなど、業務の平準化をさらに推進する。
- ・教頭や主任等の業務のうち、他の職員でもできることを割り振る。
- ・校務分掌を細分化し、一人が担う業務を明確にすることで、特定の者がまとめて行っていた業務を分散させる。
- ・年度当初の業務や学校行事の提案等、その他の定例業務を前年度末までに処理するなど、繁忙期の負担軽減を図る。

（４）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ◆時間外在校等時間が２～６か月平均で８０時間を超える教職員については、医師による面接指導を実施する。
- ◆全ての市立学校で、ストレスチェックを実施し、分析結果に基づいた職場改善を推進する。
- ◆学校ごとに月４回以上の「定時退校日」を設定する。なお、月４回以上の設定が困難な場合は、一斉の定時退校日を２回とし、個別の定時退校日を２回以上設定することも可とする。
- ◆学校ごとに設定している「最終退校時刻」の目標について、各学校の実態に応じてできる限り前倒しに努める。
- ◆夏季休業期間の県内一斉の「リフレッシュウィーク」に合わせて、連続する４日間以上の学校閉庁日を設ける。
 - ・本ウィーク期間中、教育委員会や関係団体が主催する会議等及び各学校における会議
 - ・校内研修は実施しない。また、学校閉庁日に部活動は実施しない。
 - ・学校閉庁日には、電話等による外部からの問合せに対応できるよう連絡先を確保しておく。
- ◆教職員は、長期休業期間の利用などにより、年次有給休暇の年間１０日以上の実取得に努めることとし、管理職はそのための環境整備を図る。
- ◆平日については、原則、勤務時間終了後から、土日・休日については終日を目途として留守番電話対応とし、保護者等に周知する。加えて、緊急連絡先にも不急な連絡は控えてもらうよう依頼する。

7. 今後のフォローアップについて

- ◆取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の勤務時間調査を継続して時間外在校等時間について、教職員の働き方に関する意識調査から働きがいや働きやすさ等に関する目標の達成状況についての把握に努め、毎年度、市のHPで公表すると共に、教育委員会会議や総合教育会議において報告することとする。
- ◆全ての市立学校は、重点目標や経営方針に教職員の働き方や業務改善に関する項目を設け、学校評価の評価項目の一つとして、継続的に評価・改善を行う。
- ◆人事評価の項目に教職員の働き方や業務改善の意識に関する視点が含まれていることを踏まえ、管理職研修や初任者研修等の基本研修において、働き方改革に関する内容の充実を図り、教職員の意識改革をさらに進める。
- ◆働き方改革に関する研修の実施や、希望する学校に個別にワーク・ライフ・バランスやタイムマネジメントについての学習会を開催し指導・助言するなど、支援する機会を設ける。また、好事例等の情報共有に努める。
- ◆教職員の勤務時間の現状や多忙化改善に向けた取組について、様々な機会を通じて保護者や地域の方々の理解と協力を求める。

議案第 8 号

小松市教育研究センター条例施行規則の一部改正について

次のことについて議決を求める。

小松市教育研究センター条例施行規則（平成 11 年小松市教育委員会規則第 1 号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
（開所時間） 第 2 条 教育研究センターの開所時間は、<u>午前 8 時 40 分から午後 5 時 25 分</u>までとする。 _____ _____ _____	（開所時間） 第 2 条 教育研究センターの開所時間は、<u>午前 9 時から午後 5 時</u> _____ _____までとする。<u>ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開所時間を変更することができる。</u>
（休所日） 第 3 条 教育研究センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、<u>これを変更し、又は臨時に休所</u>することができる。 (1) 日曜日<u>並びに月の第 1，第 3 及び第 5 土曜日</u> (2)・(3) [略]	（休所日） 第 3 条 教育研究センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは， _____ 臨時に<u>開所</u>することができる。 (1) 日曜日<u>及び土曜日</u> (2)・(3) [同左]
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は、注記である。	

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 号

小松市立小学校等の体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

次のことについて議決を求める。

小松市立小学校等の体育施設の開放に関する規則（昭和52年小松市教育委員会第4号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
<u>（目的）</u> 第1条 この規則は、小松市における <u>スポーツの振興及びスポーツを通しての健全なグループ活動の育成並びに幼児及び児童の安全な遊び場の確保のために、小松市立小学校、中学校及び義務教育学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で、幼児、児童生徒その他一般市民の利用に供すること（以下「学校体育施設の開放」という。）</u> に関し必要な事項を定めることを目的とする。 [新設] [新設]	<u>（学校体育施設の開放の実施）</u> 第1条 この規則は、本市における <u>子どもの健全な育成の推進及び地域住民の健全なグループ活動の育成の場</u> <u>の確保のため、学校体育施設開放を実施するものとし、学校体育施設の開放の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>（学校体育施設の開放）</u> 第2条 この規則において学校体育施設の開放とは、 <u>学校体育施設（小松市立小学校等設置条例（昭和40年小松市条例第19号）第2条第2項の学校施設のうち体育館、屋外運動場その他の施設並びにこれらに付帯関連する施設であって小松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるものをいう。）を学校教育に支障のない範囲で、幼児、児童生徒その他一般市民の利用に供することをいう。</u>
<u>（教育委員会及び校長の責任）</u>	<u>（管理責任）</u>

第2条 学校体育施設の開放に関する事業は、小松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行うものとする。

2 この規則の実施に 関して、学校体育施設の開放を行う学校（以下「開放学校」という。）の校長は、小松市立学校管理規則（昭和45年小松市教育委員会規則第1号）第45条第1項の規定にかかわらず、学校体育施設の開放に伴う管理上の責任を負わないものとする。

（管理指導員）

第3条 [略]

（開放の種類 _____）

第4条 学校体育施設の開放の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) スポーツ開放 教育委員会が適当と認める運動種目の実施のために屋外運動場及び屋内運動場を開放するものをいう。

(2) [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) [略]

（開放の日時）

第5条 スポーツ _____ 開放の日時は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、開放学校において特別の事情がある場合は、教育委員会は校下体育協会

第3条 小松市学校管理規則（平成14年小松市教育委員会規則第2号）第46条の規定にかかわらず、学校体育施設の開放は、この規則に定めるところによる。

2 学校体育施設の開放に関して、学校体育施設の開放を行う学校（以下「開放学校」という。）の校長は、小松市立学校管理規則（昭和45年小松市教育委員会規則第1号）第45条第1項の規定にかかわらず、学校体育施設の開放に伴う管理上の責任を負わないものとする。

（管理指導員）

第4条 [同左]

（学校体育施設の開放の対象事業）

第5条 学校体育施設の開放の対象となる事業は、次の事業とする。

(1) スポーツ・レクリエーション開放 団体等で行うスポーツ又はレクリエーションの利用に供するため、屋外運動場、屋外運動場又は武道場を開放するものをいう。

(2) [同左]

2 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

（学校体育施設の開放の日時）

第6条 学校体育施設の開放の日時は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、開放学校において特別の事情がある場合は、教育委員会は _____

の意見を聞いて別に定めることができる。

3 遊び場開放の日時は、教育委員会が別に定める。

(スポーツ 開放を利用できる者)

第6条 スポーツ 開放を利用できる者は、次の全ての要件に該当する団体 _____ とする。

(1) 本市の区域内に在住、在勤又は在学する者10人以上で構成されていること。

(2) 当該団体の構成員の半数以上が本市の区域内に在住する _____ 者であること。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(スポーツ 開放の利用登録等)

第7条 スポーツ開放を利用しようとする者は _____, あらかじめ学校体育施設利用登録兼利用申請書(様式第1号)に団体の構成員を記載した名簿を添えて希望する開放学校の管理指導員及び学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 [略]

3 利用登録証兼利用許可証の有効期限は、交付を受けた年度の _____ 末日までとする。

(スポーツ 開放の利用登録等の取消し)

_____ 別に定めることができる。

[削除]

(学校体育施設の開放を利用できる者)

第7条 学校体育施設の開放を利用できる者は、次の全ての要件に該当する団体であって次条の規定による利用者登録を受けたものとする。

(1) 5人以上で構成されていること。 _____

(2) 当該団体の構成員の半数以上が本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者であること。

(3) [同左]

(4) [同左]

(5) [同左]

(学校体育施設の開放の利用登録等)

第8条 前条の利用者登録を受けようとする者は _____, あらかじめ学校体育施設利用登録兼利用申請書(様式第1号)に団体の構成員を記載した名簿を添えて希望する開放学校の管理指導員及び学校長を経て教育委員会に提出しなければならない。

2 [同左]

3 利用登録証兼利用許可証の有効期限は、利用の許可を受けた期間の末日までとする。

(学校体育施設の開放の利用登録等の取消し)

第8条 [略]

[新設]

[新設]

(遊び場開放を利用できる者)

第9条 [略]

(電気代相当分の徴収)

第10条 [略]

(電気代相当分の額)

第11条 前条の電気代相当分は、屋内運動場においては1時間当たり100円、屋外運動場においては1時間当たり150円とする。ただし、教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、電気代相当分の徴収を免除することができる。

- (1) 市又は市立学校が利用するとき。
- (2) 中学生以下を主な構成員とする団体が、健全育成を目的に利用するとき。

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

第9条 [同左]

2 利用団体が遵守しなければならない利用条件及び義務は教育委員会が別に定める。

3 教育委員会は、第1項の規定により利用登録及び利用申請の許可を取り消した場合、第8条の規定により交付した学校体育施設利用登録証兼利用許可証を返納させなければならない。

(遊び場開放を利用できる者)

第10条 [同左]

(電気代相当分の徴収)

第11条 [同左]

(電気代相当分の額)

第12条 前条の電気代相当分は、屋内運動場においては1時間当たり100円、屋外運動場においては1時間当たり150円とする。ただし、教育委員会は、次のいずれかに該当するときは、電気代相当分を徴収しない。

- (1) 市が主催する行事のために利用するとき。
- (2) 市内小中学校、義務教育学校、高等学校が教育活動のために利用するとき。
- (3) 市内保育園、幼稚園、認定こども園が保育又は教育活動のために利用するとき。
- (4) 町内会、こども会、老人会、校下スポーツ協会等が地域活動のために利用するとき。
- (5) 地域展開クラブが利用するとき。
- (6) 指導者以外が主に小中学生の団体に、健全育成のために利用

(3) [略]

(4) 障がい者スポーツ団体による利用，福祉団体が障がい者スポーツの振興を図る目的で利用するとき。

(5) [略]

2 前条の電気代相当分の免除を希望する団体は，あらかじめ学校体育施設電気代相当分減免申請書（様式第3号）を教育委員会を経由して市長に提出しなければならない。

3 市長は，前項の提出があったときは，これを審査し，減免の可否を決定し，学校体育施設利用登録証兼利用（減免）許可証（様式第4号）を交付し，当該提出をした者にその旨を通知する。

（利用者の弁償責任）

第12条 利用者は，開放学校の施設及び設備を故意又は重大な過失によって損傷し，又は亡失したときは，弁償の責任を負うものとする。

（委任）

第13条 [略]

別表（第5条関係）

屋外運動場	平日	5時から 7時30分まで 18時から 21時まで 学校の休業日 学校長の認めた時間
屋内運動場	平日	18時から 21時まで

するとき。

(7) [同左]

(8) [同左]

(9) [同左]

[削除]

[削除]

（利用者の弁償責任）

第13条 利用者は，開放学校の施設及び設備を故意又は_____過失によって損傷し，又は亡失したときは，弁償の責任を負うものとする。

（委任）

第14条 [同左]

別表（第5条関係）

開放施設	開放時間		
	施設	平日	学校の休日
小学校	屋内（体育館）	16時30～21時	学校長が認めた時間
	屋外（グラウンド）	5時～7時30分	学校長が認めた時間

	学校の休業日 学校長の認め た時間
--	-------------------------

	)	16時30 分～21 時	
中学校 義務教 育学校	屋内 (体育 館・武 道場)	19時～ 21時	学校長 が認め た時間
	屋外 (グラ ウンド ・テニ スコー ト)	5時～ 7時30 分 放課後 から日 没まで	学校長 が認め た時間

様式第1号（第7条関係）

様式第1号(第7条関係)

年度

学校体育施設利用登録兼利用申請書

年 月 日

(あて先) 小松市教育委員会

責任者 住 所
氏 名
携帯番号
メールアドレス

学校教育に支障のない範囲で施設の利用を許可くださるよう申請します。

団 体 名		登録人員	人
利用目的(種目)		加入番号	
傷害保険	加入責任者氏名	加入番号	
利用施設	() 学校(学園) () 屋内運動場 () 屋外運動場		
利用日時	定期	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 毎週 曜日 時 分 ～ 時 分 毎週 曜日 時 分 ～ 時 分	
	不定期	令和 年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分 令和 年 月 日 (曜日) 時 分 ～ 時 分	
	利用時間 延長申請理由	(やむを得ず、21時を過ぎて利用申請する場合はその理由を記入)	
利用備品			

学校体育施設利用許可副申請書
上記申請内容のとおり、学校体育施設の利用を許可しても差し支えありません。
学校(学園)校長

様式第1号（第7条関係）

年度

学校体育施設利用登録兼利用申請書

年 月 日

(あて先) 小松市教育委員会

責任者 住 所
氏 名
携帯番号
メールアドレス

学校教育に支障のない範囲で施設の利用を許可くださるよう申請します。

団 体 名		地域民間 ク ラ ブ	
利用目的(種目)		登録人数	
傷 害 保 険	加入責任者 氏 名	加入番号	
	加入期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
利 用 施 設			
利 用 日 時	定 期	年 月 日 ～ 年 月 日 時 分 ～ 時 分 使用箇所 時 分 ～ 時 分 使用箇所 時 分 ～ 時 分 使用箇所 時 分 ～ 時 分 使用箇所 時 分 ～ 時 分 使用箇所 時 分 ～ 時 分 使用箇所 ※「祝日」は、祝日のみ利用する場合に記入してください。	
	不 定 期	年 月 日 時 分 ～ 時 分 使用箇所 年 月 日 時 分 ～ 時 分 使用箇所	
利 用 時 間 延長申請理由	(やむを得ず、21時を過ぎて利用申請する場合はその理由を記入)		
備 考		電気料金 徴収区分	

※ 定期利用と祝日が重なる場合、備考欄に「祝日も利用」と記載してください。

学校体育施設利用許可副申請書
上記申請内容のとおり、学校体育施設の利用を許可しても差し支えありません。
校長

- ・別紙で提出する場合はこの様式相当の項目があること。
- ・小松市情報公開条例に基づき、個人情報の安全確保に努め、提供された情報は、この事業においてのみ使用します。

様式第2号（第7条関係）

- ・管理指導員の指示に従うこと。
- ・利用時間を遵守すること。
- ・学校敷地内は禁煙とする。
- ・利用後の清掃は必ず行うこと。
- ・管理目標には利用実数と正確に記入すること。
- ・屋外体育種目及びフットサルは、校内でのボールの使用を禁止とする（トレーニングのみ）。12～2月の冬季間に小学校1～3年生が行うリフティング等についてはボールの使用を認める。
- ・その他取組を守ること。

- ・別紙で提出する場合は、この様式相当の項目があること。
- ・小松市情報公開条例に基づき、個人情報等の安全確保に努め、提供された情報は、この事業においてのみ使用します。

様式第2号（第7条関係）

- ・管理指導書の指示に賛同すること。
- ・利用時間が15分を越えないこと。
- ・学校敷地内は家族などとする。
- ・利用者間の関係は必ず行うこと。
- ・遊具や遊具には利用人数を正確に入力すること。
- ・遊外時間禁止及びフットボールは、遊外でのボールの使用を禁止とする（ドレインニングのみ）。
- 12～2月の冬期間は小学校1～3年生までが行うフライング等についてはボールの使用を制限する。
- ・その他施設、利用の手続き等を守ることに。

※利用可能回数は4回（4～6月・7～9月・10～12月・1～3月）ごととする。

ただし、利用の必要がなくなる場合がある場合は利用申請書の提出は不要とし、利用期間は自動延長とする。

様式第 3 号（第11条関係）

[削除]
[削除]

様式第 3 号(第 11 条関係)

年度

学校体育施設電気代相当分減免申請書

年 月 日

(あて先) 小松市長

責任者 住 所
氏 名
携帯番号

次のとおり電気代相当分の減免を申請します。

団 体 名	
利用目的 (種目)	
利用施設	() 学校(学園) () 屋内運動場 () 屋外運動場
利用日時	
電気代相当分の金額	該当する項目に○を記入 () 屋内運動場 100 円/時 () 屋外運動場 150 円/時
減免を受けようとする理由	いずれかに○を記入 () 市又は市立学校が利用するとき () 中学生以下を主な構成員とする団体が、健全育成を目的に利用するとき () 65 歳以上のみで構成される団体が、健康増進を目的に利用するとき () 障がい者スポーツの振興を図る目的で利用するとき () その他、教育委員会が公益上必要と認めたとき

様式第 4 号（第11条関係）

[削除]
[削除]

様式第 4 号(第 11 条関係)

年 月 日

様

小松市教育委員会

学校体育施設利用登録証兼利用(減免)許可証

	登録番号	許可番号
団 体 名		
利用目的 (種目)	登録人員	
利用施設		
利用日時		
利用備品		
電気代相当分負担額		

上記団体は、 年度学校体育施設利用登録団体であることを証明し、利用条件を付記して利用を許可します。これに違反した場合は、利用を中止させることがあります。

併せて申請のあった学校体育施設電気代相当分の減免について、次のとおり承認する(承認しない)ことに決定したので通知します。

小松市長

減免該当理由	
減免後の電気代相当分負担額	
不承認の場合の理由	

利用条件

備考 この表中[]及び[]の記載並びに付した下線は、注記である。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 10 号

小松市放課後児童健全育成事業運営交付金要綱の一部を改正する告示について

小松市放課後児童健全育成事業運営交付金要綱の一部を改正する告示を次のとおり制定する。

小松市放課後児童健全育成事業運営交付金要綱の一部を改正する
告示

小松市放課後児童健全育成事業運営交付金要綱（平成22年小松市告示第272号）の一部を次の表のように改正する。

改正前	改正後
小松市放課後児童健全育成事業運営 交付金____要綱 （交付金対象者） 第2条 交付金の交付対象者は、次 に掲げる全ての要件に該当する民 間団体のうち、市長が認めたもの とする。 (1) <u>小松市放課後児童健全育成事 業の設備及び運営に関する基準 を定める条例（平成26年小松市 条例第35号）</u> に規定する事業の 設備及び運営に関する基準に適 合した事業を実施していること。	小松市放課後児童健全育成事業運営 交付金交付要綱 （交付金対象者） 第2条 交付金の交付対象者は、次 に掲げる全ての要件に該当する民 間団体のうち、市長が認めたもの とする。 (1) <u>小松市放課後児童健全育成事 業に関する基準を定める条例（ 令和2年小松市条例第37号）</u> _____に規定する事業の 設備及び運営に関する基準に適 合した事業を実施していること。
(2) [略]	(2) [同左]
(3) [略] ア～カ [略]	(3) [同左] ア～カ [同左]
(4) <u>前項</u> の運営委員会において、 概ね次の事項について審議し、 事業の運営内容を決定している こと。	(4) <u>前号</u> の運営委員会において、 概ね次の事項について審議し、 事業の運営内容を決定している こと。
ア～カ [略]	ア～カ [同左]

2 前項の規定にかかわらず、交付金の交付を受けようとする団体が社会福祉法人である場合は、当該社会福祉法人の規程に基づく理事会または評議会をもって、同項第3号の運営委員会の設置に代えることができる。この場合において、当該団体は、保護者及び学校との連携を図るため、これらの者との連絡会の開催に努めるものとする。

(交付申請)

第4条 交付金の交付を受けようとする団体（以下「運営団体」という。）

は、毎年度市長が定める日までに次の書類により市長に申請しなければならない。

(1)～(7) [略]

[新設]

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請が適正であると認めた場合は、運営団体に対し、交付決定通知書を交付する。

[新設]

(交付金の支払)

第6条 前条の交付決定を受けた交付金の支払いを受けようとする運営団体は

_____, 支払月（別表備考第3号に支払時期として規定する月をいう。）の5日前までに別紙請求書（様式第8号）を市長に提出し

2 前項の規定にかかわらず、交付金の交付を受けようとする団体が社会福祉法人である場合は、当該社会福祉法人の規定に基づく理事会または評議会をもって、同項第3号の運営委員会の設置に代えることができる。この場合において、当該団体は、保護者及び学校との連携を図るため、これらの者との連絡会の開催に努めるものとする。

(交付申請)

第4条 事業を実施している団体（以下「実施団体」という。）が交付金の交付を受けようとするとき

は、毎年度市長が定める日までに次の書類により市長に申請しなければならない。

(1)～(7) [同左]

(8) 放課後児童支援員等の処遇改善（月額9,000円相当賃金改善）を実施するときは、処遇改善（月額9,000円相当賃金改善）申請書（様式第8号）

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請が適正であると認めた場合は、前条の申請を行った団体に対し、交付決定通知書を交付する。

2 前項の交付決定通知書には、交付額の内訳及び交付日を記載するものとする。

(交付金の支払)

第6条 前条の交付決定を受けた団体（以下「交付団体」という。）が交付金の支払いを受けようとするとき

は、支払月（別表備考第4号に支払時期として規定する月をいう。）の5日前までに別紙請求書（様式第8号）を市長に提出し

なければならない。

- 2 市長は前項の請求があったときは、当該通知書で定める期日に交付金を支払うものとする。

(実績報告)

第7条 運営団体は、事業を行った翌年度の4月30日又は事業完了の日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日までに次の書類等を市長に提出するものとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業執行実績報告書(様式第9号)
 - (2) 放課後児童健全育成事業実績表(様式第10号)
 - (3) 収支算書(様式第11号)
 - (4) 処遇改善実績表(様式12号)
- [新設]

(交付金の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告を精査し、適正と認められる額の確定を行い、運営団体に通知するものとする。

- 2 前項 において既に交付している交付金に過不足が生じた場合は、差額を追加交付および還付請求を行うものとする。

(その他報告)

第9条 運営団体は、毎月の事業 状況を翌月10日までに月次報告書(様式第13号)により市へ報告するものとする。

- 2 事故や災害、不審者情報等が発生したときは、別紙緊急時案報告書(様式第14号)の提出により、速やかに市に報告するものとする。

- 3 市から事業内容について別途調査があった場合については、随時速やかに報告するものとする。

なければならない。

- 2 市長は前項の提出があったときは、速やかに 交付金を支払うものとする。

(実績報告)

第7条 交付団体は、事業を行った翌年度の4月30日又は事業完了の日から起算して30日を経過した日のいずれか早い日までに次の書類等を市長に提出するものとする。

- (1) 放課後児童健全育成事業執行実績報告書(様式第10号)
- (2) 放課後児童健全育成事業実績表(様式第11号)
- (3) 収支算書(様式第12号)
- (4) 処遇改善実績表(様式13号)
- (5) 処遇改善(月額9,000円相当賃金改善)収支決算書(様式14号)

(交付金の確定)

第8条 市長は、前条の書類等を精査し、適正と認められる額の確定を行い、交付団体に通知するものとする。

- 2 前項の通知を行う場合において既に交付している交付金に過不足が生じた場合は、差額を追加交付し、又は還付請求を行うものとする。

(月次 報告)

第9条 交付団体は、毎月の事業の実施状況を翌月10日までに月次報告書(様式第15号)により市へ報告するものとする。

- 2 交付団体は、市から事業内容について資料等の提出の請求があった場合は、速やかに市に報告するものとする。

[削除]

(書類等の管理)

第10条 運営団体は、クラブの運営に係る収支及び事業内容の根拠となる書類等について、事業の翌年度から起算して10年間保存するものとする。

2 [略]

(運営内容の変更)

第11条 運営団体が、事業内容や役員、名称等重要な事項を変更したときは、変更の日から1月以内に、市長に対し別紙変更届(様式第15号)を提出しなければならない。

(交付決定の取り消し)

第12条 市長は、交付金を交付した運営団体について事業内容が不適当であると認めたときは、交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項で決定の取り消しを受けた場合及び事業の中止などの事由が生じた場合は、既に交付決定した額の全額または一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

[新設]

[新設]

(苦情処理)

第13条 運営団体は、利用者等からの苦情処理について客観性、公平性をもって解決するために、第三者機関を設置しなければならない。

2 運営団体は、前項の仕組みを施設内に掲示し、利用者へ周知しなければならない。

(書類等の管理)

第10条 交付団体は、事業の実施に係る収支及び事業内容の根拠となる書類等について、事業の実施の翌年度から起算して10年間保存するものとする。

2 [同左]

(運営内容の変更)

第11条 交付団体が、事業内容や代表、名称等重要な事項を変更したときは、当該変更の日から1月以内に、市長に対し別紙変更届(様式第16号)を提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、交付団体についてこの要綱の規定に違反する事実があるときその他の事業の実施が不適当であると認めたときは、当該交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により当該決定を取り消した場合は、既に交付した交付金の全部又は一部について期限を定めて返還を命じるものとする。

(緊急事案報告)

第13条 実施団体は、事故や災害、不審者情報等が発生したときは、緊急事案報告書(様式第17号)の提出により、速やかに市に報告しなければならない。

(苦情処理)

第14条 実施団体は、利用者等からの苦情処理について客観性、公平性をもって解決するために、第三者機関を設置しなければならない。

2 実施団体は、前項の仕組みを施設内に掲示し、利用者へ周知しなければならない。

〔新設〕
〔新設〕

（委任）
第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係） 放課後児童健全育成事業運営交付金基準			
区分	内 容	基準額	
国庫	支援員を 常勤職員 で2名以上 配置	基本額	児童数 1～19人 4,313,000円 ～（19人－児童数）× 29,000円 児童数20～35人 6,552,000円 ～（36人－児童数）× 26,000円 児童数36～45人 6,552,000円 児童数46～70人 6,552,000円 ～（児童数－45人）× 26,000円 児童数71人以上 4,601,000円
		開所日数 加算額	年間開所日数が250日を超える日数 26,000円×日数
		長時間開 所加算額	平日分 1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する 場合、1日6時間を超えかつ18時を超える時間の 年間平均時間数 671,000円 ×年間平均時間数 長期休暇等 分 長期休暇時に、1日8時間を超えて開所する場 合、1日8時間を超える時間の年間平均時間数 302,000円 ×年間平均時間数
		基本額	児童数 1～19人 2,629,000円 ～（19人－児童数）× 29,000円 児童数20～35人 4,868,000円 ～（36人－児童数）× 26,000円 児童数36～45人 4,868,000円 児童数46～70人 4,868,000円 ～（児童数－45人）× 26,000円 児童数71人以上 2,917,000円
		開所日数 加算額	年間開所日数が250日を超える日数 20,000円×日数
		長時間開 所加算額	平日分 1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場 合、1日6時間を超えかつ18時を超える時間の年 間平均時間数 621,000円 ×年間平均時間数 長期休暇等 分 長期休暇時に、1日8時間を超えて開所する場 合、1日8時間を超える時間の年間平均時間数 190,000円 ×年間平均時間数
		障がい児受入推進	障がい児専任支援員を配置した場合の経費（1人目） 2,059,000円
	支援員を 常勤・非常 勤職員 問わず2 名以上配 置	基本額	児童数 1～19人 4,313,000円 ～（19人－児童数）× 29,000円 児童数20～35人 6,552,000円 ～（36人－児童数）× 26,000円 児童数36～45人 6,552,000円 児童数46～70人 6,552,000円 ～（児童数－45人）× 26,000円 児童数71人以上 4,601,000円
		開所日数 加算額	年間開所日数が250日を超える日数 26,000円×日数
		長時間開 所加算額	平日分 1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場 合、1日6時間を超えかつ18時を超える時間の年 間平均時間数 671,000円 ×年間平均時間数 長期休暇等 分 長期休暇時に、1日8時間を超えて開所する場 合、1日8時間を超える時間の年間平均時間数 302,000円 ×年間平均時間数
		基本額	児童数 1～19人 2,629,000円 ～（19人－児童数）× 29,000円 児童数20～35人 4,868,000円 ～（36人－児童数）× 26,000円 児童数36～45人 4,868,000円 児童数46～70人 4,868,000円 ～（児童数－45人）× 26,000円 児童数71人以上 2,917,000円
		開所日数 加算額	年間開所日数が250日を超える日数 20,000円×日数
		長時間開 所加算額	平日分 1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場 合、1日6時間を超えかつ18時を超える時間の年 間平均時間数 621,000円 ×年間平均時間数 長期休暇等 分 長期休暇時に、1日8時間を超えて開所する場 合、1日8時間を超える時間の年間平均時間数 190,000円 ×年間平均時間数
		障がい児受入推進	障がい児専任支援員を配置した場合の経費（1人目） 2,059,000円

様式第1号（第4条関係）

年 月 日
（あて先） 小松市長
クラブ名
運営団体 所 在 地
名 称
代表者名

年度 放課後児童健全育成事業運営交付金交付申請書

年度放課後児童健全育成事業について、次のとおり運営交付金を
交付くださるよう申請します。

- 事業の目的 放課後児童健全育成事業の実施
- 事業の実施期間 年4月1日 ～ 年3月31日
- 交付金の額 円
- 添付書類 ① 交付金積算内訳
② 事業計画書
③ 運営委員会等役員名簿
④ 支援員名簿
⑤ 対象児童名簿
⑥ 専任支援員配置加算申請書（必要に応じて）
⑦ 処遇改善申請書（必要に応じて）

（委託団体等への準用）
第15条 市が実施する事業であって、当該事業を市以外の団体に委託する場合（当該委託が指定管理の方式による場合を含む。）の当該団体の当該事業の実施に関する委託料等については、この要綱の規定（第2条第1項第2号の規定を除く。）を準用する。
（委任）
第16条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第3条関係） 放課後児童健全育成事業運営交付金基準				
区分		内 容	基準額	
国庫	支援員を 常勤職員 で2名以上 配置	基本額	児童数 1～19人 児童数20～35人 児童数36～45人 児童数46～70人 児童数71人以上	
		開所日数 加算額	年間開所日数が250日を超える日数	
		長時間開 所加算額	平日分 1日6時間を超え、かつ18時半を超えて開所する 場合、1日6時間を超えかつ18時半を超える時間 の年間平均時間数 長期休暇等 分 長期休暇時に、1日8時間を超えて開所する場合 1日8時間を超える時間の年間平均時間数	石川県放課後児童クラブ 等運営費補助金と児童 福祉会費補助金又は 補助金の経費当り又は 相当額
		基本額	児童数 1～19人 児童数20～35人 児童数36～45人 児童数46～70人 児童数71人以上	
		開所日数 加算額	年間開所日数が250日を超える日数	
		長時間開 所加算額	平日分 1日6時間を超え、かつ18時半を超えて開所する 場合、1日6時間を超えかつ18時半を超える時間 の年間平均時間数 長期休暇等 分 長期休暇時に、1日8時間を超えて開所する場合 1日8時間を超える時間の年間平均時間数	
		支援員を 常勤・非 常勤職員 問わず2 名以上配 置	基本額	児童数 1～19人 児童数20～35人 児童数36～45人 児童数46～70人 児童数71人以上
	開所日数 加算額	年間開所日数が250日を超える日数		
	長時間開 所加算額	平日分 1日6時間を超え、かつ18時半を超えて開所する 場合、1日6時間を超えかつ18時半を超える時間 の年間平均時間数 長期休暇等 分 長期休暇時に、1日8時間を超えて開所する場合 1日8時間を超える時間の年間平均時間数		
	障がい児受入推進		障がい児専任支援員を配置した場合の経費（1人目）	

様式第1号（第4条関係）

年 月 日
（あて先） 小松市長
クラブ名
運営団体 所 在 地
名 称
代表者名

年度 放課後児童健全育成事業運営交付金交付申請書

年度放課後児童健全育成事業について、次のとおり運営交付金を
交付くださるよう申請します。

- 事業の目的 放課後児童健全育成事業の実施
- 事業の実施期間 年4月1日 ～ 年3月31日
- 交付金の額 円
- 添付書類 ① 交付金積算内訳
② 事業計画書
③ 運営委員会等役員名簿
④ 支援員名簿
⑤ 対象児童名簿
⑥ 専任支援員配置加算申請書（必要に応じて）
⑦ 処遇改善申請書（必要に応じて）

[illegible]

		クラブ名			
区分		内 容	基準額	金 額	
国庫	支援員を常勤職員で2名以上配置	基本額 児童数1～19人 児童数20～35人 児童数36～45人 児童数46～70人 児童数71人以上	児童数	人	円
	開所日数加算額	年間開所日数が250日を超える日数	日数	日	円
	平日	1日6時間を越え、かつ18時半を超えて開所する場合、1日6時間を越え、かつ18時半を超える時間の2割を時数算	時間数	時間	円
	長時間開所加算額	長期休養施設時、1日8時間を越えて開所休養する場合、1日8時間を越える時間の半額を時数算	時間数	時間	円
	支援員を常勤・非常勤職員配増2名以上配置	基本額 児童数1～19人 児童数20～35人 児童数36～45人 児童数46～70人 児童数71人以上	児童数	人	円

团体名	
代表者名	

团体名
代表者名

様式第9号 (第7条関係)

年 月

(あて先) 小松市長

クラブ名
運営団体 所在地
名 称
代表者名

年度放課後児童健全育成事業執行実績報告書

年度放課後児童健全育成事業は、次のとおり完了しましたので報告いたします。

1. 交付金の決定額
及びその精算額

交付決定額 円
精 算 額 円

2. 事 業 期 間

年 4 月 1 日 ～ 年 3 月 31 日

3. 添 付 書 類

① 放課後児童健全育成事業実績表
② 収支決算書

様式第 10 号 (第 7 条関係)

年度 放課後児童健全育成事業実績表 1

クラブ名

表 1 利用状況		クラブ名													
月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	平均
開所日数															
児童 数	1 年生														
	2 年生														
	3 年生														
	4 年生														
	5 年生														
	6 年生														
	合 計														
うち 障がい児															

※児童数は当該月に放課後児童クラブを利用した。または利用予定であった児童の数

表2 実施状況					
年間開所日数	合計			日	長期休暇日等①②は開所時間の長期休暇日等①②の日数をそれぞれ記入
	平日			日	
	長期休暇日等①			日	
	長期休暇日等②			日	
開所時間	平日	：	～	：	時間
	長期休暇日等①	：	～	：	時間
	長期休暇日等②	：	～	：	時間
障がい児氏名 利用月数	児童①	氏名：			ヶ月
	児童②	氏名：			ヶ月
	児童③	氏名：			ヶ月
	児童④	氏名：			ヶ月
支援員数 (障がい児専任支援員含)					雇用人数ではなく、開所時間中に実際に配置された人数
障がい児専任支援員数					

[illegible]

様式第 16 号 (第 7 条関係)

年 月

(あて先) 小松市長

クラブ名
運営団体 所在地
名称
代表者名

年度放課後児童健全育成事業執行実績報告書

年度放課後児童健全育成事業は、次のとおり完了しましたので報告いたします。

1. 交付金の決定額
及びその精算額

交付決定額 円
精 算 額 円

2. 事業期間

年 4 月 1 日 ～ 年 3 月 31 日

3. 添付書類

① 放課後児童健全育成事業実施表
② 収支決算書

様式第 11 号 (第 7 条関係)

年度 放課後児童健全育成事業実績表 1

クラブ名

表 1 利用状況

月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	平均
開所日数															
児童数	1 年生														
	2 年生														
	3 年生														
	4 年生														
	5 年生														
	6 年生														
	合 計														
うち 障がい児															

※児童数は当該月に放課後児童クラブを利用した、または利用予定であった児童の数

表2 実施状況		日		長期休暇日等①②は開所時間の長期休暇日等①②の日数をそれぞれ記入
年間開所日数	合計	日		
	平日	日		
	長期休暇日等①	日		
		長期休暇日等②	日	
開所時間	平日	～	時間	長期休暇日等は、土曜と夏休み等で開所時間が異なる場合は土曜日を①、その他を②にそれぞれ記入
	長期休暇日等①	～	時間	
	長期休暇日等②	～	時間	
障がい児氏名利用月数	児童①	氏名：～	ヶ月	専任支援員が配置された児童が対象 対象児童がクラブに登録され、かつ、専任支援員を雇用した月数をそれぞれ記入
	児童②	氏名：～	ヶ月	
	児童③	氏名：～	ヶ月	
	児童④	氏名：～	ヶ月	
支援員数 (障がい児専任支援員含)				雇用人数ではなく、開所時間中に実際に配置された人数
障がい児専任支援員数				

【収入】		年度 収支決算書	クラブ名
種 目	収入額 (円)	内 容	
前年度繰入			
会費会費			
その他		お小遣い金	
交付金繰入			
助成金繰入			
前年度繰越金			
その他繰入			
合 計			

【支出】		年度 収支決算書	クラブ名
種 目	支出額 (円)	内 容	
会費徴収金			
会費徴収金			
徴収金徴収金		お小遣い金	
合 計			
大会費支出			
競技経費・会費			
大会経費(費)・運営費(主)他経費			
経費別支費		競技費別支費	
その他支出			
事務費支出			
会費			
経費別支費			

処遇改善実績報告書（放課後児童支援員等処遇改善）

	賃金改善した給与
--	----------

■添付書類

- ①貸金台帳等、平成 25 年度・当該年度の支出を示す資料
- ②雇用契約書の写し
- ③業務分担表

クラブ名

区分(注)は①～③のいずれかを記入してください	合 計	
① 施設運営に必要経費 (固定資産持分等) 交付額(上限) 円	交付額合計 (上限 円)	
② 経費年50万円以上の施設運営費支援員費が指定する研修受講課		
交付額(上限) 円		(単位: 円)
③ 経費年50万円以上の施設運営費支援員 (主任) が指定する研修受講課		
交付額(上限) 円		
事業費改善の全額又は一部が、基本給により行われていること		
■添付書類		
①賃金台帳等、平成28年度、当該年度の支払額を示す資料		

処遇改善実績報告書（放課後児童支援員等処遇改善）

	賃金改善した給与
--	----------

■添付書類

- ①貸金台帳等、平成25年度・当該年度の支出を示す資料
- ②雇用契約書の写し
- ③業務分担表

クラブ

① 放債先5名以上のうち2名以上を記入してください ② 放債先5名以上の放債先役員所持者 交付額上欄 ③ 放債先5名以上の放債先役員所持者以外で指定する研究費受渡 交付額上欄 ④ 放債先5名以上の放債先役員所持者(主役)で指定する研究費受渡 交付額上欄 市社会費支出の全部又は一部は、基本給により行われていること	合 計 交付額合計(上欄) _____円 (単位: 円)
--	------------------------------------

■ 備考欄
 ① 貸付金利率等、平成28年度、当該年度の支出額を示す資料

① 實業實事

謝平 味合

※ 費用は、この価格に別途送料がかかります。

・ 卒業後田舎へ戻り多（才）種班（多）

： 各書提升

賃金改善内訳（職員別内訳）

※賞色の写真について記入をお願いします。

同行が見えない場合は適宜添乗すること。

様式第 13 号（第 9 条関係）

年 月 日

小松市教育委員会生涯学習課 あて

クラブ名

記入者

放課後児童健全育成事業月次報告書

当放課後児童クラブにおける 年 月分の実績等について、下記のとおり報告します。

1. 実績

開所日数	日	児童数	人
平日	日	1 年生	人
長期休暇日等 ①（土曜）	日	2 年生	人
長期休暇日等 ②（その他）	日	3 年生	人
利用料金額 （月額合計）	円	4 年生	人
当月利用児童数	人	5 年生	人
延べ利用児童数	人	6 年生	人
エネルギー 使用量	種 別	使 用 量	料 金
	水 道	m	円

放課後児童健全育成事業月次報告書（その 2）

クラブ名

2. 職員の異動（異動ありの場合）

区分	（フリガナ）氏 名	年齢	生年月日	雇用日	資格の状況	特別優遇 （1）～（3）
新任	（ ）	S 年	月 日	月 日	認定資格 有・無 その他資格 有・無	
退職	（ ）	S 年	月 日	月 日	認定資格 有・無 その他資格 有・無	
新任	（ ）	S 年	月 日	月 日	認定資格 有・無 その他資格 有・無	
退職	（ ）	S 年	月 日	月 日	認定資格 有・無 その他資格 有・無	
新任	（ ）	S 年	月 日	月 日	認定資格 有・無 その他資格 有・無	
退職	（ ）	S 年	月 日	月 日	認定資格 有・無 その他資格 有・無	
新任	（ ）	S 年	月 日	月 日	認定資格 有・無 その他資格 有・無	
退職	（ ）	S 年	月 日	月 日	認定資格 有・無 その他資格 有・無	

※区分の欄は該当するものに○を付けてください

3. 職員体制の変更（開所時間中に配置されている支援員数）

	変更前	変更後
平日	人	人
長期休暇日等	人	人

4. 事故・けが等の発生状況（病院等に送ったものを記入してください）

発生日	区分	概要
-----	----	----

様式第 15 号（第 11 条関係）

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

（あて先）小松市長

クラブ名

運営団体 所在地
名 称

代表者名

放課後児童健全育成事業を次のとおり変更したので届け出ます。
【備考】変更する事項により、必要な書類を添付。

様式第 14 号（第 9 条関係）

緊急事業報告書

報告日時	年 月 日（ ） 時 分
報告者	クラブ名 氏名
対象児童	ふりがな氏名 生年月日 年 月 日 性別 男・女 学校・学年 小学校 年生
発生の体制	児童数 人 支援員数 人 内認定資格所持者数 人
発生日時	年 月 日（ ） 時 分頃
発生場所	
負傷等の状況	
原因	
発生状況	発生状況（必要に応じて写真・図面を添付）

様式第 15 号（第 9 条関係）

年 月 日

小松市教育委員会生涯学習課 あて

クラブ名

記入者

放課後児童健全育成事業月次報告書

当放課後児童クラブにおける 年 月分の実績等について、下記のとおり報告します。

1. 実績

開所日数	日	児童数	人
平日	日	1 年生	人
長期休暇日等 ①（土曜）	日	2 年生	人
長期休暇日等 ②（その他）	日	3 年生	人
利用料金額 （月額合計）	円	4 年生	人
当月利用児童数	人	5 年生	人
延べ利用児童数	人	6 年生	人
エネルギー 使用量	種 別	使 用 量	料 金
	水 道	m	円

放課後児童健全育成事業月次報告書（その 2）

クラブ名

2. 職員の異動（異動ありの場合）

区分	（フリガナ）氏 名	年齢	生年月日	雇用日	資格の状況	特別優遇 （1）～（3）
新任	（ ）	S 年	月 日	月 日	認定資格 有・無 その他資格 有・無	
退職	（ ）	S 年	月 日	月 日	認定資格 有・無 その他資格 有・無	
新任	（ ）	S 年	月 日	月 日	認定資格 有・無 その他資格 有・無	
退職	（ ）	S 年	月 日	月 日	認定資格 有・無 その他資格 有・無	
新任	（ ）	S 年	月 日	月 日	認定資格 有・無 その他資格 有・無	
退職	（ ）	S 年	月 日	月 日	認定資格 有・無 その他資格 有・無	
新任	（ ）	S 年	月 日	月 日	認定資格 有・無 その他資格 有・無	
退職	（ ）	S 年	月 日	月 日	認定資格 有・無 その他資格 有・無	

※区分の欄は該当するものに○を付けてください

3. 職員体制の変更（開所時間中に配置されている支援員数）

	変更前	変更後
平日	人	人
長期休暇日等	人	人

4. 事故・けが等の発生状況（病院等に送ったものを記入してください）

発生日	区分	概要
-----	----	----

様式第 16 号（第 11 条関係）

放課後児童健全育成事業変更届

年 月 日

（あて先）小松市長

クラブ名

運営団体 所在地
名 称

代表者名

放課後児童健全育成事業を次のとおり変更したので届け出ます。
【備考】変更する事項により、必要な書類を添付。

様式第 17 号（第 13 条関係）

緊急事業報告書

報告日時	年 月 日（ ） 時 分
報告者	クラブ名 氏名
対象児童	ふりがな氏名 生年月日 年 月 日 性別 男・女 学校・学年 小学校 年生
発生の体制	児童数 人 支援員数 人 内認定資格所持者数 人
発生日時	年 月 日（ ） 時 分頃
発生場所	
負傷等の状況	
原因	
発生状況	発生状況（必要に応じて写真・図面を添付）

備考 この表中〔 〕及び〔 〕の記載並びに付した下線は、注記である。

附 則

- この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 前項の規定にかかわらず、別表の一部改正（放課後児童支援員等処遇改善（月額 9,000 円相当賃金改善）部分を除く）及び様式第 1 号の一部改正（放課後児童支援員等処遇改善（月額 9,000 円相当賃金改善）部分を除く）は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
- 小松市放課後児童健全育成事業（特例措置分）交付金交付要綱（令和 3 年小松市告示第 188 号）は廃止する。

議案第 11 号

小松市学校規模及び配置最適化基本方針の策定について

次のことについて議決を求める。

記

小松市学校規模及び配置最適化基本方針（別添のとおり）



小松市学校規模及び配置最適化基本方針について

(概要版:案)

～児童生徒のより良い教育環境の確保に向けて～

【学校最適化検討チーム】

小松市学校規模及び配置最適化基本方針(案)について



【構成】 I 小松市学校規模及び配置最適化基本方針の概要

- 1 はじめに
- 2 本方針の基本的事項

II 本市小中学校の現状と課題

- 1 児童生徒数の見込み
- 2 学校施設の状況
- 3 学校教育以外の目的での学校施設の利用

III 本市小中学校が有すべき施設の水準・機能

- 1 本市が目指すべき教育のあり方
- 2 本市が目指すべき学校施設の水準と機能

IV 本市小中学校における適正規模・適正配置

- 1 本市が目指すべき学校の適正規模
- 2 本市が目指すべき学校の適正配置
- 3 適正配置の実施手法と実施時期



はじめに

- ▶本市では、令和7年4月に「こまつの教育大綱」を改訂し、時代の変化に対応した持続可能な学校教育環境の整備を重要な視点として位置付けた。
- ▶本市の人口は長年10万人台で推移しているものの、少子化により15歳未満人口の割合は約40年前と比較し半減しており、今後も児童生徒数の減少が見込まれる。
- ▶文部科学省の手引きでは、多様な学びや社会性を育むためには一定規模の児童生徒集団の確保が望ましいとされているが、本市では同省の標準を下回る学校の割合が増加している。
- ▶こうした状況を踏まえ、人口動向の分析やアンケート調査、市民対話会、パブリックコメント等を経て、本市小中学校の規模及び配置の最適化に関する基本方針を策定する。

こまつの教育大綱(令和7年4月改訂)

教育理念

Learn Well, Live Well

いつだって、誰だって、新しい可能性を

良い学び(教育)が、良い暮らし(人生)

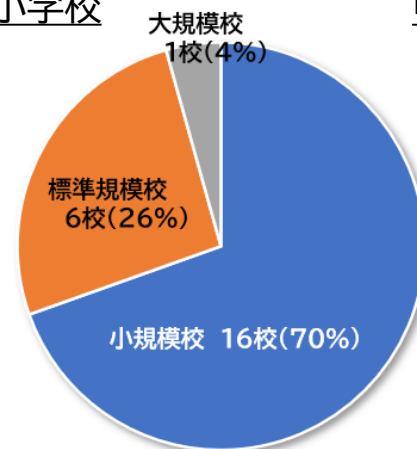
につながる。誰でも学びたいときに

学べる環境がある。

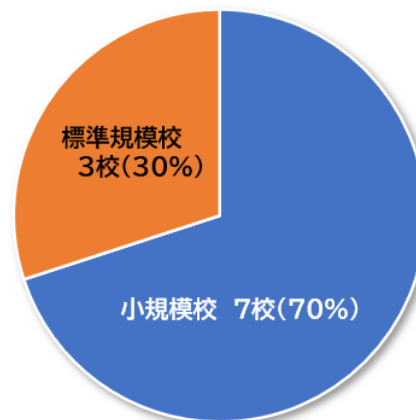


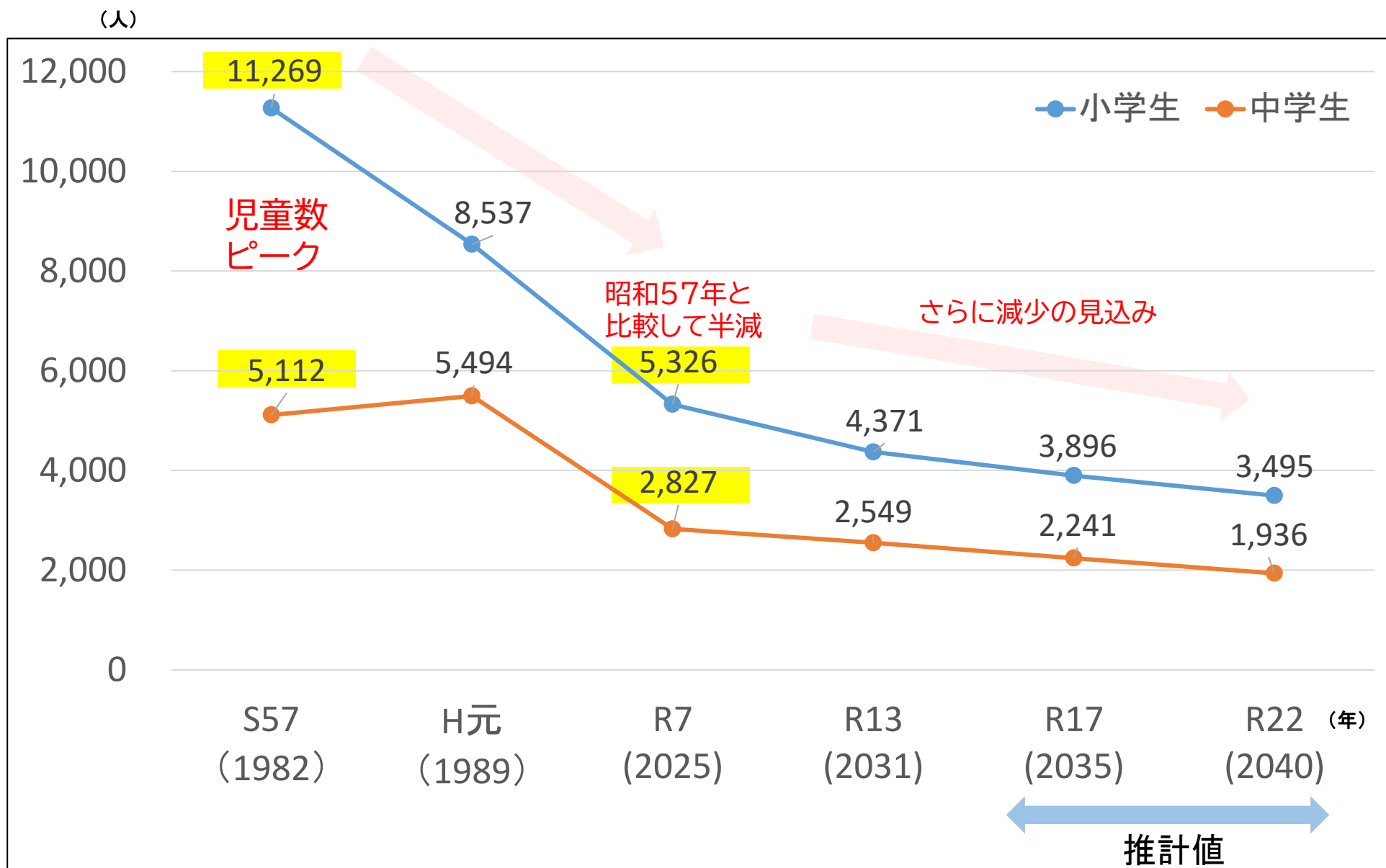
学級数から見た学校規模(R7年度)

小学校



中学校





学校施設の状況

- ▶市の学校施設は昭和30年代から50年代に建設されたものが多く、耐震化は完了しているものの、築50年以上の校舎が多数残っており、維持管理費は増加傾向にある。
 - ▶市民からは、体育館の空調設備、送迎用駐車スペース、バリアフリー化などの要望が寄せられている。
 - ▶保護者アンケートでは、「校舎や設備が整っている」とする評価は相対的に低く、施設面への評価は限定的である。
- また、児童生徒数は減少しているものの、日本語支援や特別支援教育など教育ニーズの多様化により、校内の未利用スペースは多くない状況となっている。

学校教育以外の目的での学校施設の利用

- ▶放課後児童健全育成事業(学童保育)や学校体育施設開放事業、災害時の避難所としての利用が進んでいるものの、利用スペースの狭さや設備の不足などの課題がある。

学校施設の建築年数

築年数単位:年

小学校						中学校		
学校名	建築年度	築年数	学校名	建築年度	築年数	学校名	建築年度	築年数
1 芦城小	H22改築(S37)	14	12 日末小	H17改築(S36)	19	1 芦城中	H11改築(S31)	25
2 稚松小	S37	62	13 符津小	S43	56	2 丸内中	H21改築(S37)	15
3 安宅小	H24改築(S38)	12	14 栗津小	S42	57	3 松陽中	S41	58
4 犬丸小	S40	59	15 木場小	S47	52	4 御幸中	H24改築(S39)	12
5 荒屋小	S40	59	16 矢田野小	S46	53	5 南部中	H17改築(S33)	19
6 第一小	H24改築(S34)	12	17 月津小	S43	56	6 国府中	S46	53
7 苗代小	S43	56	18 那谷小	S46	53	7 中海中	S52	47
8 蓮代寺小	S44	55	19 国府小	S35	64	8 安宅中	S52	47
9 向本折小	S40	59	20 中海小	S45	54	9 板津中	S58	41
10 今江小	S40	59	21 東陵小	S49	50	義務教育学校		
11 串小	S42	57	22 能美小	S53	46	1 松東みどり学園	R2統合(S41)	4

目指すべき教育のあり方

- ▶国が示す「令和の日本型学校教育」は、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現を通して、持続可能な社会の創り手の育成を目指している。
- ▶本市においても、「学びのBest Balance」を基本方針に、特別支援教育や不登校支援などを通して、児童生徒一人ひとりに応じた学校教育環境の整備を進めている。

目指すべき学校施設の水準と機能

- ▶「目指すべき教育のあり方」を実現するためには、児童生徒が多様な考えに触れ協働的に学ぶことができる一定の学校規模の確保が重要であり、小中学校の適正規模・適正配置(後掲)を進める。
- ▶学習スペース:ICTを活用し、学校施設全体を学びの場と捉えるとともに、教室面積の見直しや空間の可変性を確保することで、多様な学びに柔軟に対応できる学校施設を整備する。
- ▶インクルーシブ教育:バリアフリー化を基本に、落ち着いて学習できる場や医療的ケアに対応した支援スペースを確保するとともに、不登校児童生徒等への学習支援や相談のための別室を整備し、性同一性等にも配慮した誰もが安心して学べる施設環境を整備する。
- ▶共創空間:学校を地域コミュニティの拠点と位置付け、地域と連携・協働する活動を生み出す「共創空間」を整備する。
- ▶屋内・屋外運動場:体育活動の充実や地域利用を見据え、屋内運動場の空調設備や、学校区画とは分離されたトイレ、更衣室等を整備する。

小中学校の適正規模

- ▶文部科学省の基準(小中学校ともに12～18学級)を基本とするが、市の方針によりそれを下回る小規模校とすることも可能とする。
- ▶1クラス当たりの児童生徒数は、法令等に基づき石川県教育委員会が小学校35人、中学校40人を標準と定めており、基本的にその基準に従うものとする。
なお、2040(令和22)年度における1学級当たりの児童生徒数は、近年の少人数化の傾向を踏まえ、小学校30人、中学校35人と見込む。
- ▶小中学校の標準的な児童生徒数は、小学校337人($22.5人 \times 2.5クラス \times 6学年$)、中学校391人($29人 \times 4.5クラス \times 3学年$)とし、望ましい児童生徒数の上限を標準の概ね1.5倍、下限を概ね0.75倍とする。

小中学校の適正配置

- ▶中学校下が複数の小学校下を包括することを基本とし、中学校の配置を検討した上で、構成する小学校下を検討する。
- ▶中学校の配置＝生徒の通学距離の総和が最小となる地点を基本とし、交通事情や通学の安全性を踏まえた地域バランスを総合的に判断して配置する。
- ▶小学校の配置は中学校の再配置を前提とし、1つの中学校区が複数の小学校区を包含するよう校区を設定する。
- ▶小学校は地域に密着した機能を有することから、立地条件や通学環境等を踏まえ、適正規模を下回る場合でも設置を継続できるものとする。

適正配置の実施手法

- ▶適正配置は既存施設の活用を基本とし、立地条件や必要機能の確保が困難な場合は新設方式も含め検討。
- ▶過小規模校の解消を優先し、児童生徒数の推移を踏まえ、計画年度に向け段階的に実施する。

目指すべき学校数・実施時期

- ▶標準的な学校規模を基に、小中学校ごとの適正な学校数(下限)の目安を設定する。
- ▶複式学級の学校、又は5年以内に複式となる学校は可及的速やかに適正配置を実施。
- ▶5年以内に望ましい児童生徒数の下限を下回る学校は、概ね5年以内に適正配置。

令和7年度取り組み

- 8月
 - ・本市が目指す「これからの学校像」の検討
 - ・適正規模・適正配置基本方針策定準備
 - ・市が目指す教育
 - ・学校の在り方に関するアンケート実施（保護者・市民・教職員）
- 9月～
 - ・アンケート集計・分析
 - ・適正規模・適正配置基本方針とりまとめ
- 10～11月
 - ・市政懇談会の実施
- 1月
 - ・市PTA連合会との対話会の実施
- 3月
 - ・パブリックコメント募集・公表
 - ・総合教育会議への付議
 - ・「基本方針」策定

令和8年度以降の予定

個別具体的な計画の策定

- ・素案の作成
- ・総合教育会議への付議
- ・パブリックコメント募集・公表

対象校地域での説明会の実施

学校配置最適化・再配置実施に向けての課題

- ・最適化、再配置の実施による不利益（通学距離が長くなること、学校と地域のつながりが弱まる、地域に学校があることが子育てに大切、学校教育以外の学校の機能）のリカバリーの策を示す必要
- ・最適化、再配置の実施による学校跡地の活用策の検討
- ・最適化、再配置の実施について必要性を感じていない者への現状周知、理解を求めること
- ・小規模校が必要とする需要への対応（学びの多様化学校、義務教育学校の併設による様々な受け皿が必要かの検討）

小松市学校規模及び配置最適化基本方針（案）



Learn Well, Live Well

いつだって、誰だって、新しい可能性を

令和 8 年 3 月
小松市教育委員会

目 次

I	小松市学校規模及び配置最適化基本方針の概要	…… P 1
1	はじめに	…… P 1
2	本方針の基本的事項	……P 3
	(1) 本方針の位置づけ	…… P 3
	(2) 本方針の変更等	…… P 3
	(3) 本方針の計画年度	…… P 4
	(4) 児童生徒数の推計の概要	…… P 4
	(5) アンケートの概要	…… P 5
II	本市小中学校の現状と課題	……P 6
1	児童生徒数の見込み	…… P 6
	(1) 本推計による本市の児童数の推移の見込み	…… P 6
	(2) 本推計による本市の生徒数の推移の見込み	…… P 7
	(3) 児童生徒の通学手段	…… P 7
2	学校施設の状況	…… P 8
	(1) 本市小中学校の建設状況	…… P 8
	(2) 本市小中学校の施設に対する市民等の満足度	…… P 9
3	学校教育以外の目的での学校施設の利用	…… P 10
	(1) 放課後児童健全育成事業	…… P 10
	(2) 学校体育施設開放事業	…… P 11
	(3) 避難所	…… P 11
III	本市小中学校が有すべき施設の水準・機能	……P 12
1	本市が目指すべき教育のあり方	…… P 12
	(1) 令和の日本型学校教育を目指して（中教審第 228 号）	…… P 12
	(2) 本市の学校教育	…… P 13

- 2 本市が目指すべき学校施設の水準と機能 …… P 13
 - (1) 小中学校の児童生徒の適正規模の確保の重要性 …… P 13
 - (2) 学習スペースとしての学校施設 …… P 14
 - (3) インクルーシブ教育の推進のための施設 …… P 15
 - (4) 地域や社会と連携・協働する共創空間 …… P 16
 - (5) 屋内運動場 …… P 17
 - (6) 屋外運動場 …… P 17

IV 本市小中学校における適正規模・適正配置 …… P 18

- 1 本市が目指すべき学校の適正規模 …… P 18
 - (1) 1 校当たりの学級数 …… P 18
 - (2) 1 学級当たりの児童生徒数 …… P 18
 - (3) 標準的な 1 学校当たりの児童生徒数 …… P 19
 - (4) 計画年度（令和 22 年度）における学校数の目安（下限） …… P 19
- 2 本市が目指すべき学校の適正配置 …… P 19
 - (1) 中学校の適正配置の基本的な考え方 …… P 19
 - (2) 小学校の適正配置の基本的な考え方 …… P 20
 - (3) その他、適正配置の実施に際し考慮すべき事項 …… P 20
- 3 適正配置の実施手法と実施時期 …… P 21
 - (1) 小学校と中学校の検討の順序 …… P 21
 - (2) 適正配置の実施手法 …… P 21
 - (3) 適正配置の実施時期 …… P 22
 - (4) 適正配置の実施における留意事項 …… P 22

別紙 1 児童生徒数 校下別出生数推計モデル …… P 別紙 1 -1

別紙 2 学校配置最適化に関するアンケートの結果 …… P 別紙 2 -1

別紙 3 児童生徒数の推移の見込み …… P 別紙 3 -1

別紙 4 小中学校の建設状況 …… P 別紙 4 -1

I 小松市学校規模及び配置最適化基本方針の概要

1 はじめに

本市の人口は、1974（昭和 49）年に 10 万人を超えて以降、2004（平成 16）年までは増加が続き、その後は減少に転じたものの、今日までの半世紀にわたり 10 万数千人台で推移している。

しかし、少子高齢化等の影響を受けて人口の年齢構成は大きく変化しており、15 歳未満人口の割合は約 40 年前から半減する一方、65 歳以上人口の割合は全体の 3 割近くに達し、両者は逆転している。さらに、直近 5 年間（2018（平成 30）年～2023（令和 5）年）の人口減少率▲2.4%は、減少が始まった 2005（平成 17）年からの 5 年間（▲1.2%）に比べて約 2 倍となっている（「こまつ人口レポート」2025 年 1 月公表より引用）。

本市の市立小中学校（以下、「本市小中学校」という。）の児童生徒数は、2025（令和 7）年 5 月 1 日時点で小学校 5,326 人、中学校 2,827 人の計 8,153 人であるが、1982（昭和 57）年時点の小学校 11,269 人、中学校 5,112 人、計 16,381 人と比較すると、約 2 分の 1 に減少しており、今後もさらなる減少が見込まれている。

学校教育においては、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、互いに認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育むとともに、社会性や規範意識を身に付けることが重要である。そのためには、一定規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいとされている（文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等

に関する手引」平成 27 年 1 月 27 日。以下「国手引き」という。)

本市においては、文部科学省が定める学校規模の標準を下回る学校が、2013 (平成 25) 年時点では、小学校 14 校/25 校、中学校 7 校/10 校、計 21 校/35 校であった。その後、2018 (平成 30) 年に中山間地域にある波佐谷小学校、金野小学校、西尾小学校を統合し、さらに 2021 (令和 3) 年には松東中学校も統合して松東みどり学園として義務教育学校化したものの、2025 (令和 7) 年には、小学校 (義務教育学校を含む。) 16 校/23 校、中学校 (義務教育学校を含む。) 7 校/10 校、計 22 校/32 校と、学校規模の標準を下回る学校の割合は約 1 割増加しており、状況は改善していない。

これらの状況を踏まえ、本市では、本市小中学校の規模及び配置の最適化を図ることが急務であるとして、まずその一般的な考え方やルールを定めるものとして、「小松市学校規模及び配置最適化基本方針」(以下、「本方針」という。)を令和 7 年度中に策定することとし、手続きを進めてきた。具体的には、1982 (昭和 57) 年から 2025 (令和 7) 年までの 43 年間について、校下別の出生数および生産年齢人口 (15~64 歳) の推移を把握し、校下ごとの人口動向、2040 年ビジョンで目標とする合計特殊出生率を踏まえた統計モデルにより、将来の児童生徒数の基となる出生数を推計した。また、保護者・市民・教職員を対象としたアンケート調査、本市総合教育会議における本方針の内容等に関する審議、一般市民を対象とした市民対話会の開催、PTA 関係者との対話会の実施、さらに本方針 (案) に対するパブリックコメントを実施した。

本方針の策定目的は、第一義的には本市小中学校の規模及び配置の最適化を図ることにあるが、それにとどまらず、現在の本市小中学校が抱える教育環境に

関する諸課題を見直し、令和の時代にふさわしい教育を実践するために必要な学校施設の在り方を検討し、次世代へ良好な学校インフラを継承していく契機とするものである。

2 本方針の基本的事項

(1) 本方針の位置づけ

本方針は、令和7年度に改訂した小松市教育大綱である「こまつの教育大綱」の下位計画として位置づけられるものである。その方向性としては、「こまつの教育大綱」に掲げられた政策立案にあたっての5つの視点の一つである「時代に即した持続可能な学校教育環境を整備」に基づき、具体的なテーマである「あるべき教育像の実現のため、社会変化に対応した学校配置を検討する」ことを踏まえ定めるものである。本方針策定後は、本方針が定めた基準に従い、本市小中学校の規模及び配置の最適化を実施する（仮称）小松市学校規模及び配置最適化実施計画を策定することとしており、本方針は当該実施計画の上位計画に位置するものである。

また、学校の適正規模・適正配置は、単に学校を統廃合するだけでなく、前述のとおり、次世代へ良好な学校インフラを継承するという目的もあることから、本市の公共施設マネジメント計画とも整合性を図るものとする。

(2) 本方針の変更等

本方針は、本市小中学校の適正規模・適正配置について長期的な視点からその基本となる考え方を示すものであり、原則として、目標年度までは本方針に

示した内容を変更しないものとする。ただし、学校の適正規模・適正配置に関する国の基準や本方針の上位計画が変更され、当該計画と齟齬が生じる場合には、本方針を本方針の目的を達成するために必要な限りにおいて変更するものとし、それが困難な場合には、本方針は廃止するものとする。

(3) 本方針の計画年度

本方針の計画年度は、2026（令和 8）年度から 2040（令和 22）年度までを目標年度とする。

(4) 児童生徒数の推計の概要

本方針における児童生徒数の推計は、将来の学校規模及び配置の検討に資する基礎資料として、各校下の人口動向や出生特性の違いを考慮した統計モデルにより実施した。

具体的には、1982（昭和 57）年から 2025（令和 7）年までの 43 年間について、校下別の出生数及び生産年齢人口（15 歳～64 歳の男女）を整理・分析するとともに、市全体の出生環境を反映する指標として 2040 年ビジョンにて目標とする合計特殊出生率を用いた。

推計にあたっては、出生数を

- ① 校下の地域特性
- ② 校下別生産年齢人口の規模
- ③ 市全体の出生環境の変化
- ④ 社会構造の変化による長期的な傾向

の影響を受けるものと捉え、これらを組み合わせた統計モデルにより将来の出生数を推計した。

また、校下別生産年齢人口については、過去の推移を踏まえ、増加傾向にある校下と減少・横ばい傾向にある校下に分類した上で、それぞれの特性に応じた方法により将来推計を行った。

なお、本推計は将来の社会情勢や制度変更等により、今後、実際の児童生徒数が推計結果と乖離する可能性がある点に留意する必要がある。

詳細は別紙 1 のとおり

(5) アンケートの概要

2025（令和 7）年 8 月 25 日から 9 月 12 日までの期間で学校配置最適化に関するアンケート（以下「アンケート」という。）を、下記のとおり WEB 上で回答する形式により実施した。

詳細は別紙 2 のとおり

対象者 及び回答率	・市内小学校及び中学校に在籍する児童生徒の保護者 34.2% ・市民（18 歳以上から無作為で抽出した 3000 人） 19.8% ・市内小学校及び中学校に勤務する教職員 78.5%
アンケート 項目	・学校と地域の関係 ・学校の規模 ・通学区域 ・学校の多機能性・高機能性 ・学校の教育環境における満足度 ・学校配置最適化の必要性

Ⅱ 本市小中学校の現状と課題

1 児童生徒数の見込み

(1) 本推計による本市の児童数の推移の見込み

本市の小学校の児童数の推移は、2025（令和7）年度においては5,326人、2040（令和22）年度には3,495人となる見込みであり、全体の減少率見込みは34.4%である。このうち、2025（令和7）年度現在の大規模校（国基準の大規模校をいう。以下この章において同じ。）の減少率見込みは19.5%、中規模校（国基準の中規模校をいう。以下この章において同じ。）の減少率見込みは22.1%とほとんど差はないが、小規模校（国基準の小規模校をいう。以下この章において同じ。）の減少率見込みは51.5%と比較的高い減少率となっている。

2025（令和7）年度の中規模校は22校中6校であるが、これらの学校のうち2040（令和22）年に小規模校となる見込みの小学校は1校のみであり、他の5校は、中規模校のままの見込みである。小規模校は22校中15校であるが、このうち5年後である2030（令和12）年度までに複式学級が発生する見込みの小学校が3校あり、これらの小学校については2040（令和22）年までには児童数がゼロになる見込みである。これ以外の12校についても2040（令和22）年までには6校で複式学級が発生すると見込まれる。2040（令和22）年に小規模校となる見込みの小学校の立地は、主に中山間地域及び能美市や加賀市に隣接する本市の周縁部に多い。

詳細は別紙3のとおり

(2) 本推計による本市の生徒数の推移の見込み

本市の中学校の生徒数の推移は、2025（令和 7）年度においては 2,827 人、2040(令和 22)年度には 1,936 人となる見込みであり、全体の減少率見込みは 31.5%である。このうち、2025（令和 7）年度現在の中規模校の減少率見込みは 23.9%であるが、小規模校の減少率見込みは 41.2%と比較的高い減少率となっている。

2025（令和 7）年度現在の中規模校は 10 校中 3 校であるが、これらの中学校のうち 2040（令和 22)年に小規模校となる中学校はない。2025（令和 7）年度現在の小規模校は 10 校中 7 校であり、このうち 2040(令和 22)年度までに複式学級が発生すると見込まれる中学校は、松東みどり学園 1 校のみである。ただし、これ以外の中学校についても、6 校中 3 校（国府中、中海中、安宅中）において、2040(令和 22)年度までに全ての学年が単級となり、小規模校のさらなる小規模化が進行すると見込まれる。小規模校の立地は、市中心部に所在する中学校が 1 校あるが、それ以外の学校については、小学校の小規模校の区域と基本的には同じであり、主に中山間地域、能美市や加賀市に隣接する本市の周縁部に多い。

詳細は別紙 3 のとおり

(3) 児童生徒の通学手段

本市では小学校の通学距離をおおむね 4 キロメートル、中学校の通学距離をおおむね 6 キロメートル以内と定めており、これを超える遠距離通学を行っている児童生徒がいる学校は広域通学を除くと、小学校では小規模校であ

る中海小と松東みどり学園の2校、中学校では中規模校である芦城中、南部中と、小規模校である中海中、松東みどり学園の計4校である。

このうち、遠距離通学の対象者が中山間地の児童生徒でない学校は、芦城中学校の1校であり、市が通学用バスを運行しているのは、中海小と松東みどり学園の2校である。

通学用に運行されるバス以外の通常の通学方法は、小学校では徒歩、中学校では徒歩又は自転車となっており、中学校において自転車通学を認めるかどうかは、学校長の判断による。

近年、これまで自転車による通学を認めてこなかった生徒についても、生徒の通学上の便宜や安全確保の観点から自転車による通学を希望する生徒が増加する傾向にある。また、保護者が運転する自動車による通学のニーズも高まっており、今後もこの傾向が続くものと考えられる。中学校によっては、通学する生徒の自転車置場が不足しているケースがあり、小中学校によっては、通学する児童生徒の乗降場所を学校敷地内又は近隣の土地で確保できない、または学校周辺道路の幅員等の状況が良好でないことから、学校周辺の住民から苦情が出るケースもある。

2 学校施設の状況

(1) 本市小中学校の建設状況

全国的には、高度成長期の人口急増に合わせ、公共施設が集中的に整備されたが、本市小中学校は、第2次ベビーブームや住宅団地の整備等による児童生徒数の増加などにより、1965（昭和40）年度から1971（昭和46）年度にかけ

て建築されたものが多い。また、学校施設は、児童生徒数の増加に対応した増築や、体育館を校舎と異なる時期に改築した経緯等により、建築年月や構造が異なっている。

現在、本市小中学校の全体の床面積は、165,118 m²あり、近隣の他市と比較すると、児童生徒一人当たりの面積は大きくなっている。

また、各学校のそれぞれの面積は、別紙4のとおりであり、小学校は約2,600 m²台が最も多く、一番大きなものでは7,196 m²、最少のものは1,955 m²となっている。

なお、本市小中学校には、建築後50年を超える学校が20校あるが、2010（平成22）年度から2014（平成24）年度までの間に全て耐震改修工事を実施しており、新たに単独で建替えを行うのが事実上困難な状況にある。

(2) 本市小中学校の施設に対する市民等の満足度

保護者アンケートの結果によると、本市小中学校に対する市民の満足度は、「とても満足している」と「だいたい満足している」を合わせて81.2%と高い水準にある。満足が高い理由としては、「通いやすい場所にある」がトップで23.3%、次に「友人関係や人間関係が良好である」の22.4%、3位が「教職員が熱心で面倒見が良い」で16.7%、4位が「学習内容や支援体制が充実している」で11.9%となっている。一方、「校舎や設備が整っている」は9.1%で、「部活動や課外活動が充実している」に次いで低い割合となっている。学校別にみると、「校舎や設備が整っている」と回答した割合が最も高い学校は松東みどり学園（前期、令和2年）で45.1%、次に芦城小学校（平成22年）の

44.1%、以下松東みどり学園(後期令和2年)37.9%、第一小(平成24年)35.9%、御幸中(平成24年)35.7%、丸内中(平成21年)34.6%と続いている。平成20年度以降に建築された学校は、安宅小を除き、上位に位置している。一方、満足度が低い理由としては、「教職員の指導や対応に不満がある」が3.8%、「学習内容や支援体制が不十分だと感じる」が3.4%、「学校規模が適切ではない」が2.4%、「校舎や設備が古い・不足している」が2.2%となっており、総じて低い割合である。

本市小中学校では児童及び生徒は減少しているものの、日本語支援、ステップルーム、特別支援教育等、学校教育におけるニーズの多様化により、施設内に未利用のスペースはそれほど多くない状況となっている。

3 学校教育以外の目的での学校施設の利用

(1) 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法に基づき、保護者が労働等で昼間家庭にいない小学生に対し、授業後や長期休暇中に小学校の余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、一般的には「放課後児童クラブ」と呼ばれている。本市には、26か所の放課後児童クラブがあり、そのうち小学校の余裕教室を利用しているのが10か所、児童館や子育て支援センターを利用しているのが16か所ある。

(2) 学校体育施設開放事業

本市では、青少年のスポーツの場及び地域住民のスポーツ・レクリエーションの場として、本市小中学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で市民に開放している。具体的には、小学校にあっては、グラウンドは平日 5 時から 7 時 30 分まで及び 18 時から 21 時まで、体育館は 18 時から 21 時までとしている。中学校にあっては、グラウンドは 5 時から 7 時 30 分まで及び放課後から日没まで、体育館及び武道館は平日 19 時から 21 時までとしている。なお、休業日の利用については、校長が認める時間としている。

学校体育施設開放事業に関連して市民からの要望があるものとしては、グラウンドの周縁部のネット設置、グラウンドから出入り可能なトイレ整備、中学校のナイター照明設置、利用者用の駐車場確保のほか、小学校の体育では使用しない体育器具の導入を求める声がある。

(3) 避難所

本市小中学校のうち、市の避難所に指定されている施設は、小学校 22 か所、中学校 9 か所の計 31 か所あり、災害時に主に地域住民が利用することが想定されている。ただし、避難所となっている本市小中学校のうち、低地にある、あるいは急傾斜地にあるなどの理由で避難所としては必ずしも適切でないものもある。避難所に指定されている学校には、避難所で使用する防災倉庫が設置されている学校もある。

Ⅲ 本市小中学校が有すべき施設の水準・機能

1 本市が目指すべき教育のあり方

(1) 令和の日本型学校教育を目指して（中教審第 228 号）

「令和の日本型学校教育」では、急激に変化する時代の中で、子どもたちに育むべき資質・能力として、一人一人の児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要とされている。

学習指導要領では、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）を推進することが求められている。子どもたちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするためには、これまでの学校教育の蓄積を生かし、学習の質を一層高める授業改善の取組みを活性化していくことが必要とされている。

そのため、「令和の日本型学校教育」では、各学校においては、教科等の特質に応じ、地域・学校や児童生徒の実情を踏まえながら、授業の中で「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていくことが必要であり、その際、家庭や地域の協力も得ながら人的・物的な体制を整え、教育活動を展開していくことも重要であるとされている。

次に特別支援教育の在り方について、特別支援教育への理解・認識の高まり、

制度改正、通級による指導を受ける児童生徒の増加等、インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育を巡る状況が変化していることから、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に推進することとされている。

(2) 本市の学校教育

令和7年4月からの5年間を計画期間とする本市の教育大綱では、基本方針として「学びの Best Balance」を掲げ、一人ひとりに合わせて進める「個別最適な学び」と互いに学び合う「協働的な学び」との融合など、様々な要素をバランスよく組み合わせた教育で資質・能力を伸ばすこととしている。

特別支援教育については、特別教育支援員の配置、通級指導教室での教育、特別支援学級での指導、学校看護師の配置等が行われている。

不登校対策としては、校内でのステップルーム、市教育研究センターのふれあい教室、設立を目指している学びの多様化学校のほか、市の担当部局と連携して、児童生徒の居場所づくりの確保に努めている。

2 本市が目指すべき学校施設の水準と機能

(1) 小中学校の児童生徒の適正規模の確保の重要性

国手引きによれば、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばしていくという特質を踏まえると、小中学校については、一定の規模を確保することが望ましい。「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の

在り方に関する調査研究協力者会議の議論において示されているように、一定の規模を確保することが令和の日本型学校教育の推進において極めて重要であると考えられる。

(2) 学習スペースとしての学校施設

ICT の活用等により学びのスタイルが多様に変容し、校内のあらゆる空間が子どもたちの学びの場となる可能性を秘めていることから、学校施設は、教科の学習のみならず、給食や清掃等の課外活動を含めた、全人的な教育を提供する場であり、子どもたちの愛着・誇り・感謝の気持ちを育む場でもある。従来の教室に限定されるものではない。学校は、教室と廊下それ以外の諸室で構成されているものという固定観念から脱し、「学校施設全体を学びの場」として捉え直すとともに、紙と黒板中心の学びから、1人1台端末を文房具として活用し、多様な学びが展開されるよう、学校施設も画一的・固定的な姿から脱し、時代の変化や社会的な課題に対応していく可変性を持たせることが必要である。

GIGA スクール構想の実現のためには、1人1台端末の確保や高速大容量通信ネットワーク環境整備のほか、それに対応した教室用机や大型提示装置、充電保管庫等の整備が求められる。また、「新しい生活様式」への対応も踏まえ、文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021年11月22日 Ver.7）」に示された身体的距離の確保を考慮し、基本となる教室の面積についても、従来の教室の面積を見直し、より広い教室空間を確保するものとする。特に、1

教室 35 人の場合においても新 JIS 規格の机を配置して十分な広さが確保できるよう、可動式の壁の設置等を含め、教室空間の確保について創意工夫を行うものとする。

このほか、多様な学習・活動に対応する観点から、教室周辺の空間について、教室、ワークスペース、テラス等がつながり、活動に対応して自由に場所を選べる空間を設けるなどの工夫を行うものとする。(例) 水回りや屋外テラスでの簡単な実験ができるような工夫、少人数の議論や個別に集中した学習が可能になるワークスペースの確保、個人で集中したりオンラインによる学習活動気兼ねなく行ったりすることができるパーソナルスペース（小空間）の確保、その他特別教室の一部を新しい学びを実現する創造的空間として整備するなど従来の特別教室を発展的に利用できる機能の付加も検討することとする。

(3) インクルーシブ教育の推進のための施設

障害、性別、国籍、経済上の理由にかかわらず「共に育つ」ことを基本理念として学校施設のバリアフリー化を進めるとともに、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が安全かつ円滑に交流及び共同学習を行うことができるスペース、落ち着いて学習できるスペース、クールダウンできるスペース、医療的ケアに配慮したスペース、適切な指導及び必要な支援を可能とするスペース等を小中学校の校舎の中に確保するものとする。

様々な困難に直面し、教室に入りづらい児童生徒や、不登校児童生徒などの多様な子どもたちに対応していくため、余裕教室の活用等により、教育相談や学習支援、生徒指導のための別室の整備を進める。これらの支援の場や、保健

室、保護者等のための相談スペース等について、ICT を活用した学習・指導が行える環境を整えるとともに、安心して使用できるよう、リラックスできる場とするものとする。

また、性同一性障害や性的指向・性自認（性同一性）に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施が求められており、保健室やバリアフリースイレ等を更衣室として使用できるようにすること、また職員トイレやバリアフリースイレ等を児童生徒が利用できるようにするなど、本人への配慮と他の児童生徒への配慮との均衡を図りながら、より多くの児童生徒が快適に学べる施設環境の整備を検討するものとする。

さらに、近年の社会情勢の変化に伴う見守りの必要性、地球温暖化による通学環境の変化、通学に対する保護者意識の変化等によって学校の敷地内に職員数の3倍程度の駐車場と、登下校のための送迎車及び遠距離通学のための通学バスを運行する場合には、これらの乗降場所を確保するものとする。

(4) 地域や社会と連携・協働する共創空間

学校と地域の連携としてコミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進などの取組みが行われているが、それに加えて地域や社会との交流の中で、様々な人や社会の課題と向き合う「外との学び」を推進するため、学校を地域コミュニティの拠点として位置付ける。地域の人々と連携・協働し、ともに創造的な活動を企画・立案・実行していくための「共創空間」を作るとともに、協働の成果を展示・発信するスペースとして活用することを念頭に、施設整備を進めるものとする。

(5) 屋内運動場

屋内運動場は、夏季も含めた児童生徒の体育の場として空調設備が今後必要となるほか、学校開放、地域のスポーツ活動（部活動の地域展開を含む。）に活用するために、学校区画とは分離されたトイレや更衣室等の整備も必要である。

(6) 屋外運動場

屋外運動場として文部科学省が定めた最低面積及び設置基準の面積を充たすとともに学校開放や地域のスポーツ活動（部活動の地域展開を含む。）に活用するために、学校区画とは分離されたトイレ、更衣室等を備えるものとする。

IV 本市小中学校における適正規模・適正配置

1 本市が目指すべき学校の適正規模

(1) 1校当たりの学級数

小中学校1校当たりの学級数について、普通学級については、国手引きが適正とする規模（小学校・中学校とも12～18学級）とすることを基本とする。ただし、本市が目指すべき学校の適正配置の観点から、小規模校を引き続き設置することが必要であると判断される場合には、それを下回る規模の小中学校又は義務教育学校とすることもできるものとする。

(2) 1学級当たりの児童生徒数

当面「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（昭和33年法律第116号）第3条第1項の規定により、小中学校の学級は同学年の児童又は生徒で編成するものとされている。また、同条第2項の規定により、石川県教育委員会が1学級の児童数は35人、生徒数は40人を標準とそれぞれ定めており、基本的にはこれらの基準に従うものとする。

2040（令和22）年度における1学級当たりの児童生徒数は、国等の動向にもよるが、1クラス当たりの人数が順次小規模化されている傾向を踏まえ、小学校は30人、中学校は35人と見込む。

(3) 標準的な1学校当たりの児童生徒数

小中学校における標準的な児童生徒数を、小学校にあっては337人（30人学級を前提とした理論上の標準である22.5人×2.5学級×6学年）とし、中学

校にあっては 391 人（35 人学級を前提とした理論上の標準である 29 人×4.5 学級×3 学年）とする。小中学校の望ましい児童生徒数の上限をそれぞれ標準的な児童生徒数の 1.5 倍（小学校 505 人、中学校 586 人）とする。また、小中学校の望ましい児童生徒数の下限は、それぞれ標準的な児童生徒数の概ね 0.75 倍（小学校 252 人、中学校 293 人）とする。

(4) 計画年度（2040（令和 22）年度）における学校数の目安（下限）

計画年度における本市の学校数の目安（下限）は、計画年度に推定される児童生徒数に応じ標準的な 1 学校当たりの児童生徒数を参考として小学校及び中学校それぞれに設定することとする。

2 本市が目指すべき学校の適正配置

(1) 中学校の適正配置の基本的な考え方

本市における住民の居住の実態や都市計画その他の市の計画を基礎とした人口の推移の傾向を加味した上で全ての生徒の通学距離の総和が最小となるよう中学校を配置することをまず基本としつつ、今後の人口動態の推移の変動にも対応できるよう、市内全体でバランスの良い配置となることを目指すものとする。ただし、「バランスの良い配置」とは、中学校の校下の地理的な意味での中心に中学校を設置すべきとするものではなく、校下全体の地理的な環境、公共交通機関の設置状況、通学の安全の確保、生徒の通学距離の総和の最小化等の各種要素から総合的に判断すべきものであることに留意する。

また、再配置後の中学校に通学する生徒の通学距離が、学校教育法施行令に

規定するおおむね6キロメートル(地理的要因等によりこれより小さい距離とすべきことが相当な理由があるときは1キロメートルを下回らない距離で教育委員会が定めるもの)を超える場合には、当該生徒の通学の負担にも配慮し、負担を軽減する施策を講じた上で、本市が目指すべき学校の適正規模の確保を目指すこととする。

(2) 小学校の適正配置の基本的な考え方

中学校の再配置を前提として、1つの中学校の校下が複数の小学校の校下全体を包含する(=1つの小学校の卒業生が複数の中学校に進学しない)よう、小学校の校下を設定することとし、各中学校の校下を構成する小学校は、基本的に複数の既存の適正規模の要件を充たす小学校とするものとする。ただし、小学校が中学校と比べ、より地域に密着した機能を有することに鑑み、適正規模の要件は柔軟に解釈するものとする。現状の児童数及び今後の児童数の推移見込み、小学校の立地条件、通学環境、通学距離、学校施設が現に有する機能その他諸般の事情を総合的に判断して適正規模を下回る場合であっても、引き続き当該小学校を設置し続けることができるものとする。

(3) その他、適正配置の実施に際し考慮すべき事項

学校の適正配置を検討する中で、再配置後の学校への通学距離、通学経路、児童生徒数の偏在その他の理由により、既存の校下の区域を変更することが望ましいと考えられる場合には、学校の適正配置の検討とあわせて、既存の校下の区域を再検討することができるものとする。

3 適正配置の実施手法と実施時期

(1) 小学校と中学校の検討の順序

中学校の校下が複数の小学校の校下を包含することを基本とする考え方から、適正配置については、まず中学校の適正配置を決定した上で、その後に中学校を構成する小学校を決定し、さらに小学校の適正配置について検討するものとする。

(2) 適正配置の実施手法

適正配置の実施方法は、基本的には既存の学校を利用する方式とする。ただし、再配置の計画において立地上利用可能な敷地及び校舎が存在しない場合、又は既存の学校施設では必要な機能を確保することが困難な場合には、新設の方式により適正配置を実施するものとする。

適正配置の実施は、まず規模が過小となっている学校の解消を優先するものとする。

なお、統合により受入校の規模が一時的に過大となる場合であっても、児童生徒数の推移から将来的に適正規模へ移行することが見込まれるときは、実施を積極的に検討するものとする。

また、適正配置は、計画年度における最終的な最適数の学校を最適な位置に配置する状態へと収斂させることを目指し、計画的に実施していくこととする。この場合において、いわゆる新設の学校の設置が必要な場合には、新設の学校の設置までには相当の年月を要することから、時限的に既存校舎を活用する方

法により、それまでの間、適正規模を確保する方法についても検討するものとする。

当然であるが、既存校舎を活用した再配置の実施にあつては、「Ⅲ 本市小中学校が有すべき施設の水準・機能」が求める機能を確保できる敷地・校舎を選定するとともに、これらの校舎が避難所、地域の生涯学習の中核的機能を有していることに鑑み、立地条件、被災の可能性、周辺環境などにも十分配慮する必要がある。

(3) 適正配置の実施時期

適正配置の実施時期は、既に複式学級となっている学校、又は今後 5 年以内に複式学級となる学校については、可及的速やかに適正配置を実施するものとする。

また、既に 5 年以内に小中学校の望ましい児童生徒数の下限を下回る、又は下回ることが見込まれる学校については、5 年程度の計画期間の中で適正配置を実施するものとする。

(4) 適正配置の実施における留意事項

学校施設は、学校施設以外の様々な機能を有していることから、これらの機能をどのように確保し、又は代替していくかについて十分に留意するものとする。

学校施設は、教育施設として児童生徒の安全が確保されるよう、各種災害のリスクが低減される施設を選択すべきであること並びに、次章に規定する本

市小中学校が有すべき施設の水準・機能を確保できるだけの敷地的余裕、可能であれば拡張可能性を含めた敷地の余裕があること、周辺土地利用との整合性が取れた立地であること等も考慮しつつ、適正配置を進めるべきものとする。

別紙 1 児童生徒数 校下別出生数推計モデル

別紙 2 学校配置最適化に関するアンケートの結果

別紙 3 児童生徒数の推移の見込み

別紙 4 小中学校の建設状況

児童生徒数 校下別出生数推計モデル

I. 生産年齢人口使用

① 背景と目的

本分析は、小松市における将来の児童数推計を目的として、校下(小学校区)別の出生数を、説明可能かつ将来推計に利用可能な形で推定することを目的とする。

校下ごとに、人口規模、住宅特性、構成人数・年齢などが異なることを踏まえ、市全体の出生動向と校下固有の特性を同時に考慮するモデル構築を目指した。

② 使用データ

目的変数

- 校下別出生数
(各年度における 0 歳児人数)

説明変数

- 校下別生産年齢人口(15-64 歳)
 - 小松市全体の合計特殊出生率(TFR)
 - 年次(西暦)
-

③ モデルの考え方

出生数は、

- 校下固有の水準差
- 人口規模の違い
- 市全体の出生環境
- 長期的な時間変化 の影響を受けると考えられる。

これを踏まえ、**校下ごとに切片を持つ重回帰モデル(固定効果型)**を採用した。

④ 最終モデル式

校下ごとの出生数 =

校下ごとの特徴 + 校下別生産年齢人口の影響 + 市の合計特殊出生率の影響 + 長期の減少率

〔数学的モデル〕

$$Births_{i,t} = \alpha_i + \beta_{Prod} \cdot ProdPop_{i,t} + \beta_{TFR} \cdot TFR_t + \beta_{Year} \cdot t$$

ここで、

- $Births_{i,t}$: 校下 i 、年 t の出生数
- α_i : 校下固有の出生水準(固定効果)
- $ProdPop_{i,t}$: 校下別生産年齢人口
- TFR_t : 市全体の合計特殊出生率
- t : 年次トレンド

係数の解釈

- α_i は、人口規模や TFR では説明できない校下固有の出生しやすさを表す
 - β_{Prod} は、生産年齢人口の増減が出生数に与える影響
 - β_{TFR} は、市全体の出生環境変化の影響
 - β_{Year} は、構造的な長期トレンド
-

⑤ 校下別生産年齢人口の予測

上記のシミュレーション式より、校下ごとの出生数の予測は「A. 校下の生産年齢人口」と「B. 市の合計特殊出生率」の2つの変数を求めれば良い。「B. 市の合計特殊出生率」はすでに市や社人研での予測がある。「A. 校下の生産年齢人口」は以下の方法で予測した。

校下ごとの実績データの推移に応じて、以下の2タイプに分類した。

【ア】上昇傾向にある校下(成長鈍化型)

段々増加していくが、成長が鈍化していく

校下別生産年齢人口 = 初期値 + 増加率(年を追うごとに減少)

$$ProdPop_{i,t} = a_i + b_i \cdot \log(t - t_{0,i} + 1)$$

【イ】減少・横ばいの校下(指数減少型)

現状は直線的な減少だが、減少スピードは鈍化していく

校下別生産年齢人口 = (初期値 + 減少率(年を追うごとに小さくなる)の指数関数

$$ProdPop_{i,t} = e^{a_i + b_i \cdot t}$$

パラメータ

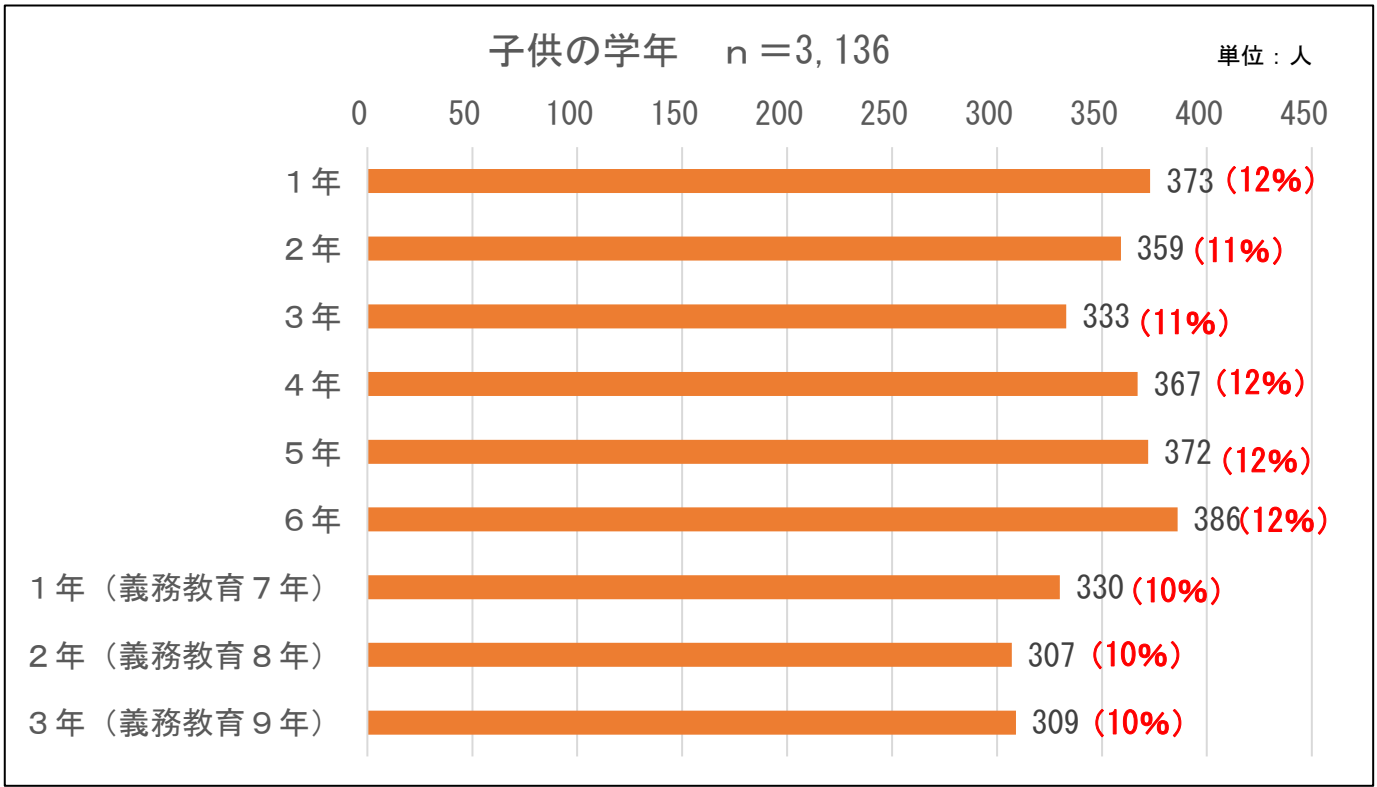
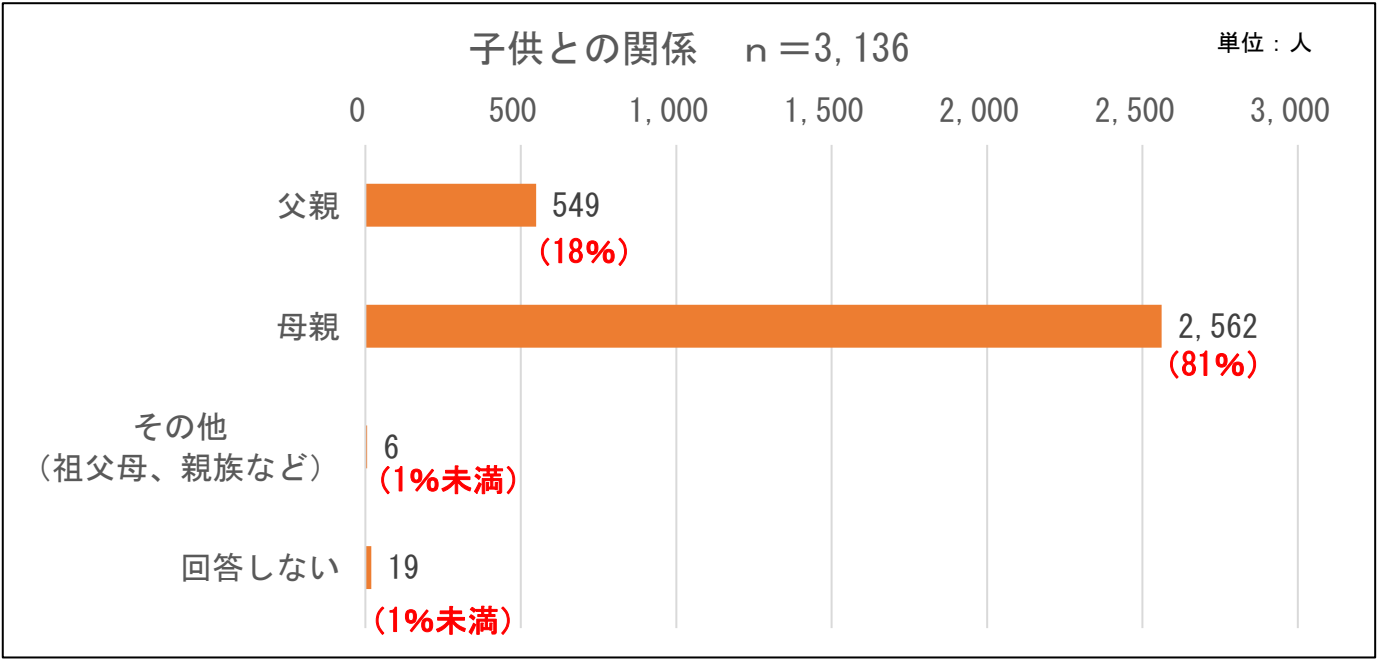
- a_i : 初期水準
- b_i : 増加・減少の強さ
- $t_{0,i}$: 観測開始年(対数の原点)

※本推計モデルは、シコウ株式会社 新道雄大氏の監修のもと実施したものである。

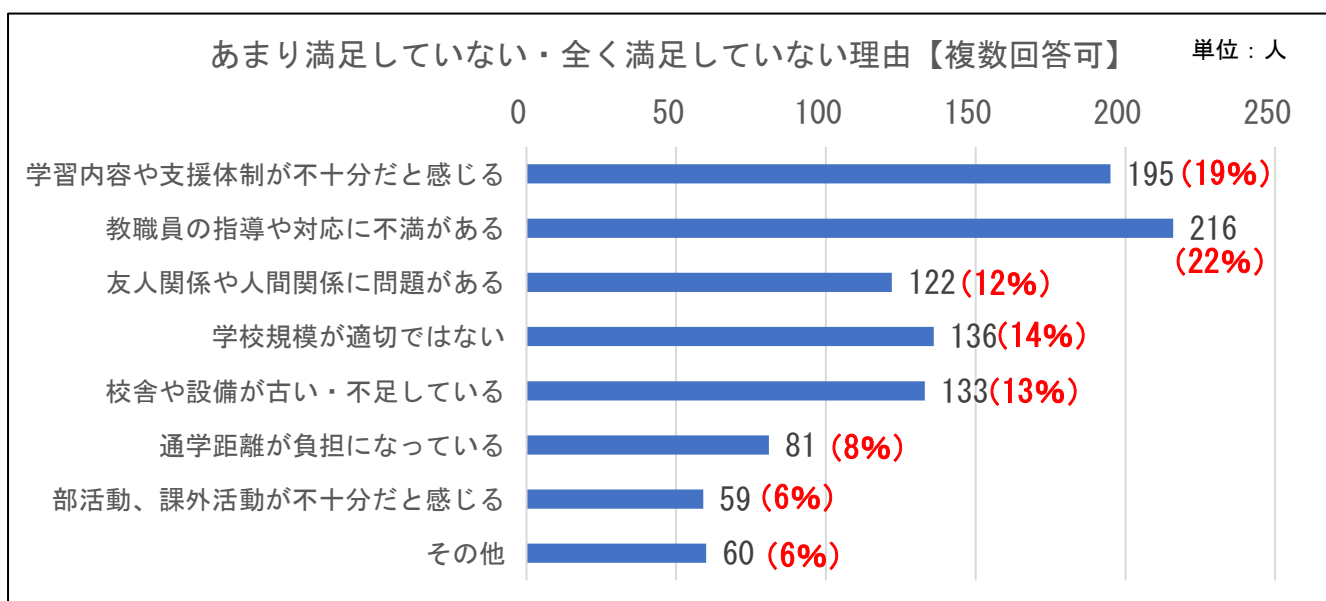
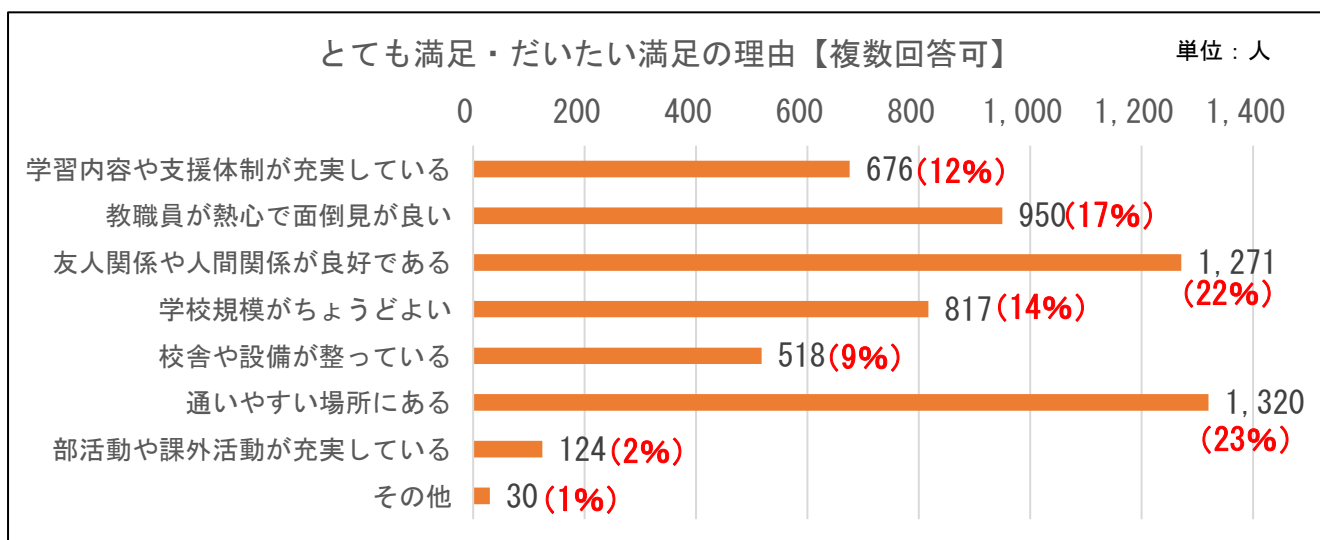
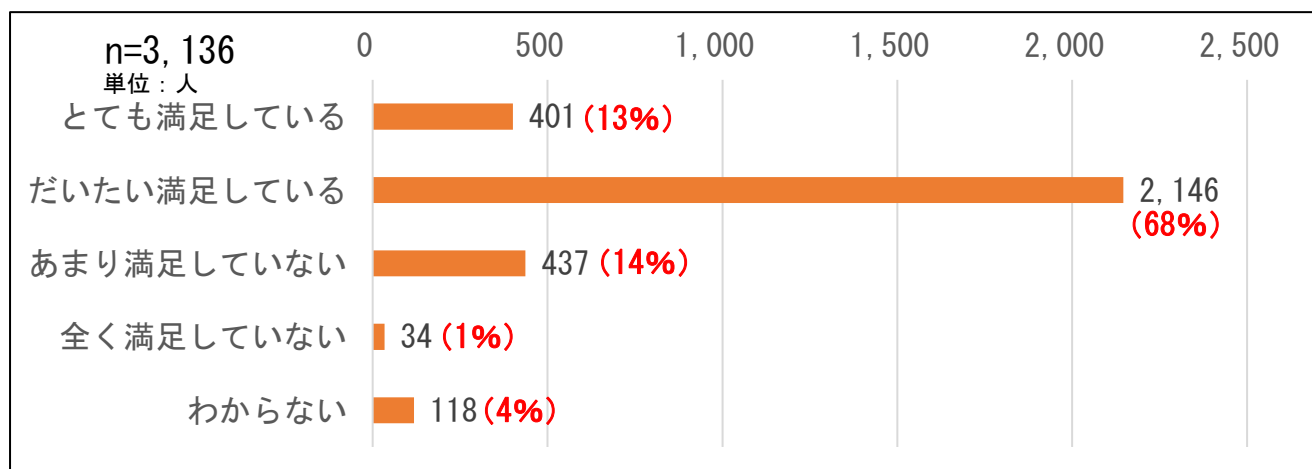
■学校配置最適化に関するアンケートの結果

【保護者向け アンケート結果】

1. 回答数 3, 136人/9, 179人（回答率34.2%）

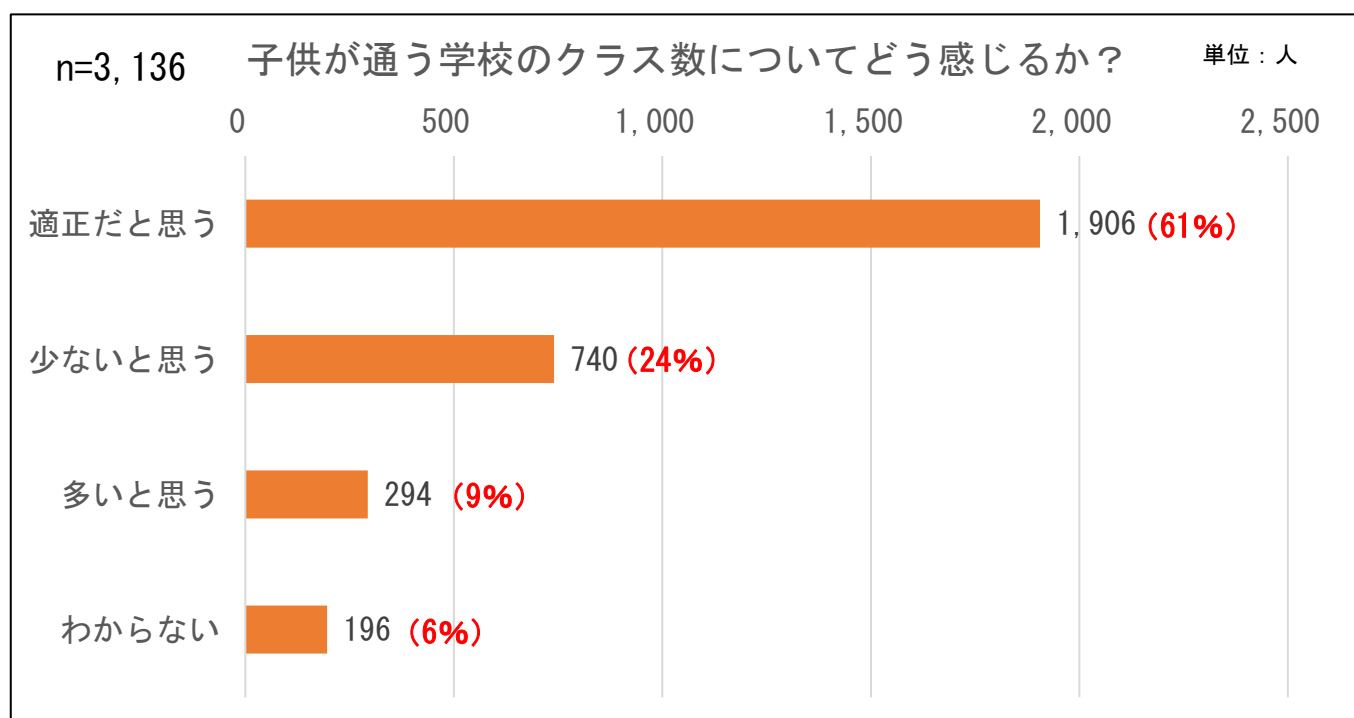
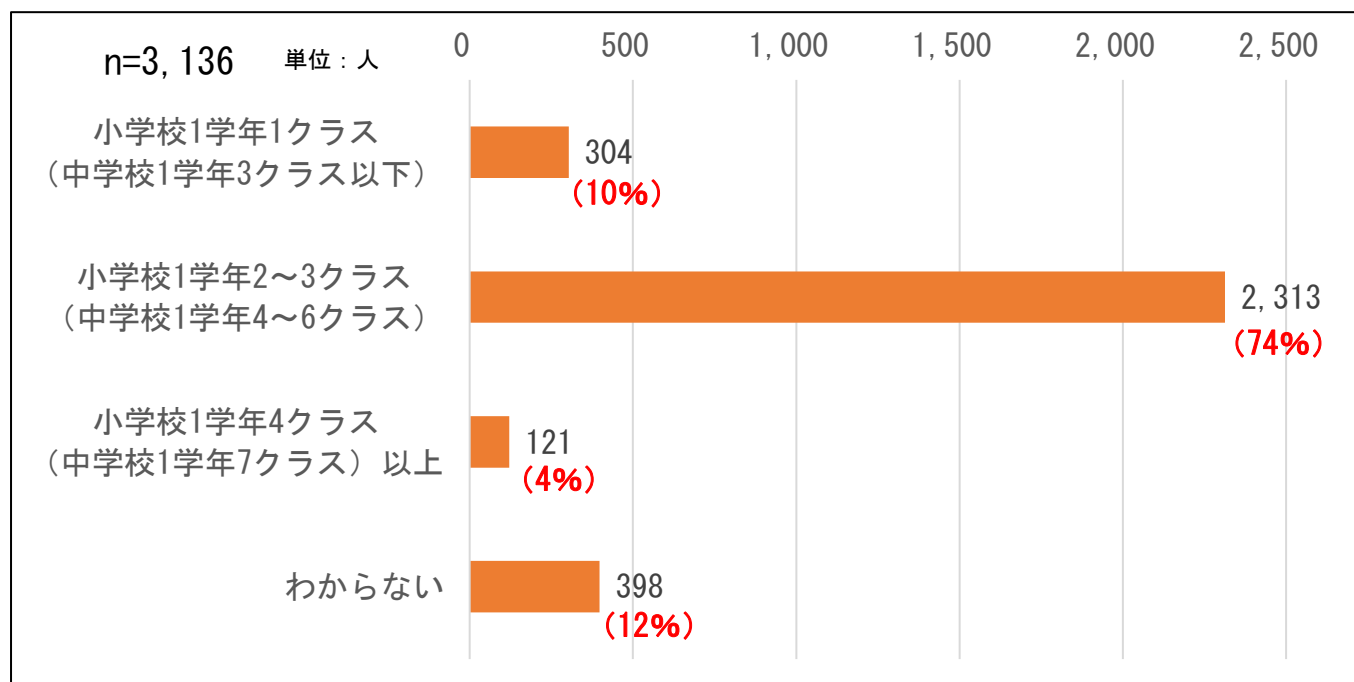


2. 子供が通う学校の教育に満足していますか？（Q2）



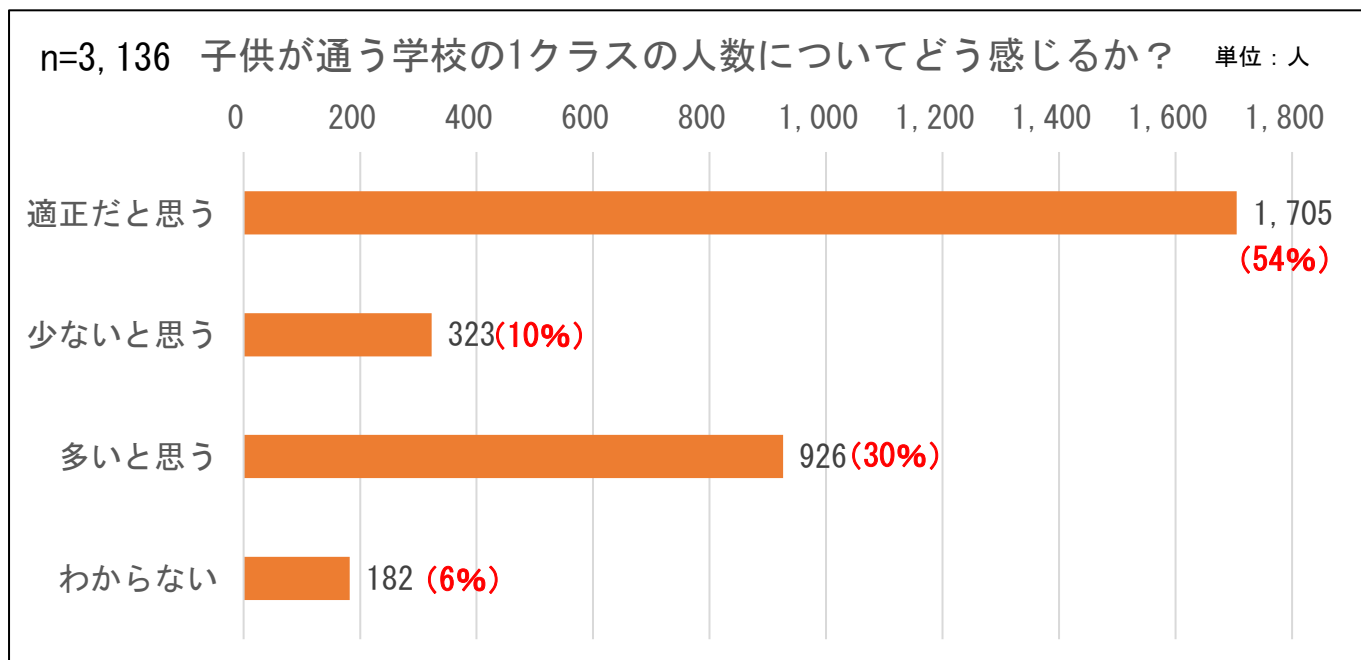
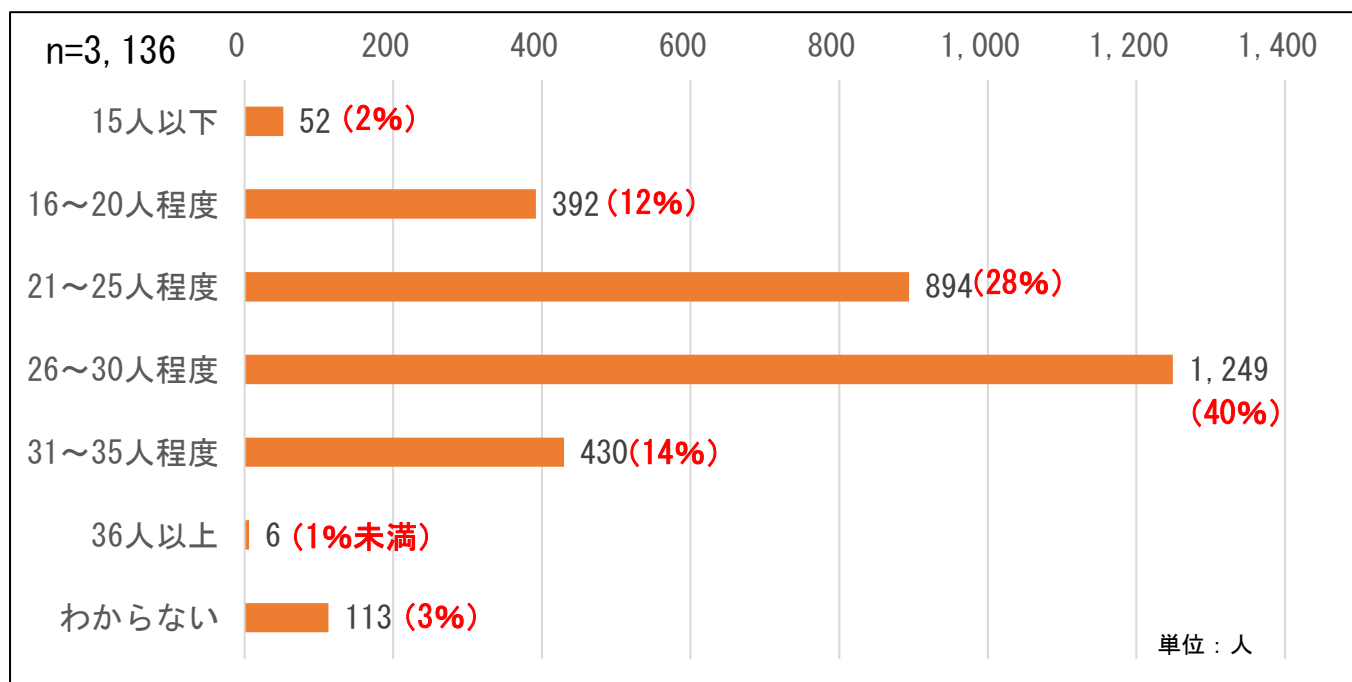
3.（一般的に）小中学校における1学年のクラス数として、

どのくらいが望ましいと考えますか？（Q4-1）



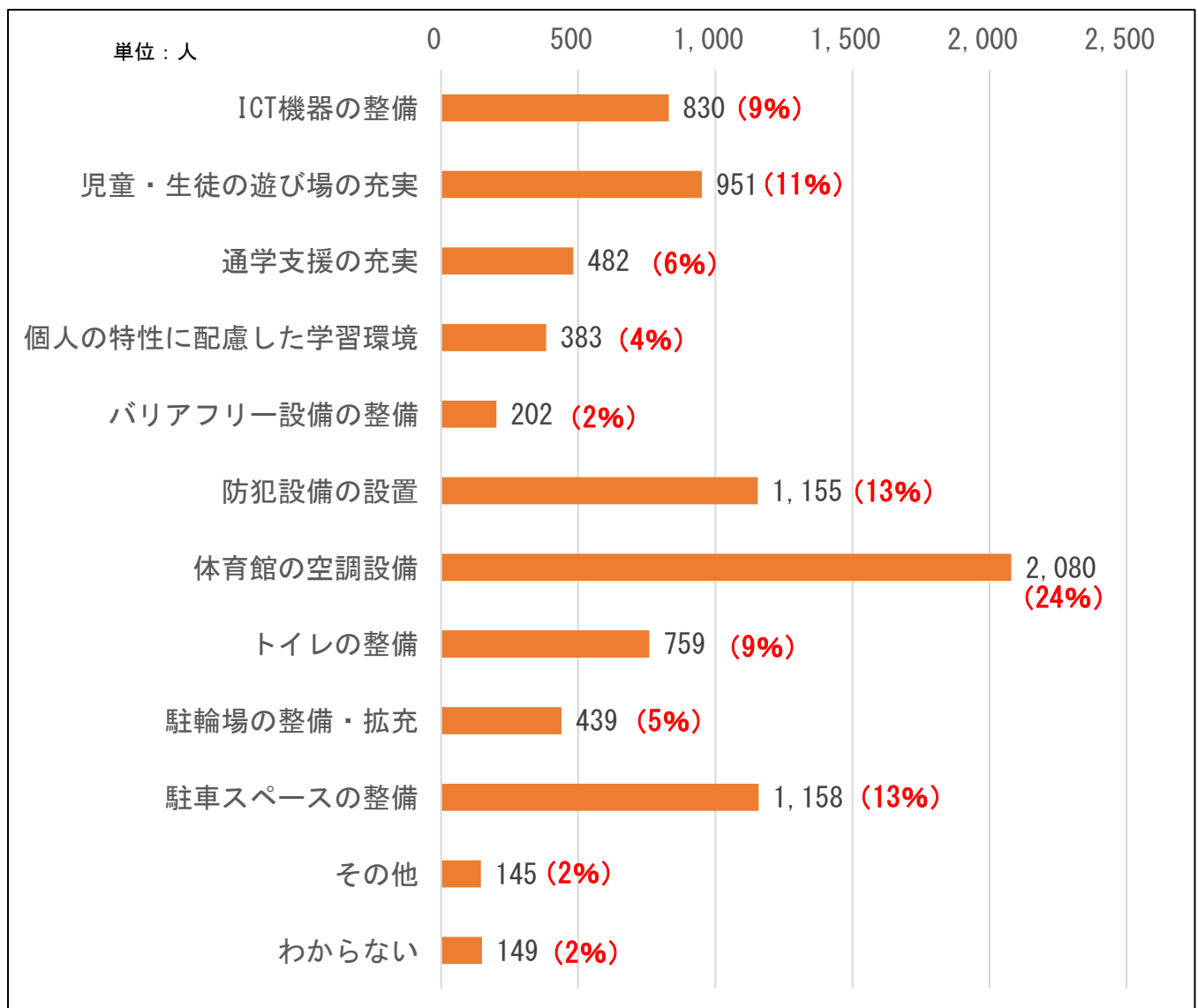
4.（一般的に） 1クラスあたりの人数について、どのくらいが

望ましいと考えますか？（Q4-3）



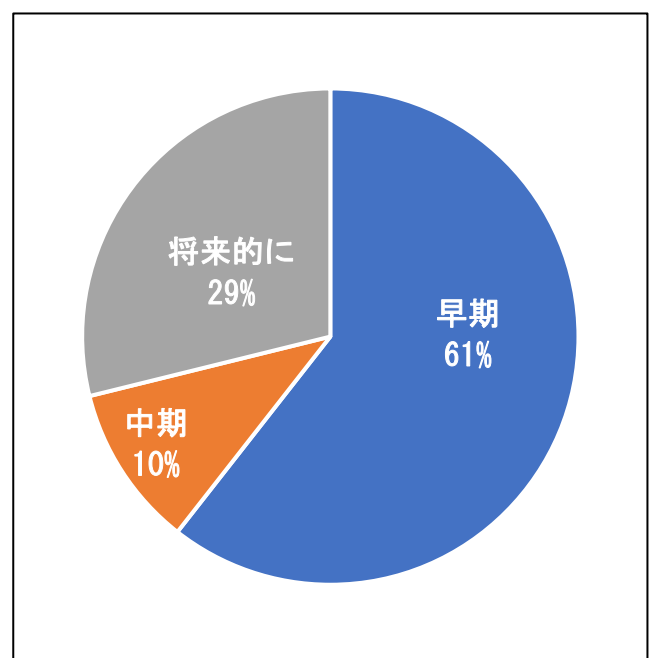
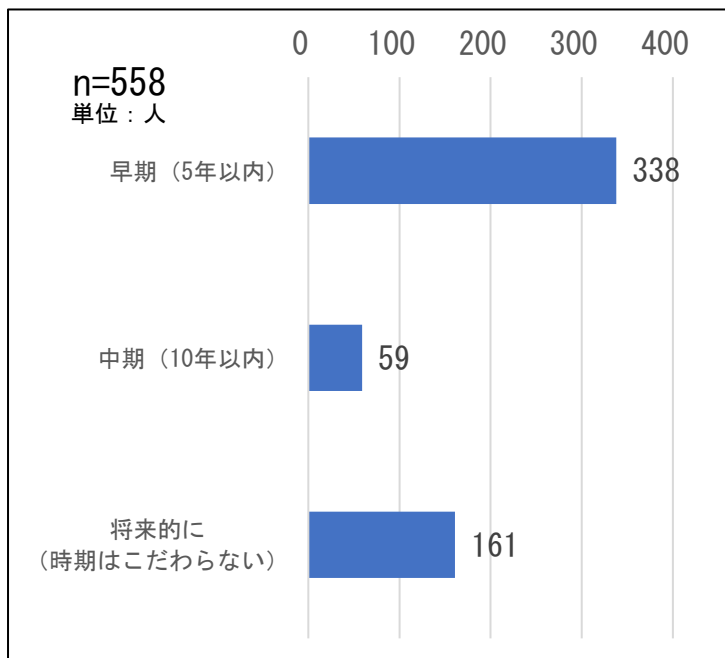
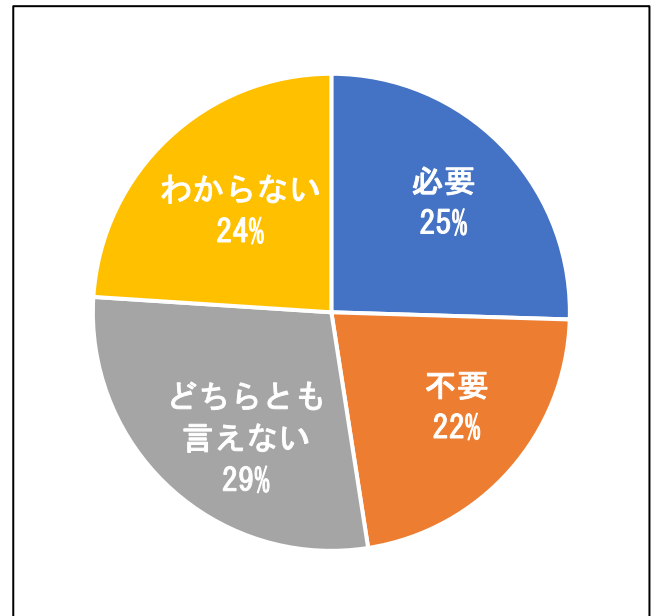
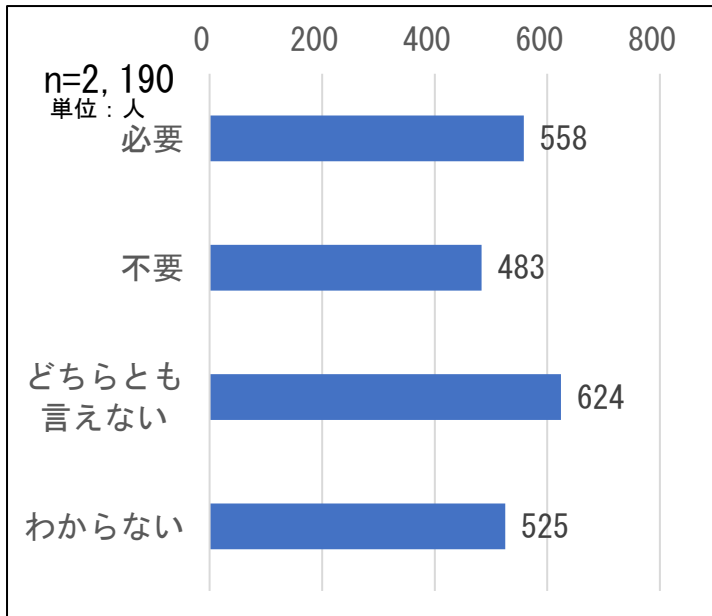
5. 学校をより良くするために、必要と思われる施設や設備があれば

お選びください（Q3）【複数回答可】

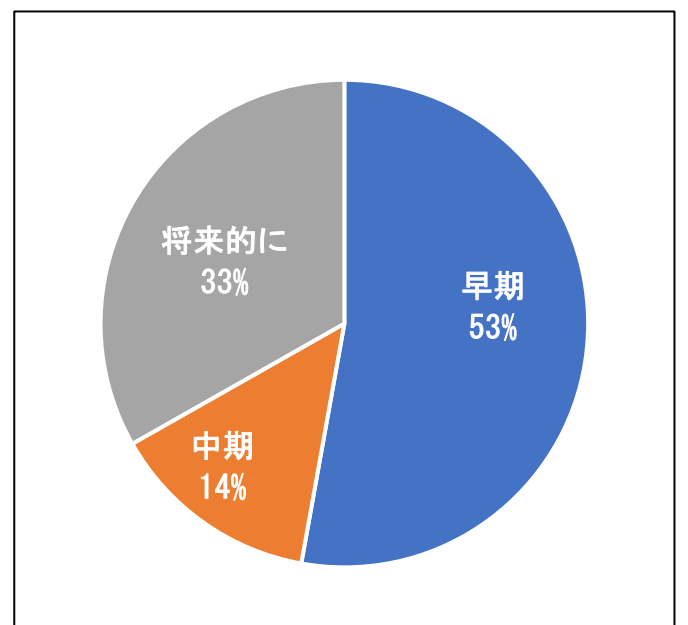
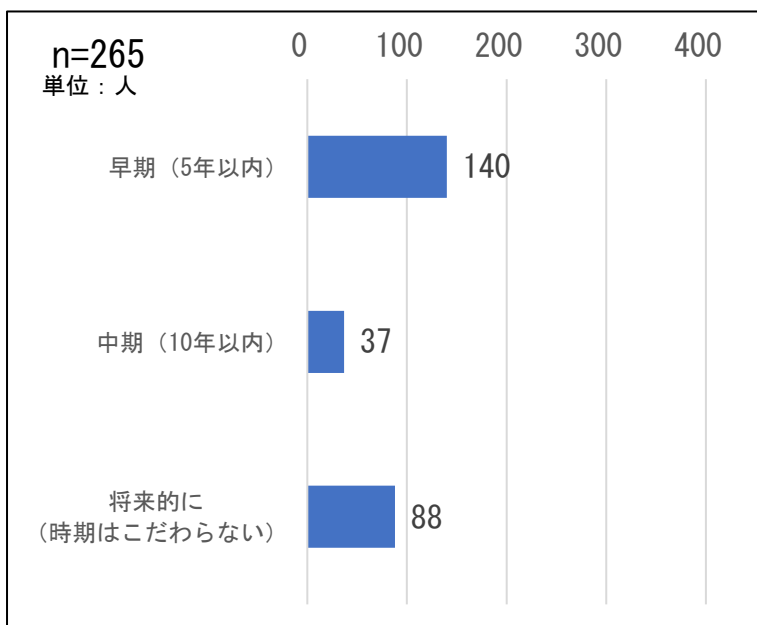
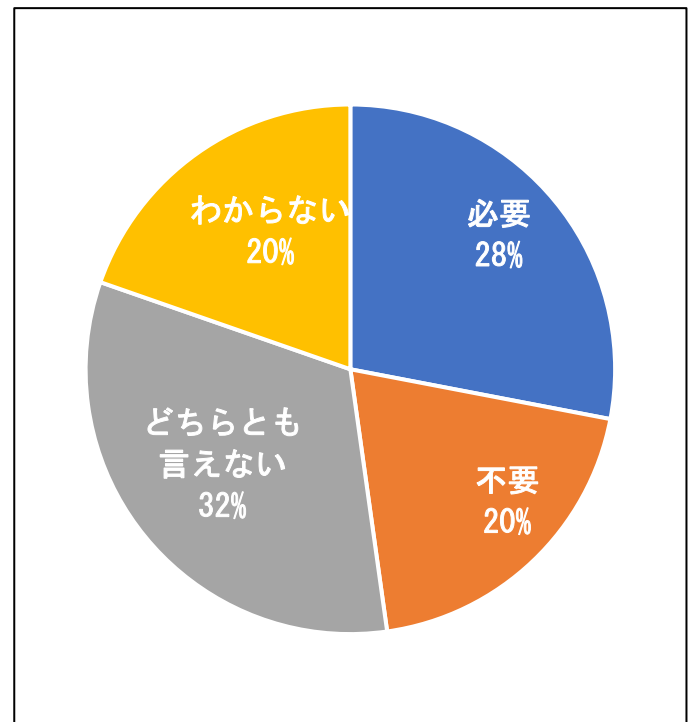
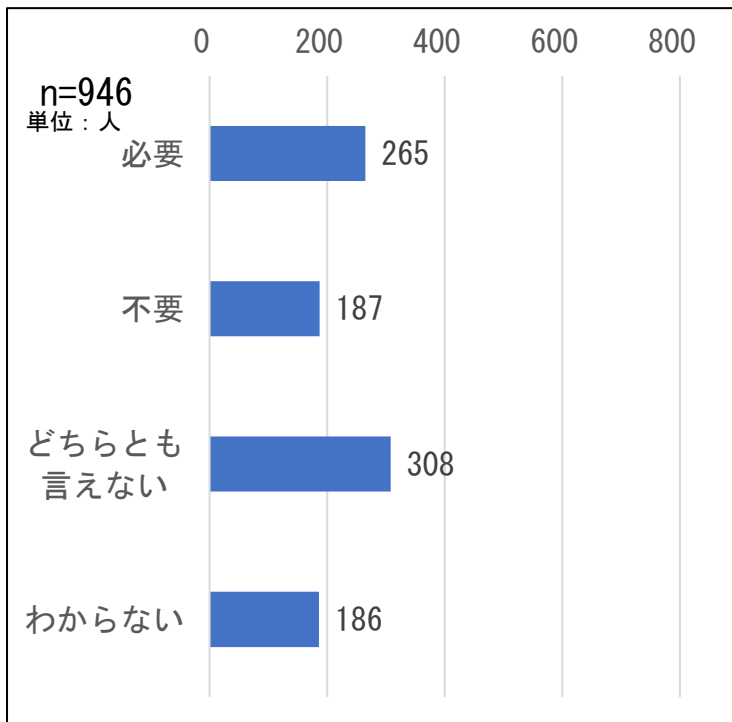


6. 学校配置最適化の必要性についてどう考えますか？（Q5）

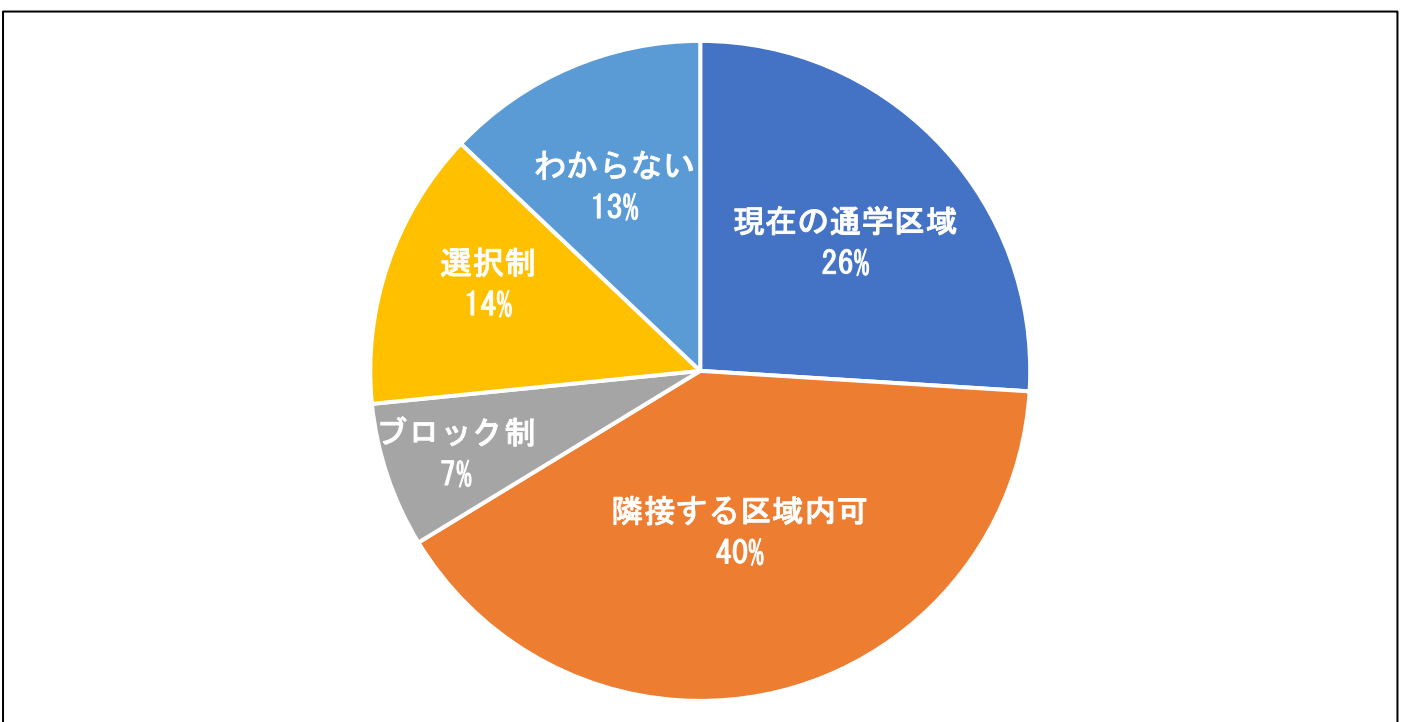
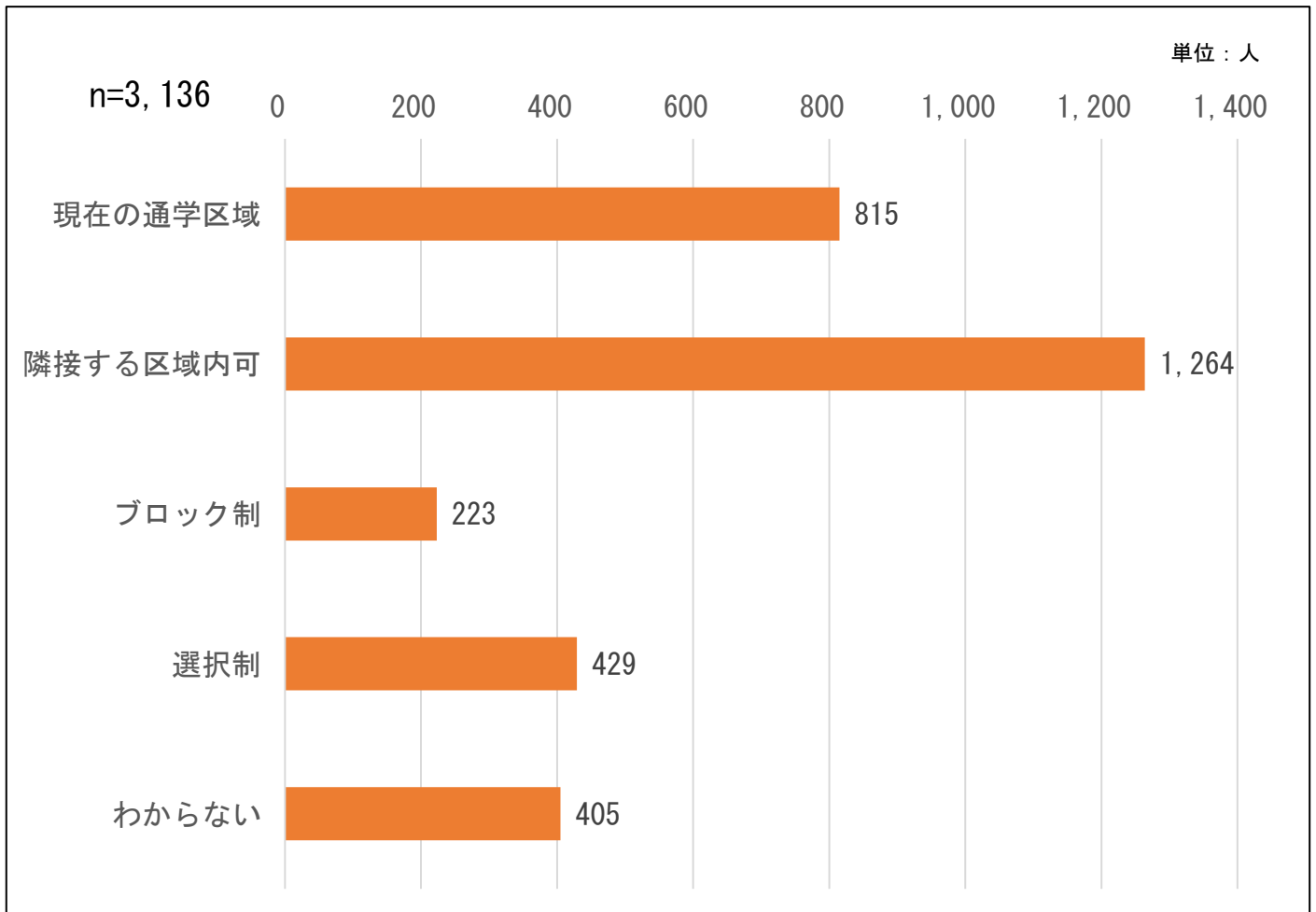
【子供が通う小学校】



【子供が通う中学校】

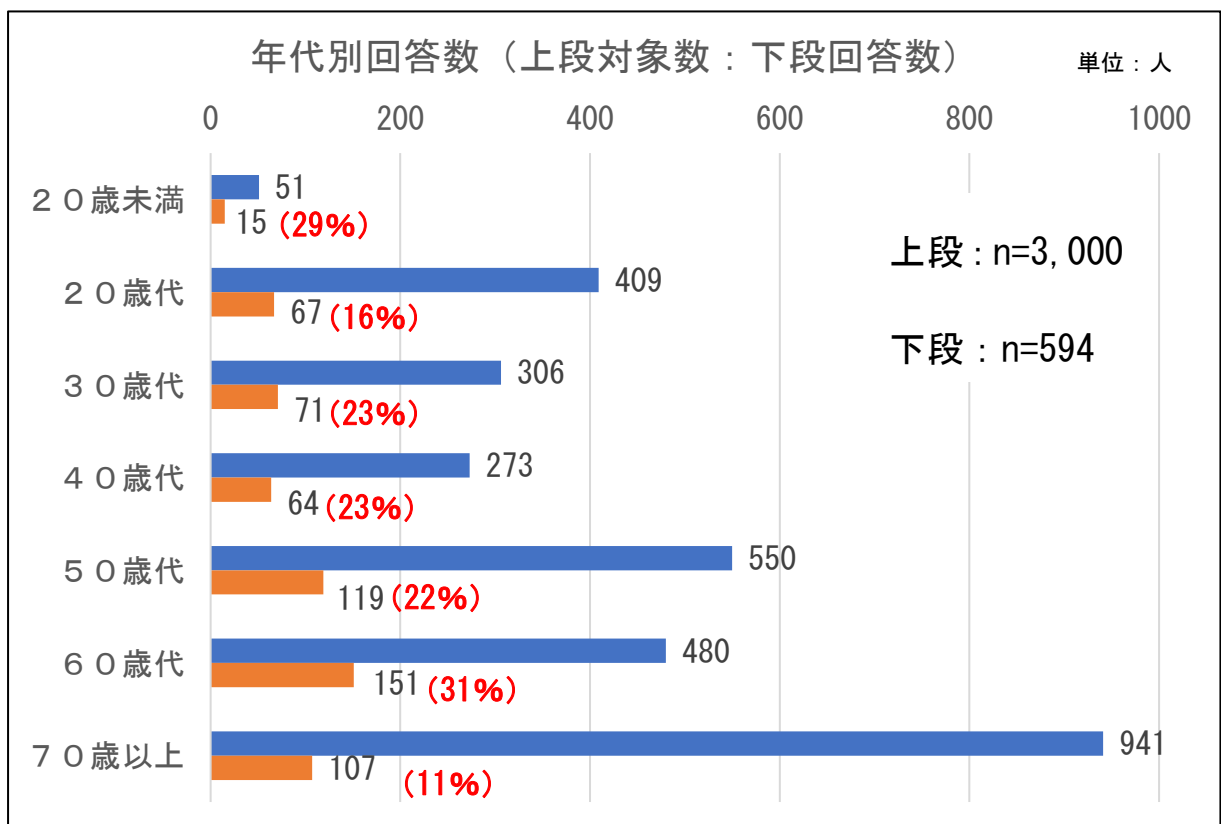
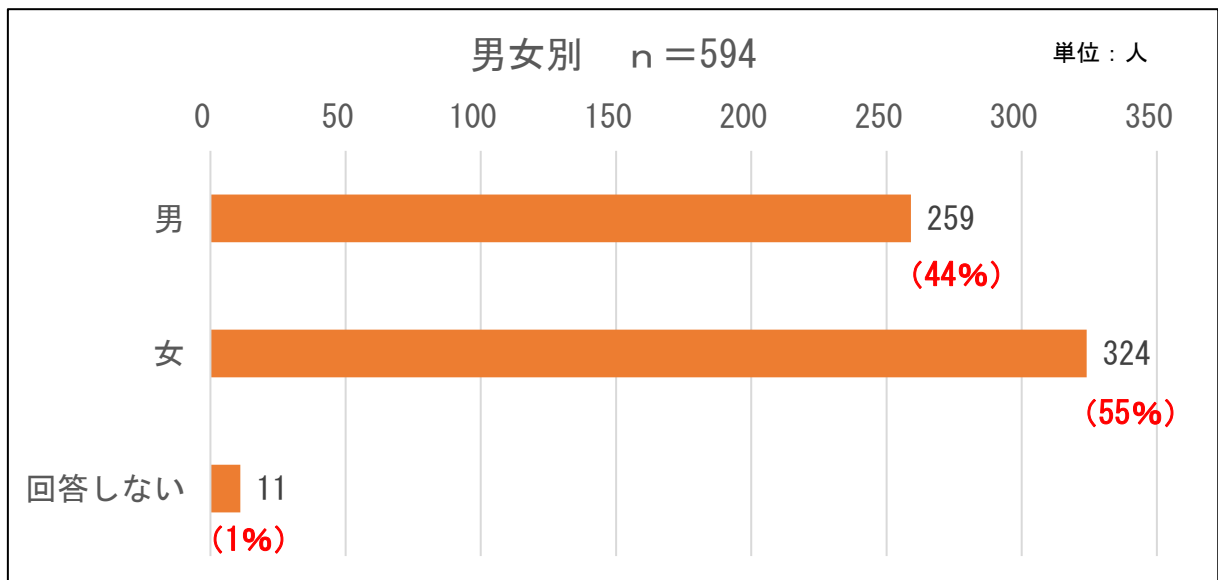


7. 通学区域について、どのような考えに近いですか？（Q6）



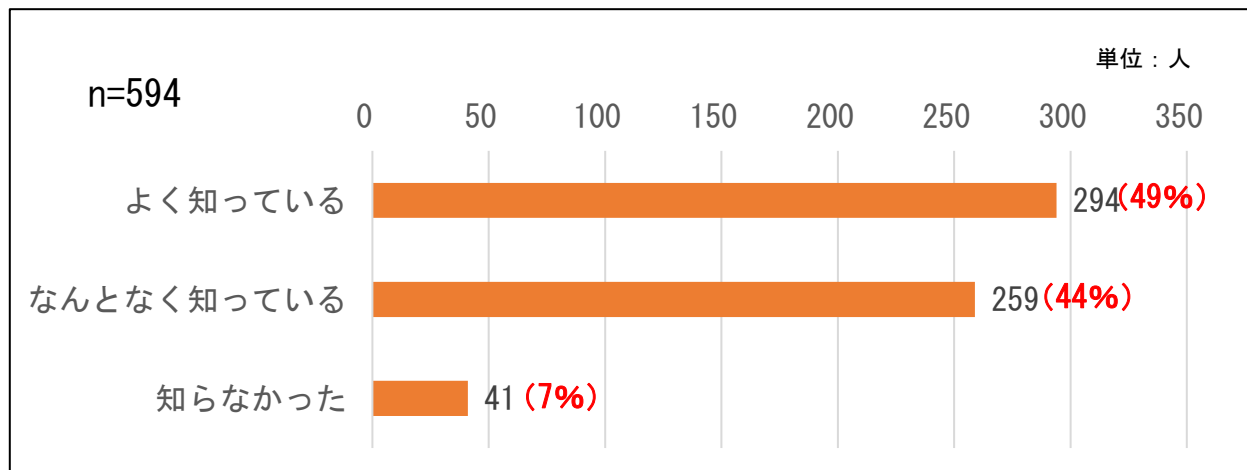
■【市民向け アンケート結果】

1. 回答数 594人/3,000人 (回答率 19.8%)



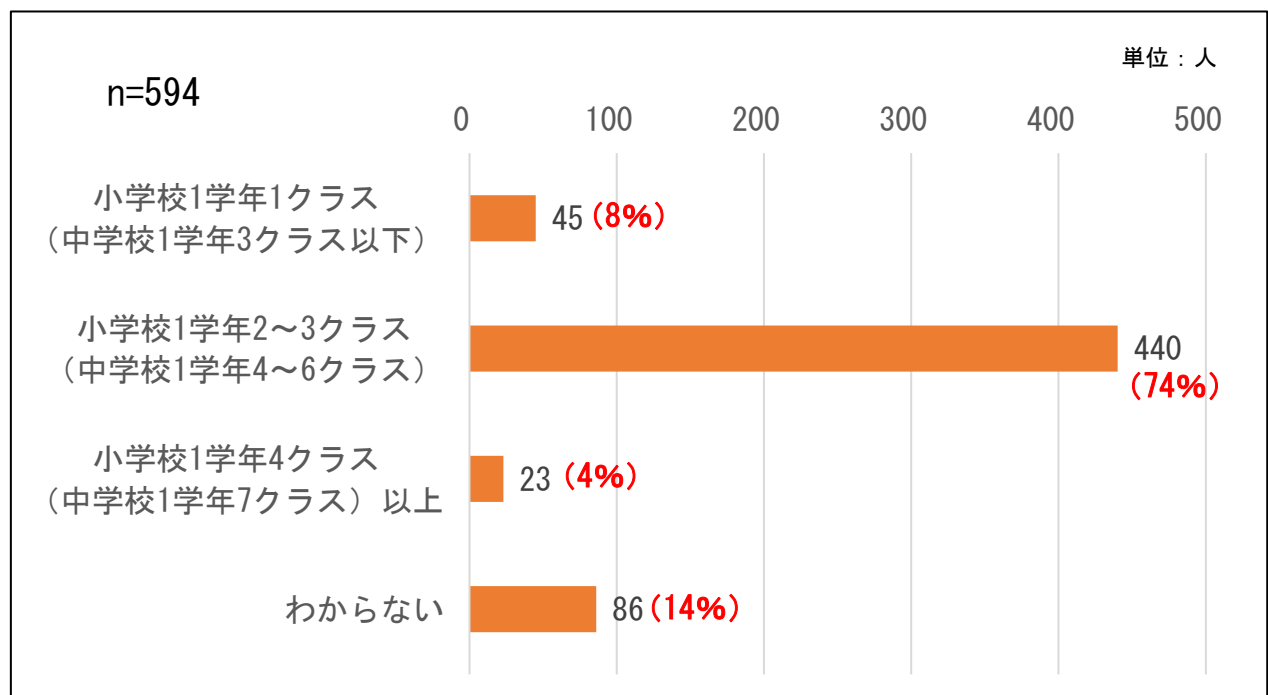
2. 市内の小中学校において、児童生徒数が全体的に減少傾向で

あることをご存じですか？（Q4-1）

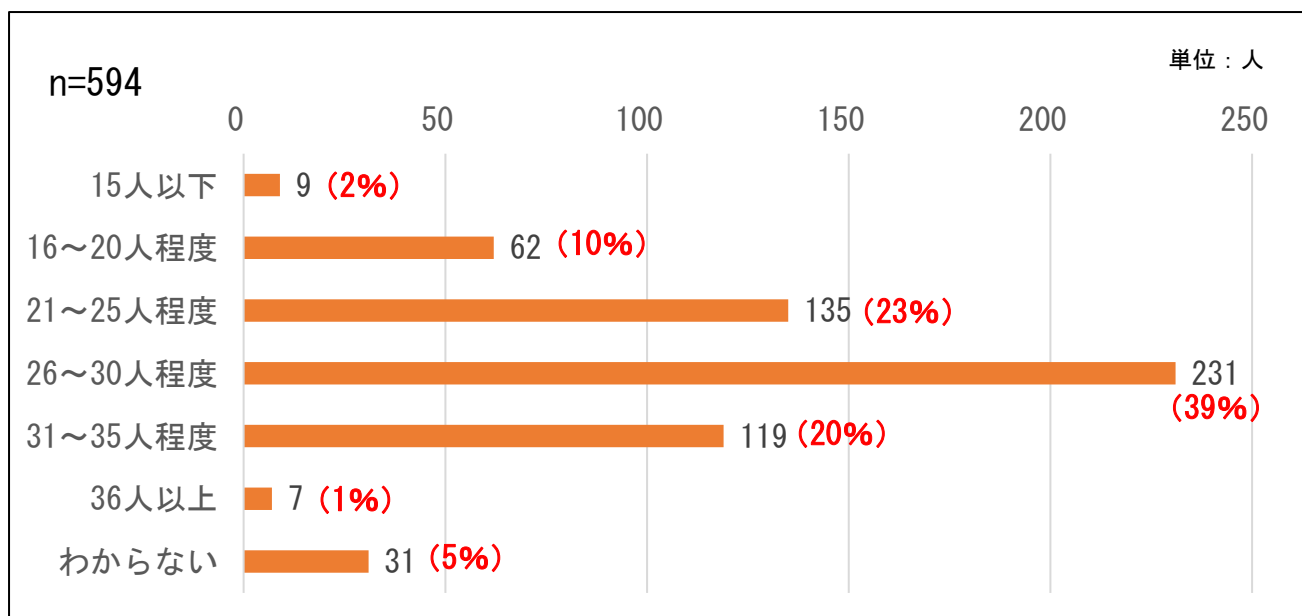


3. （一般的に）小中学校における1学年のクラス数として、どの

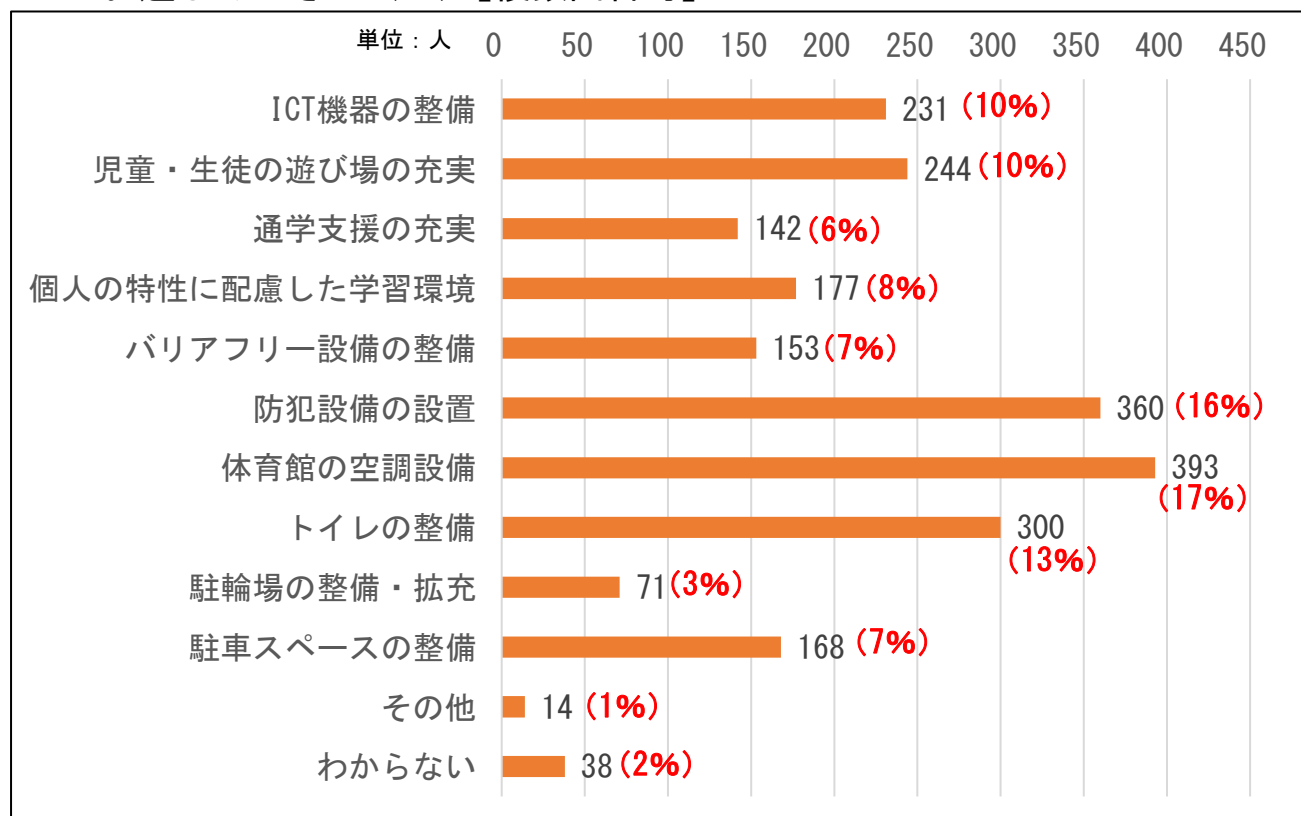
くらいが望ましいと考えますか？（Q4-2）



4. (一般的に) 1クラスあたりの人数について、どのくらいが
望ましいと考えますか？ (Q4-3)

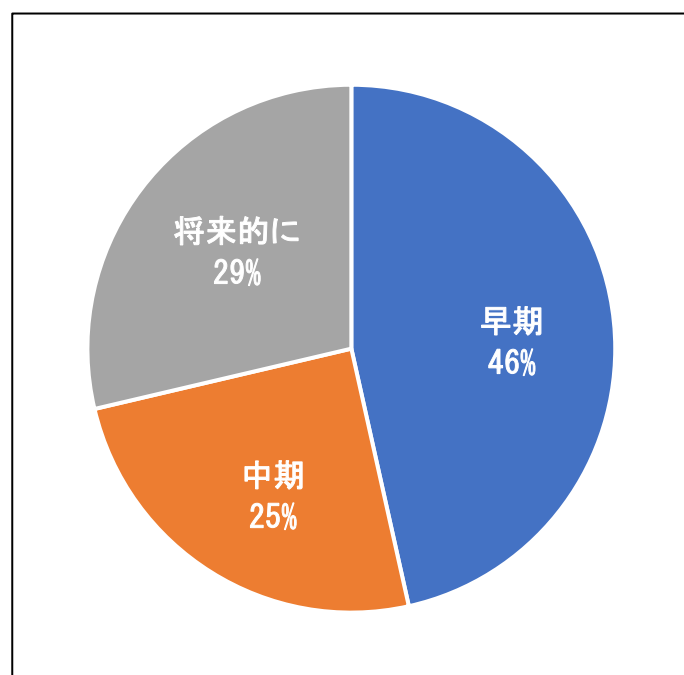
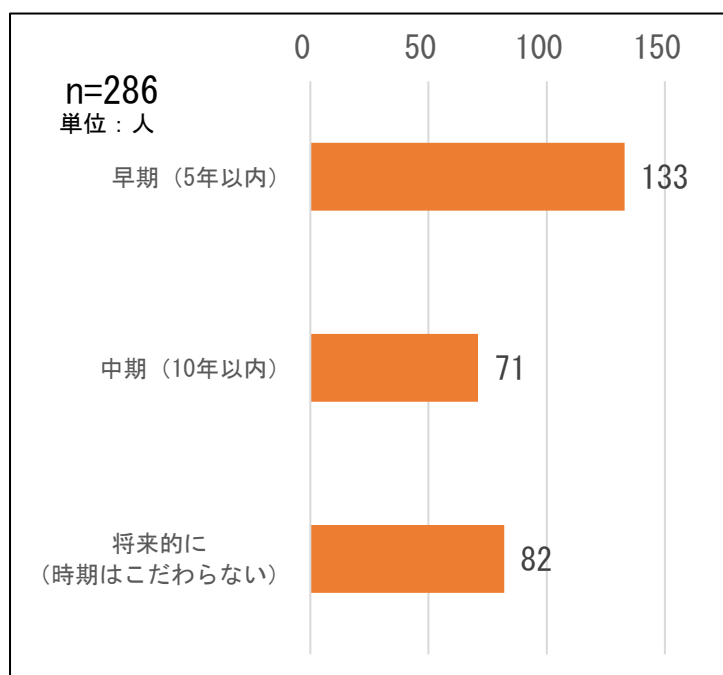
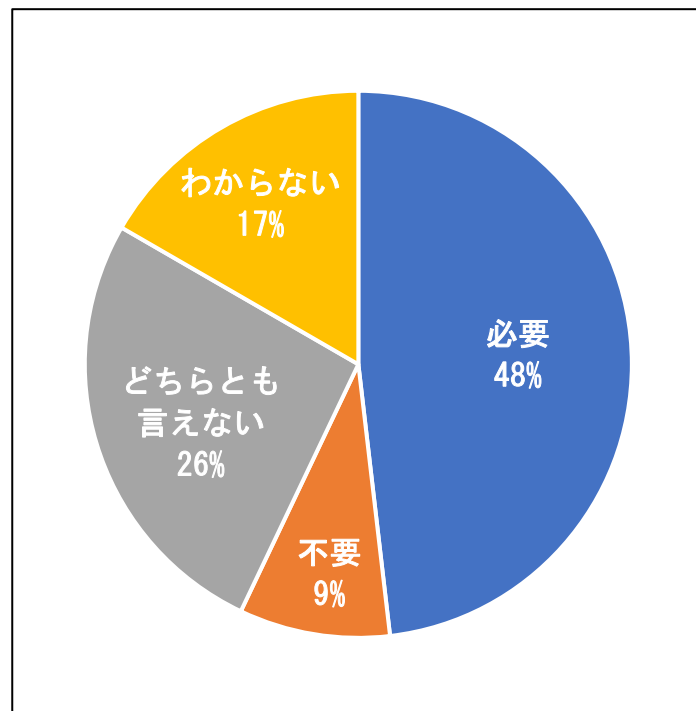
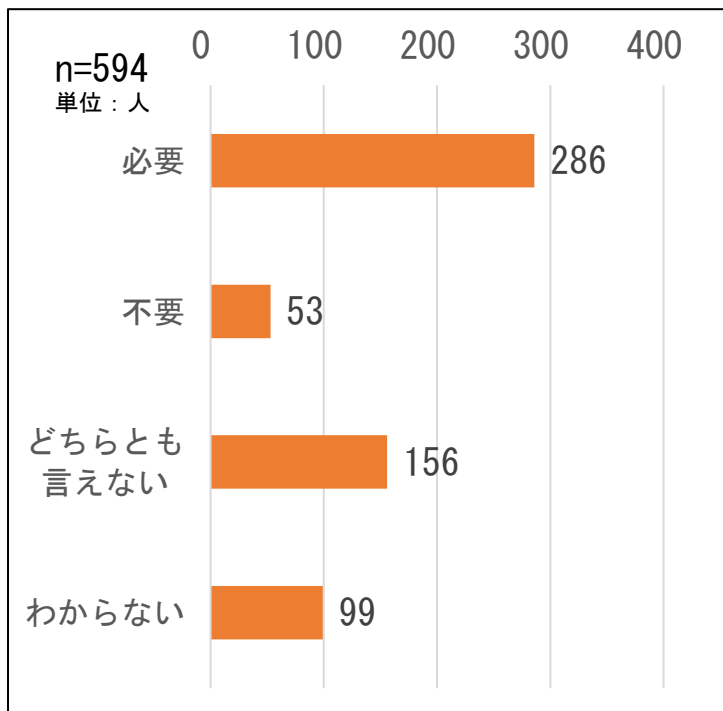


5. 学校をより良くするために、必要と思われる施設や設備があれば
お選びください (Q3) 【複数回答可】

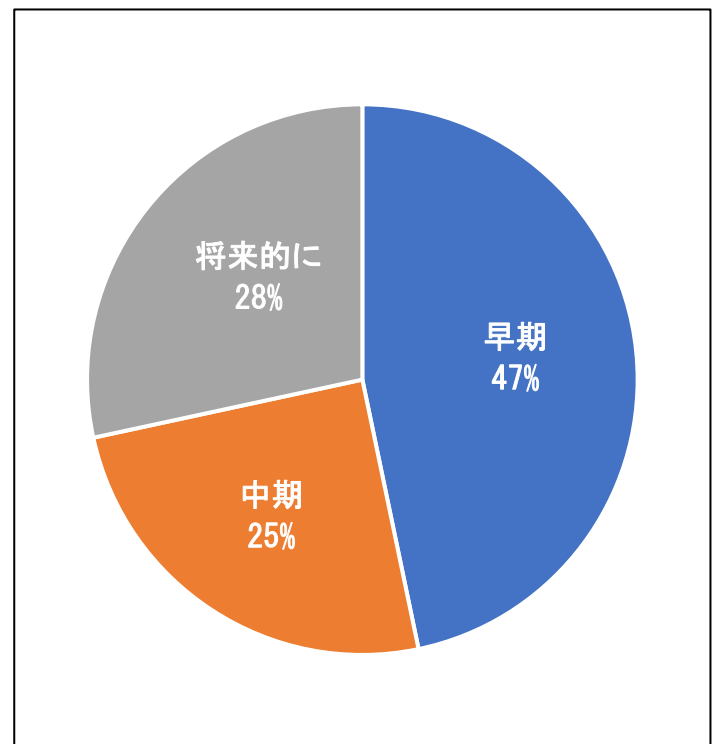
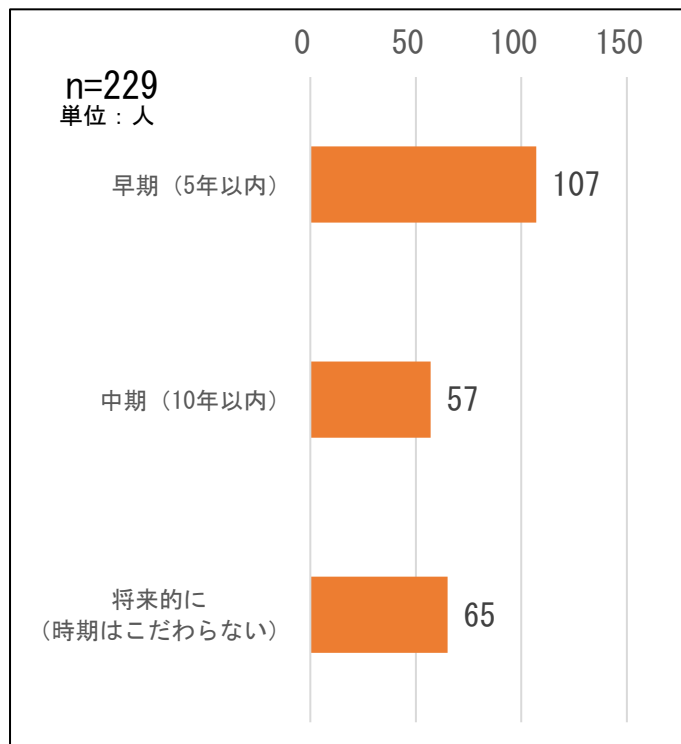
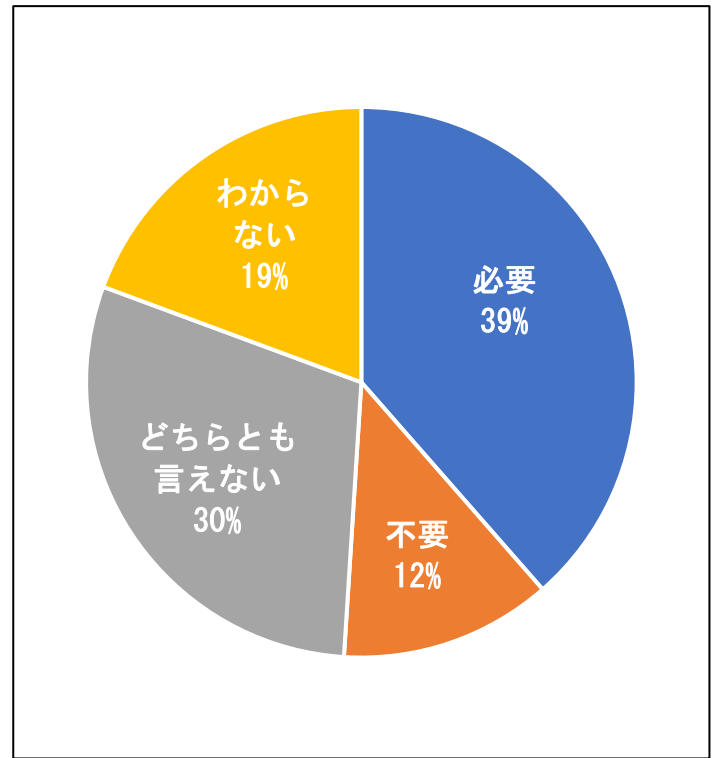
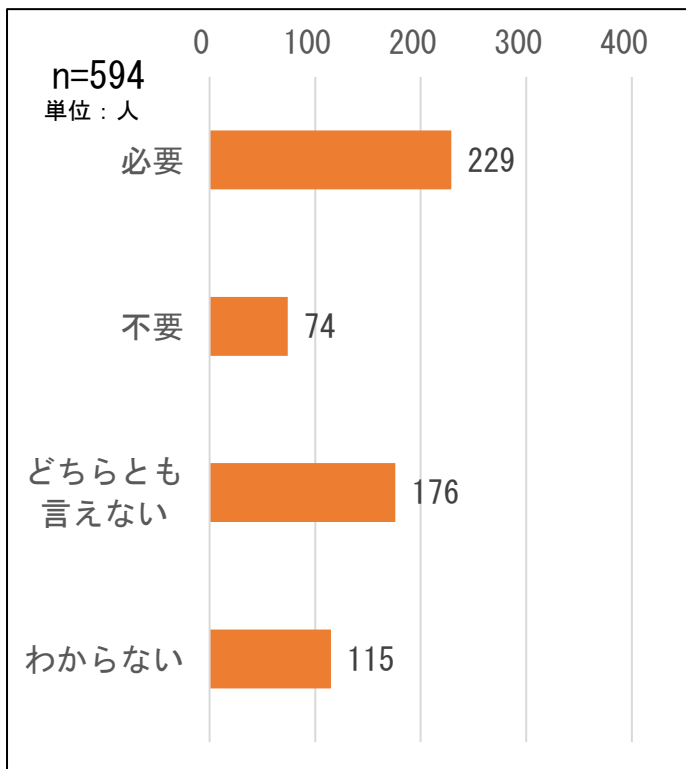


6. 学校配置最適化の必要性についてどう考えますか？（Q5）

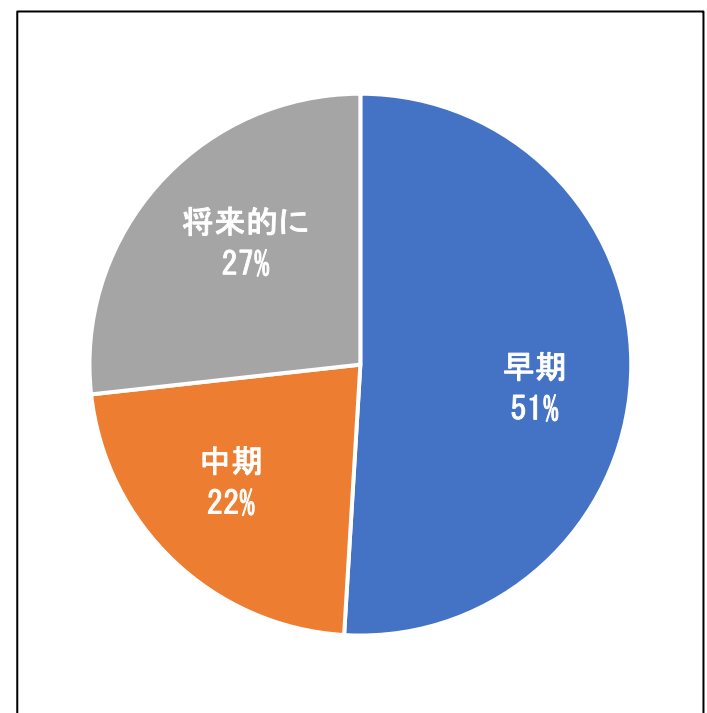
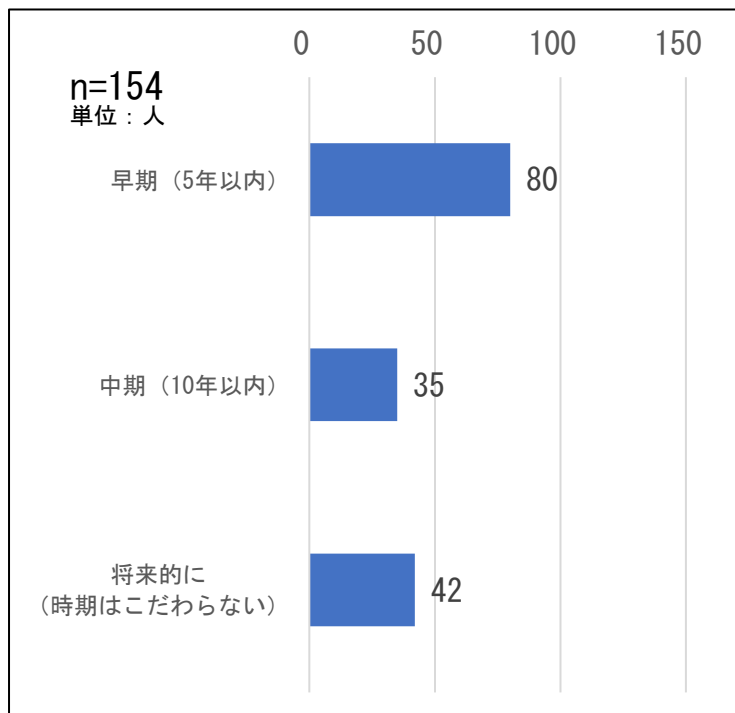
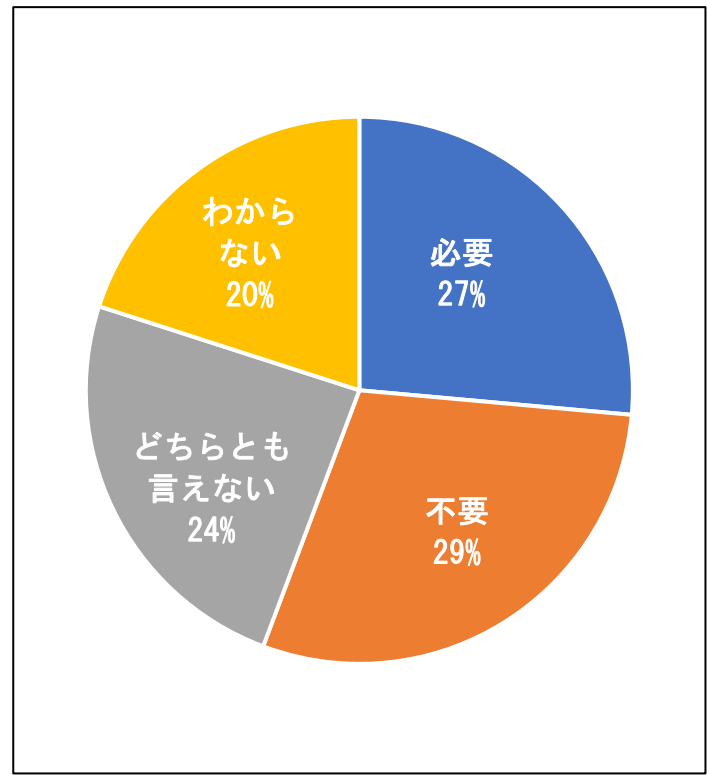
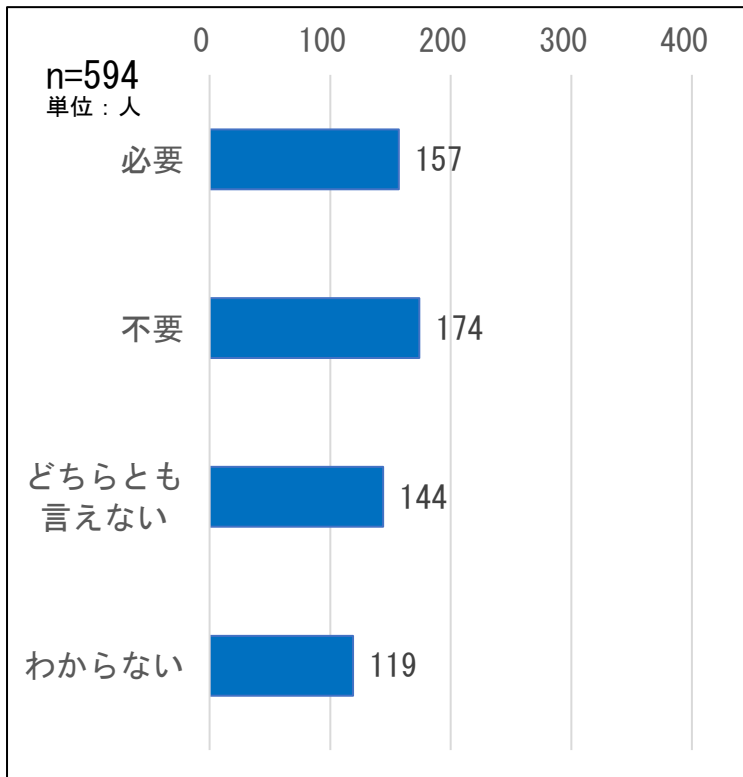
【全小学校】



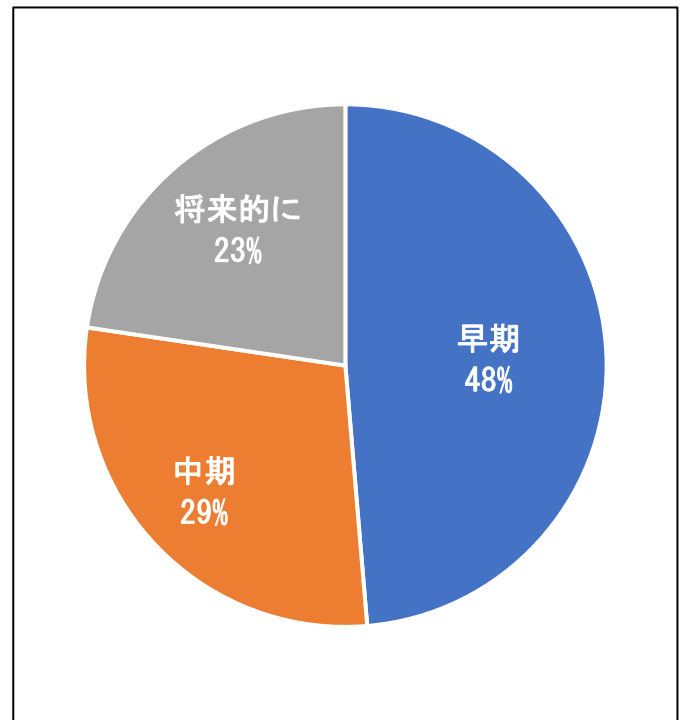
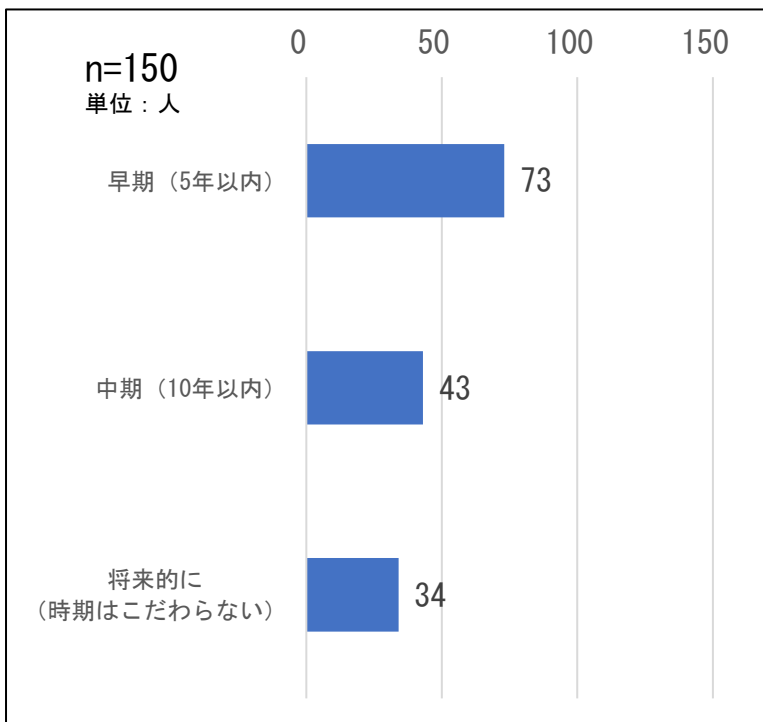
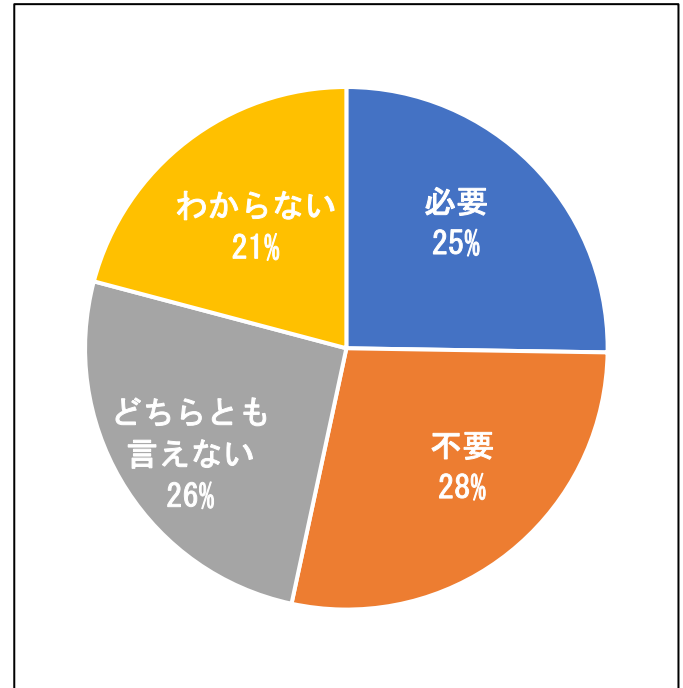
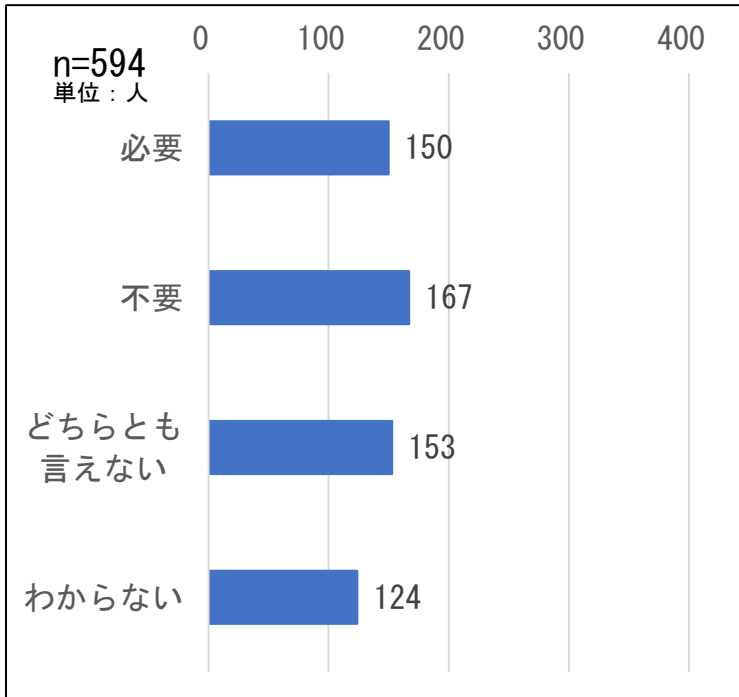
【全中学校】



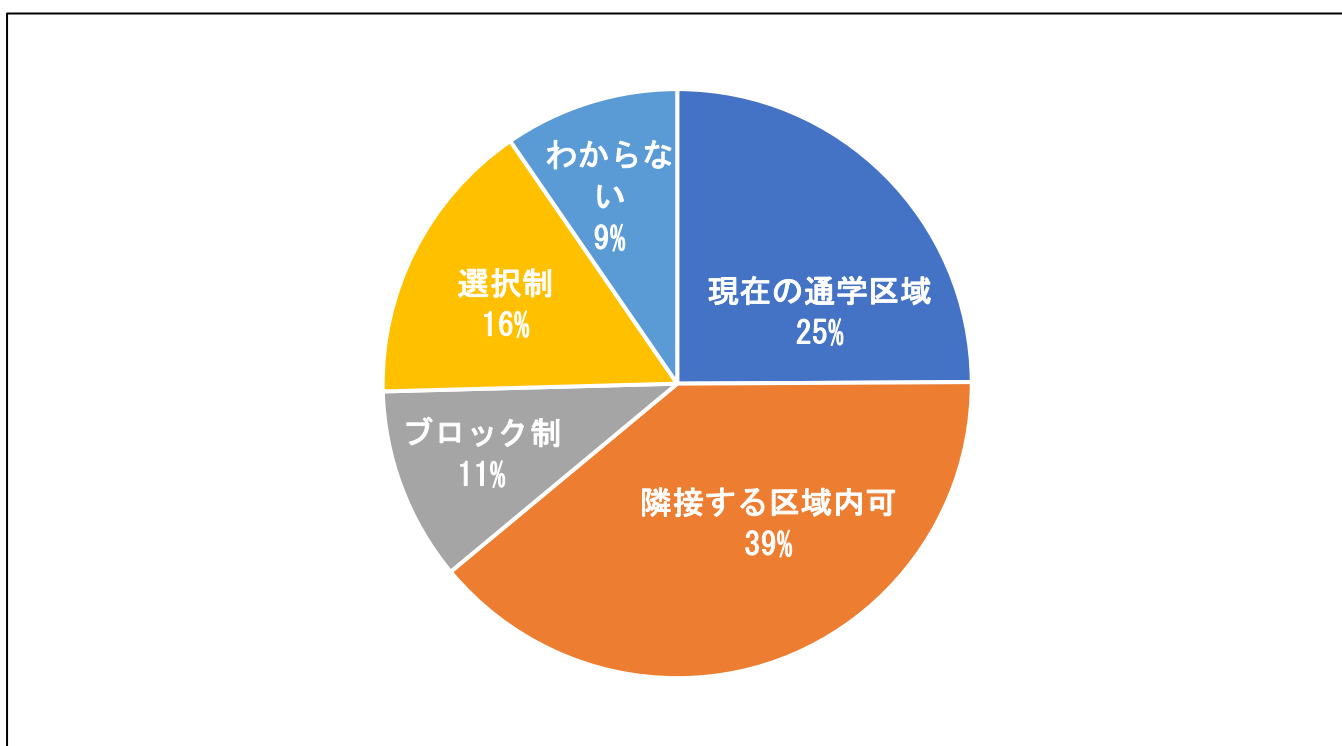
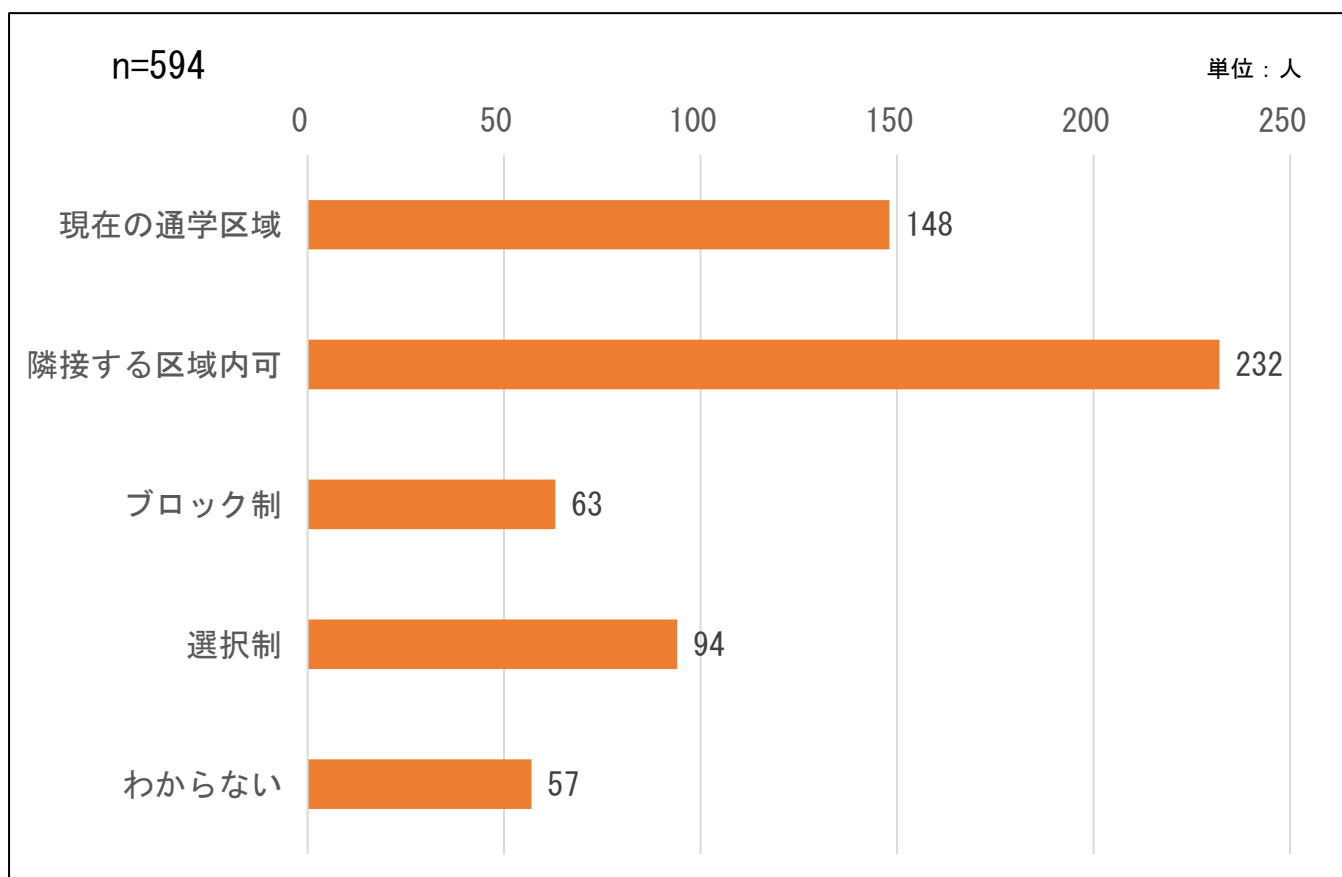
【お住まいの小学校】



【お住まいの中学校】

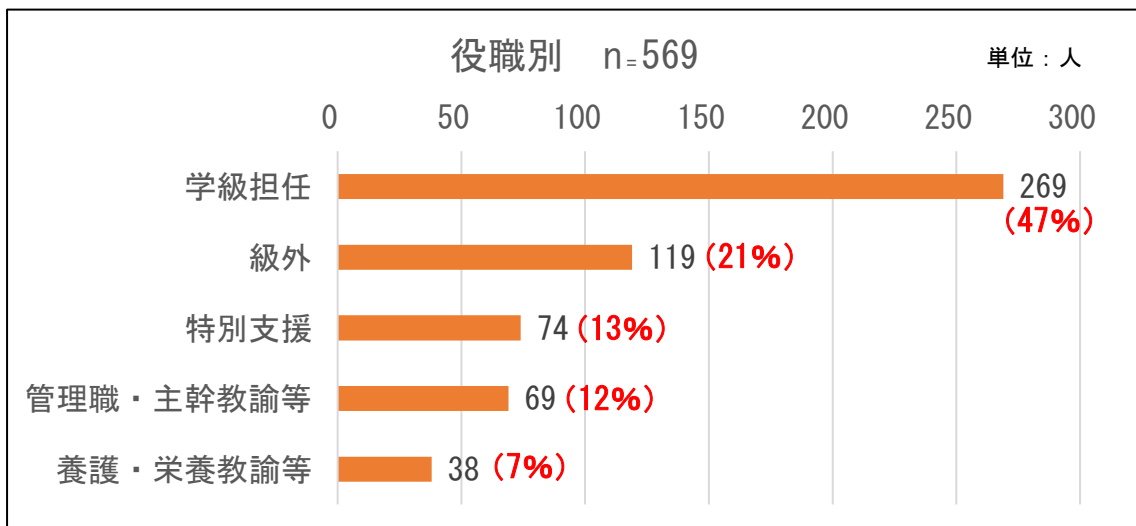
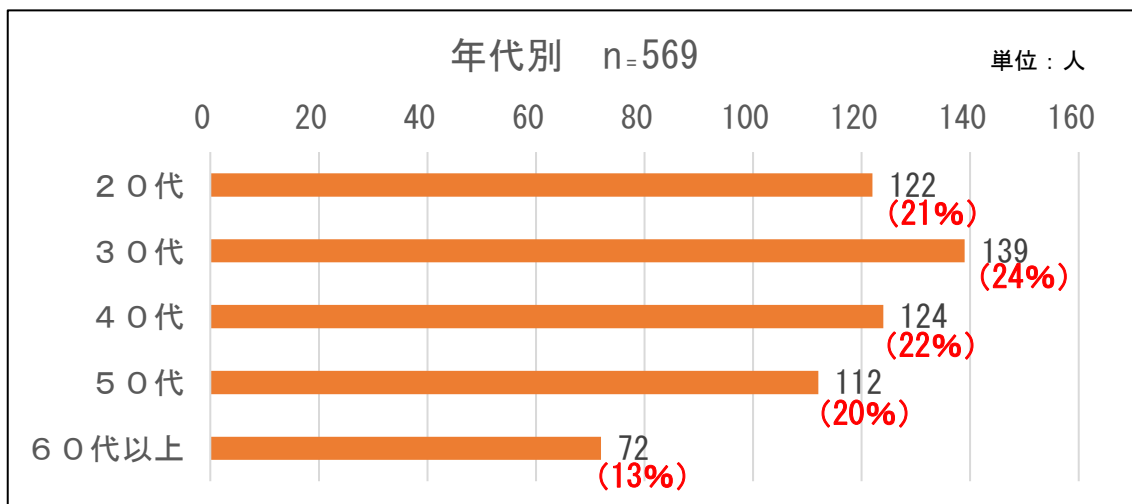
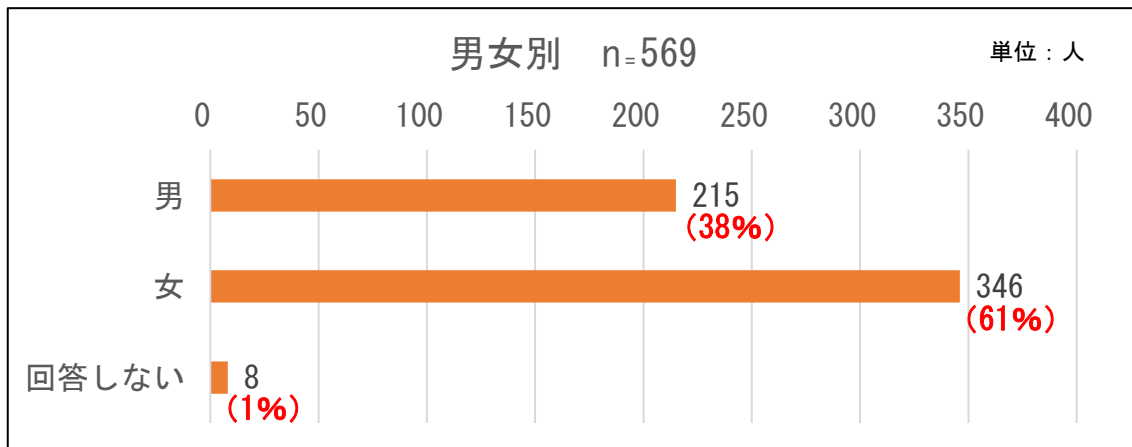


7. 通学区域について、どのような考えに近いですか？（Q6）



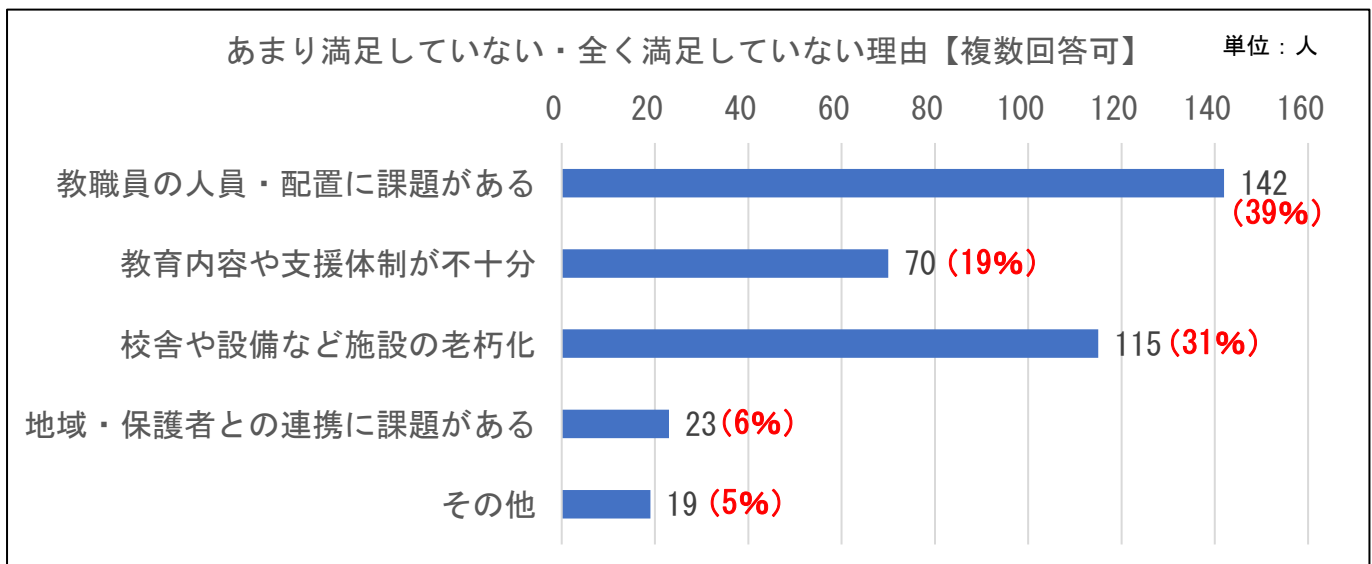
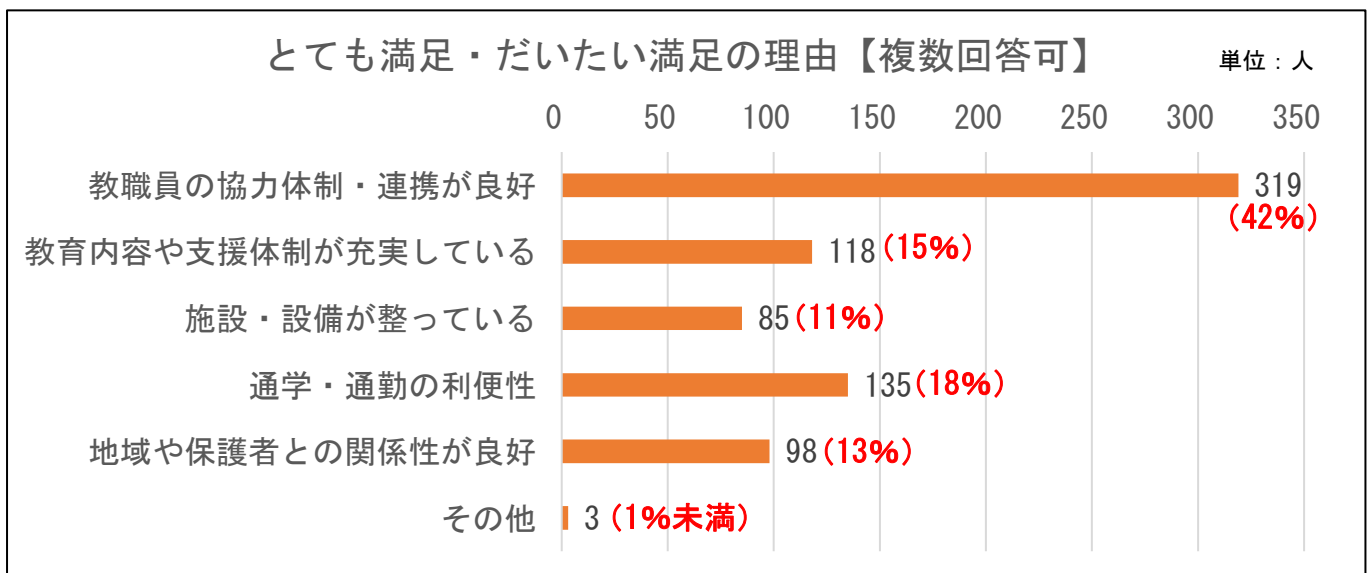
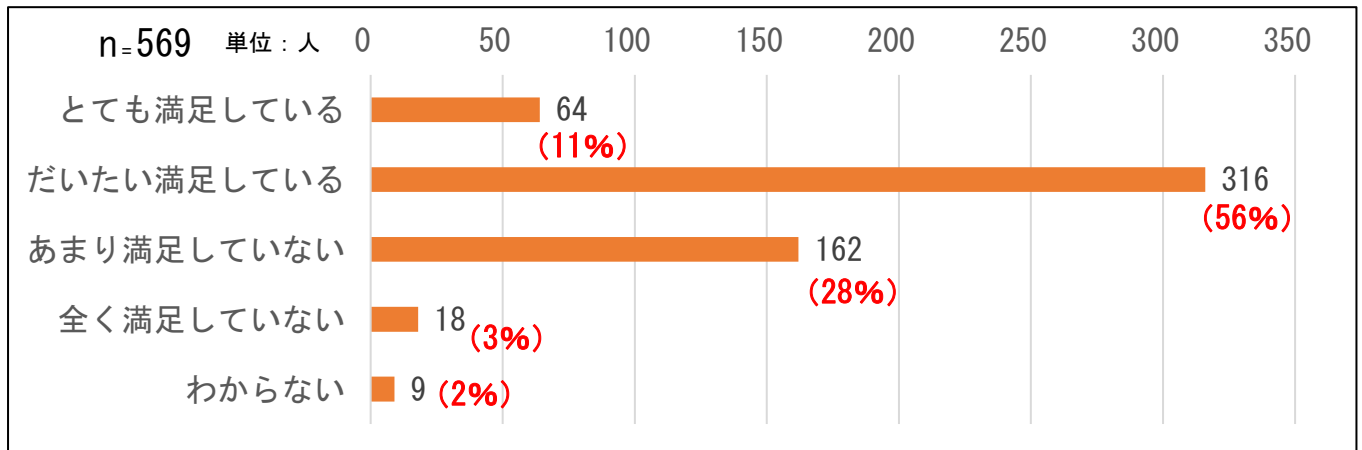
■【教職員向け アンケート結果】

1. 回答数 569人/725人 (回答率 78.5%)



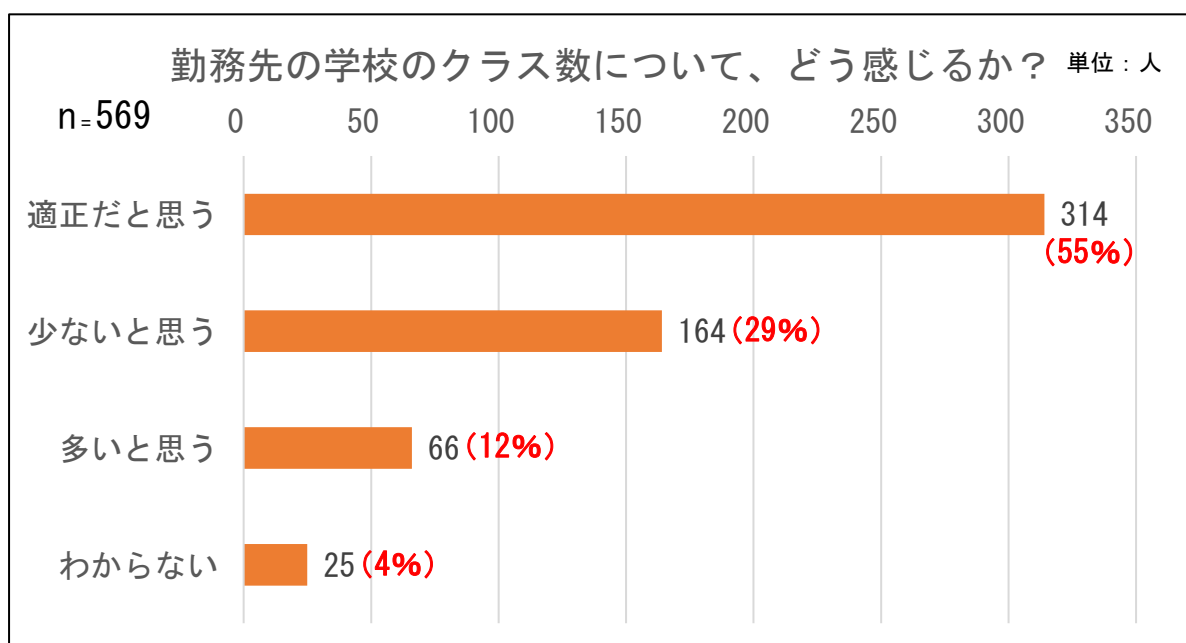
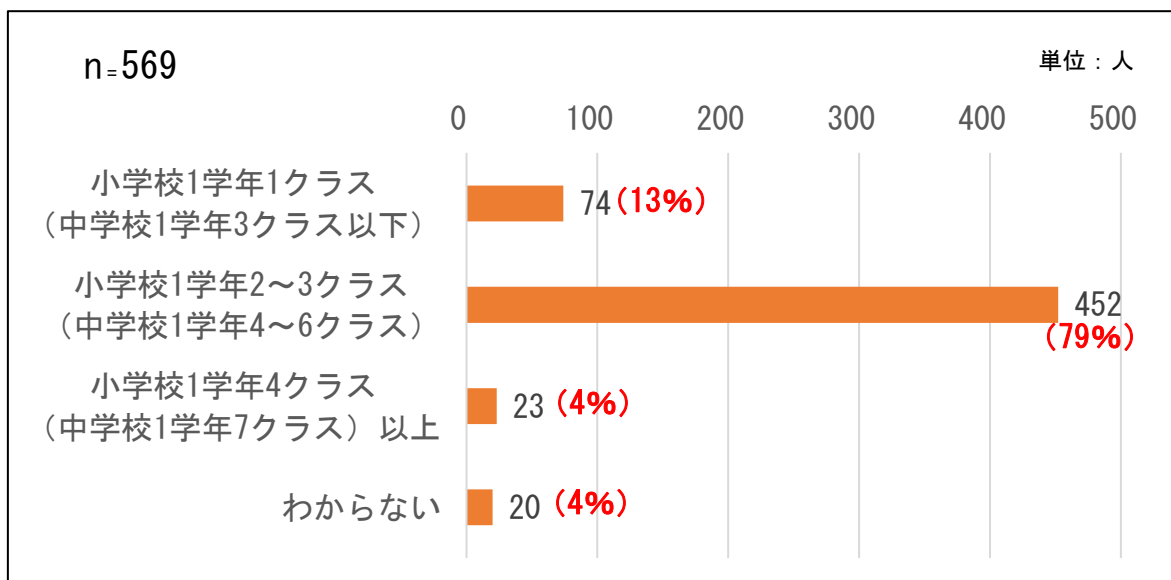
2. 現在勤務されている学校の教育環境に満足していますか？

(Q3-1)



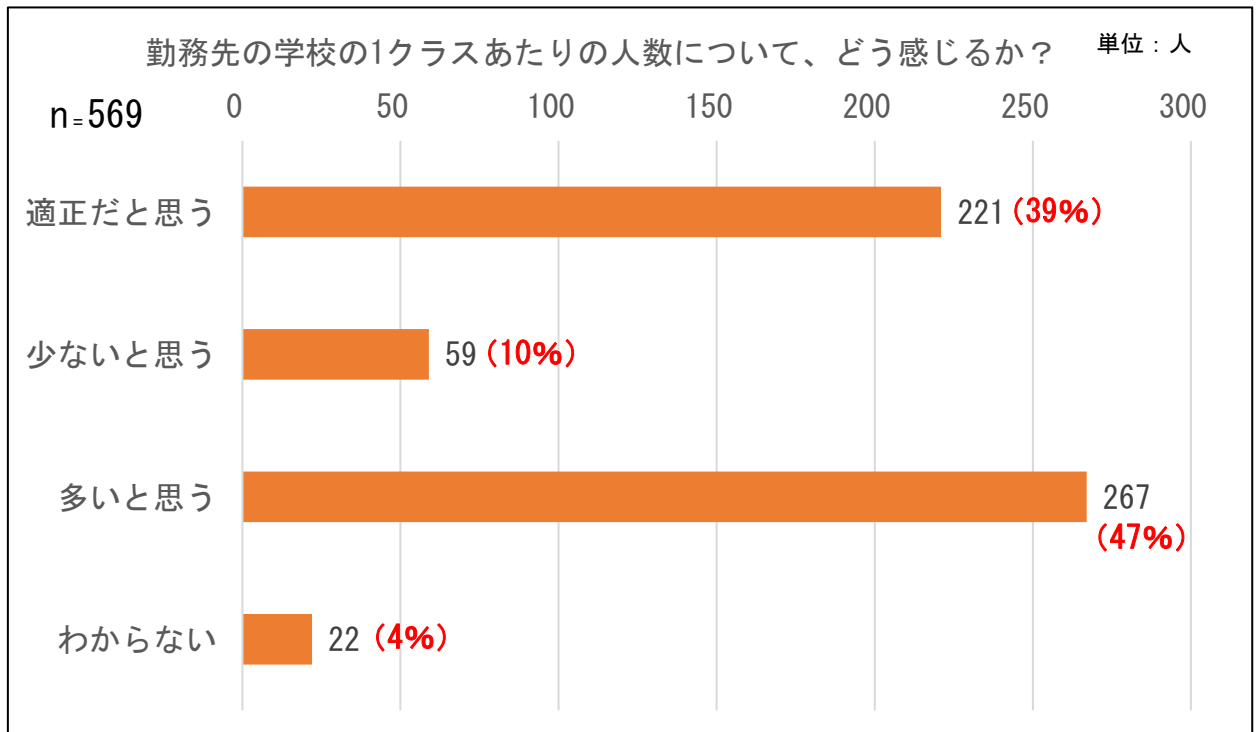
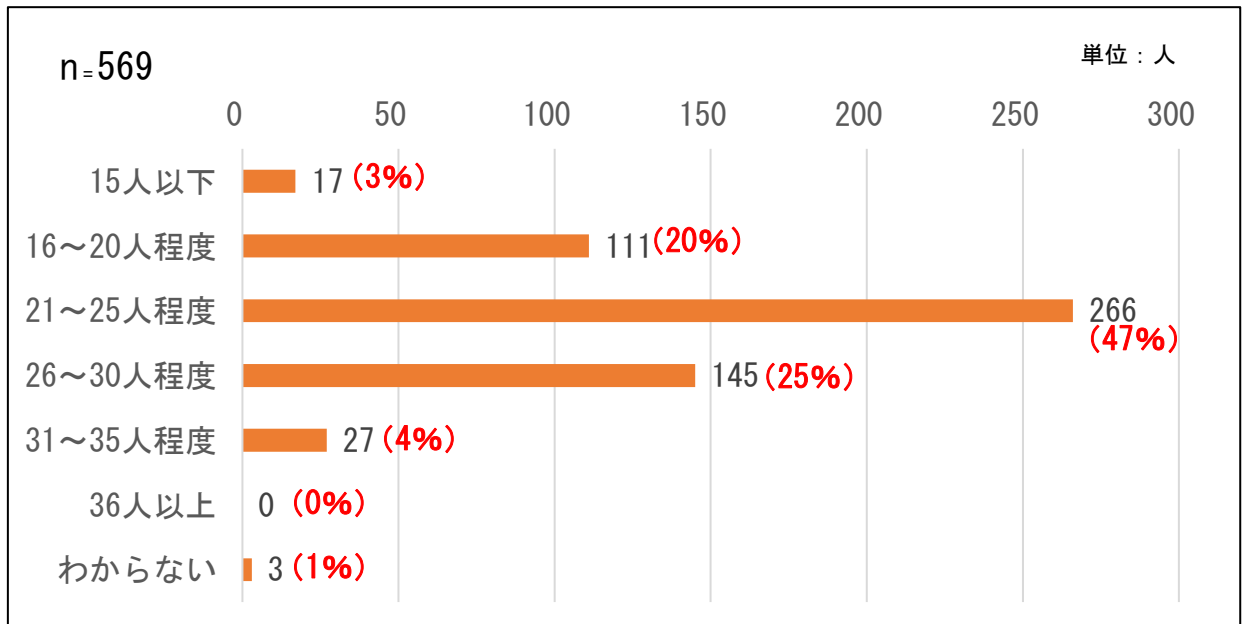
3.（一般的に）小中学校における1学年のクラス数として、

どのくらいが望ましいと考えますか？（Q5-2）



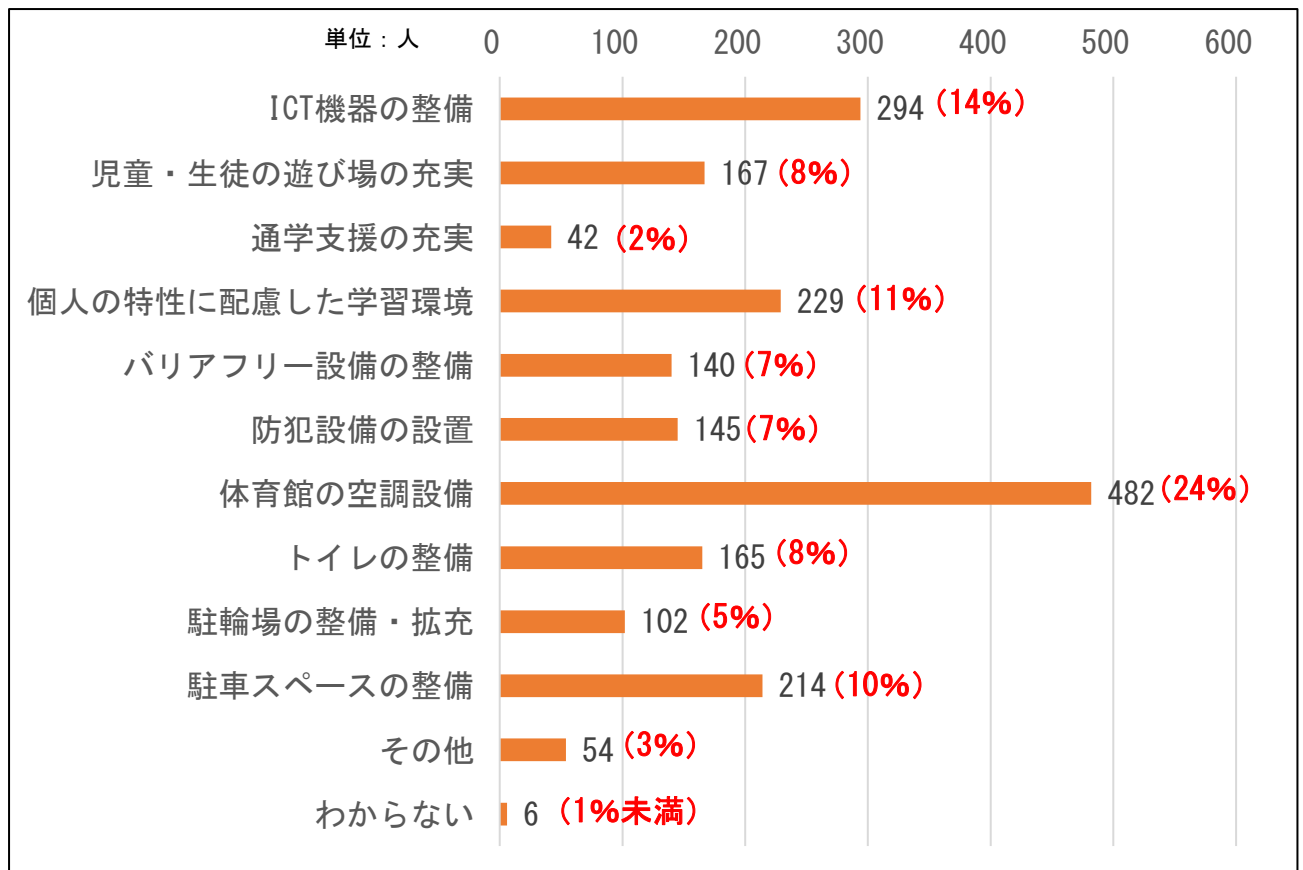
4.（一般的に） 1クラスあたりの人数について、どのくらいが

望ましいと考えますか？（Q5-3）



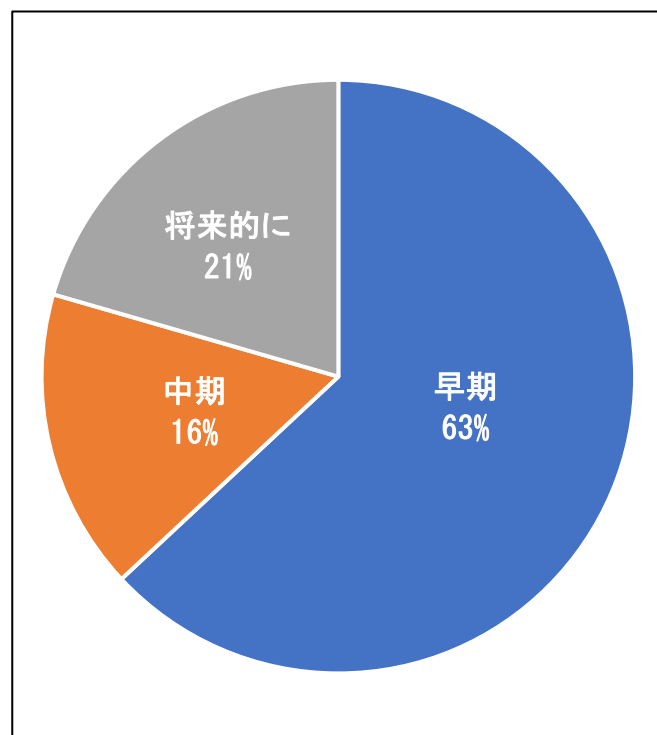
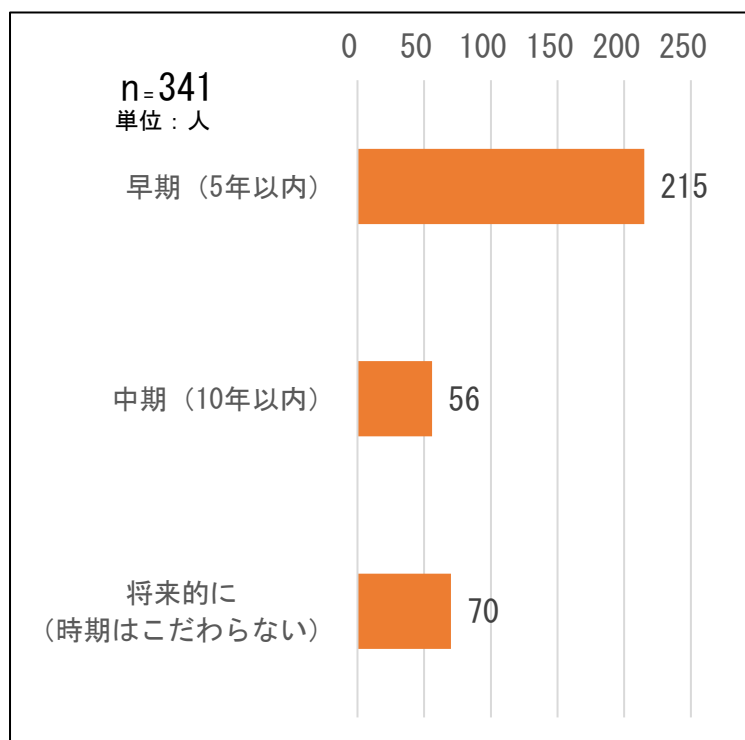
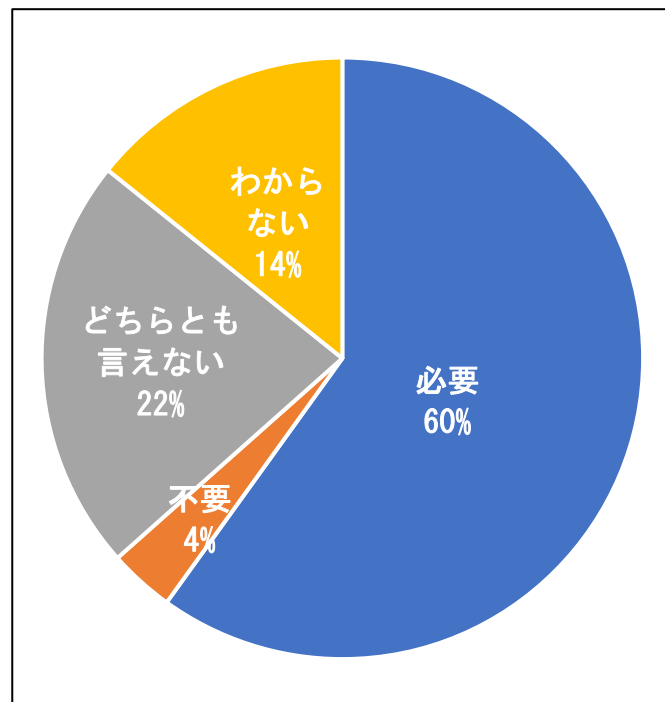
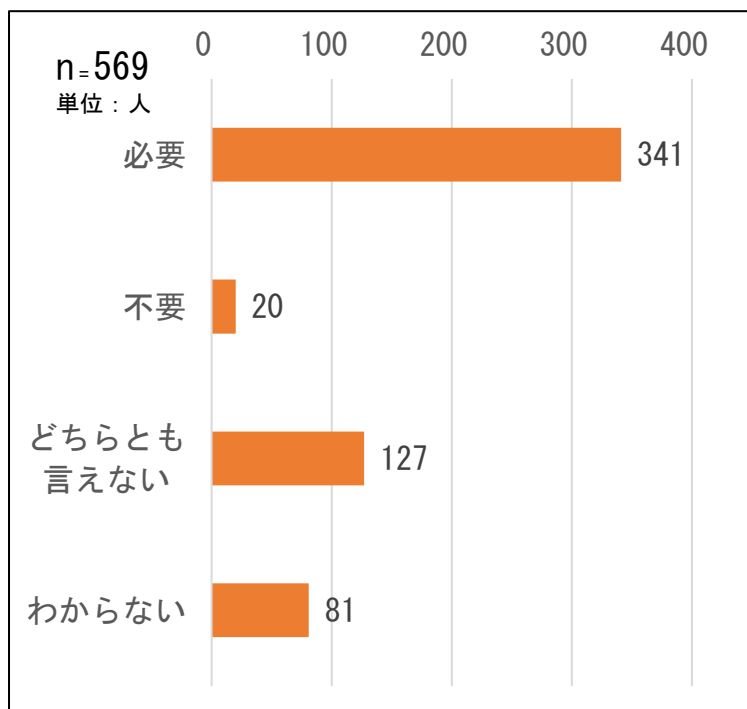
5. 学校をより良くするために、必要と思われる施設や設備があれば

お選びください（Q4-1）【複数回答可】

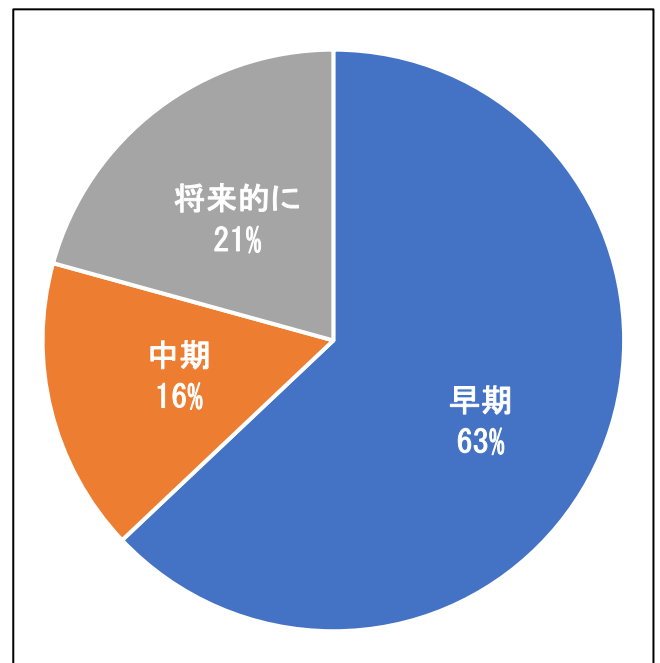
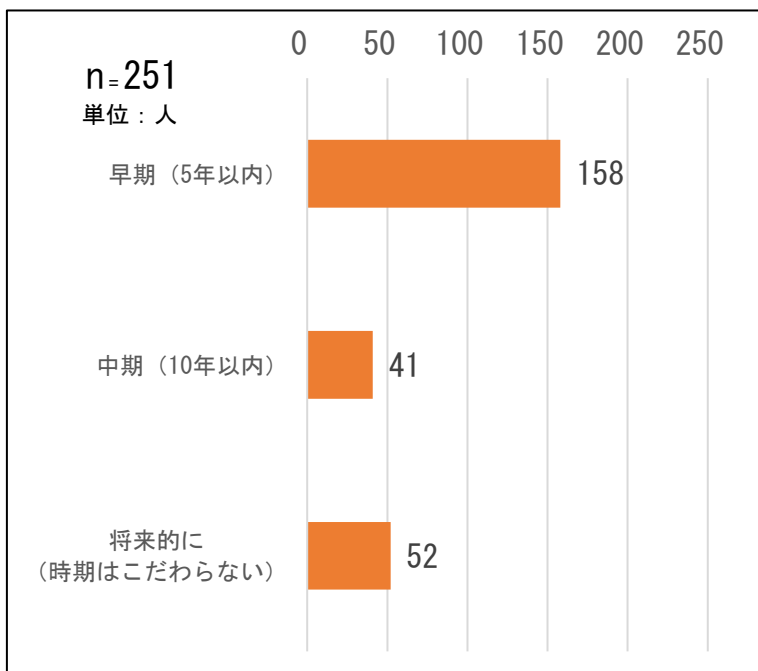
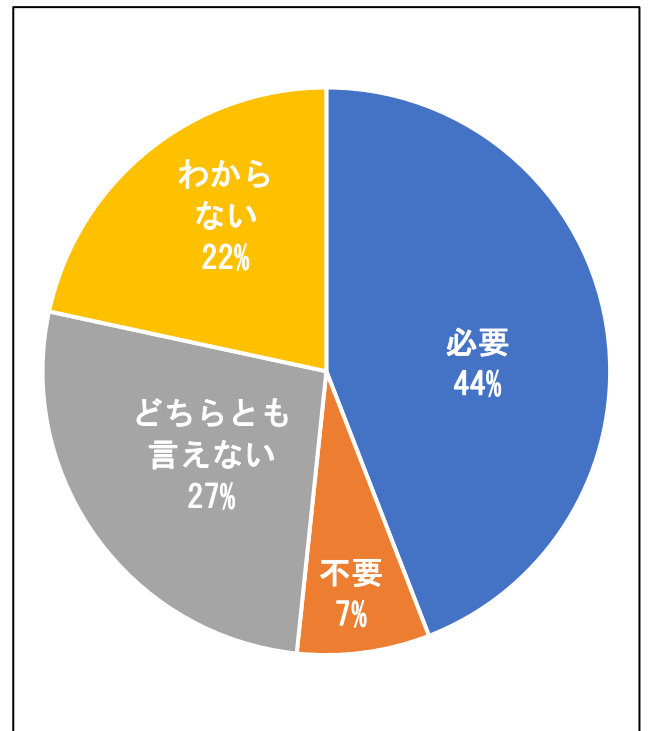
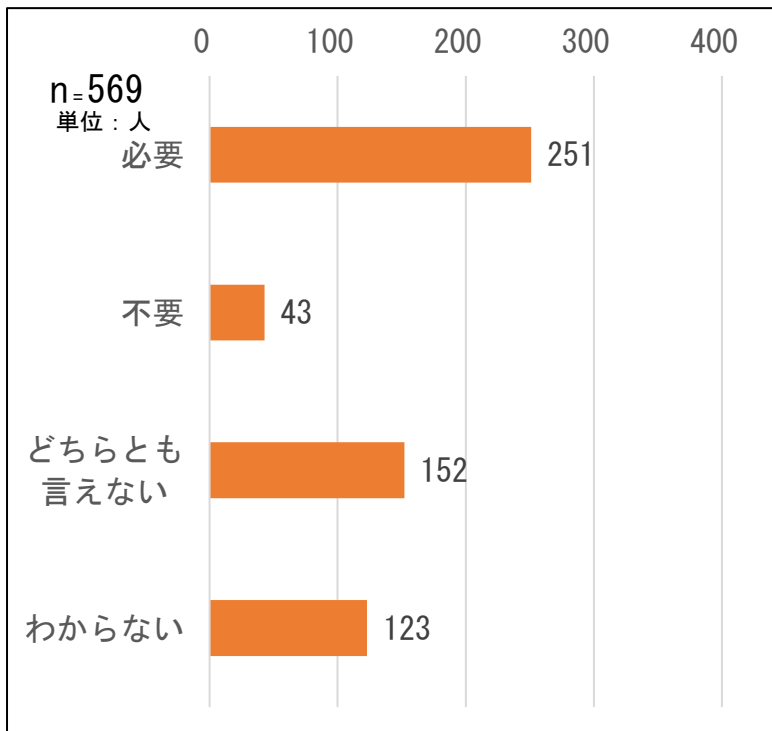


6. 学校配置最適化の必要性についてどう考えますか？（Q6）

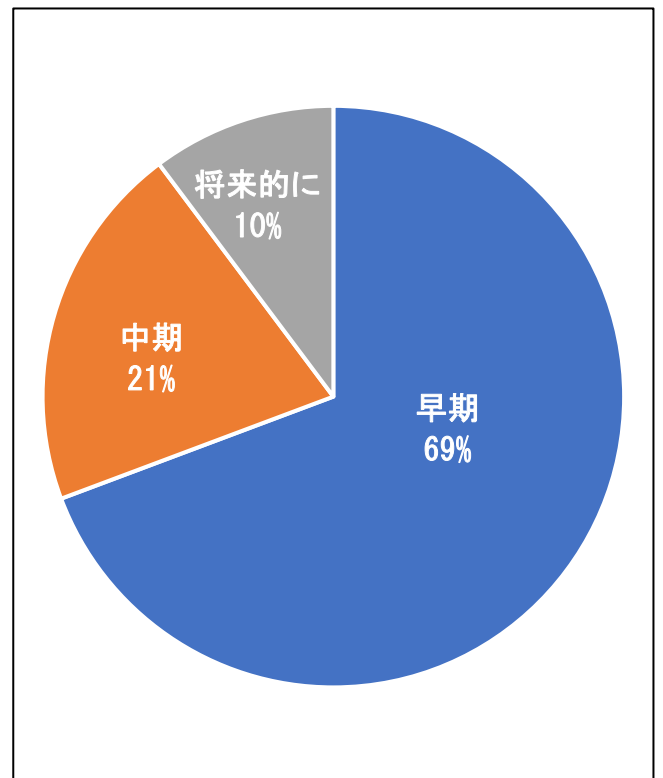
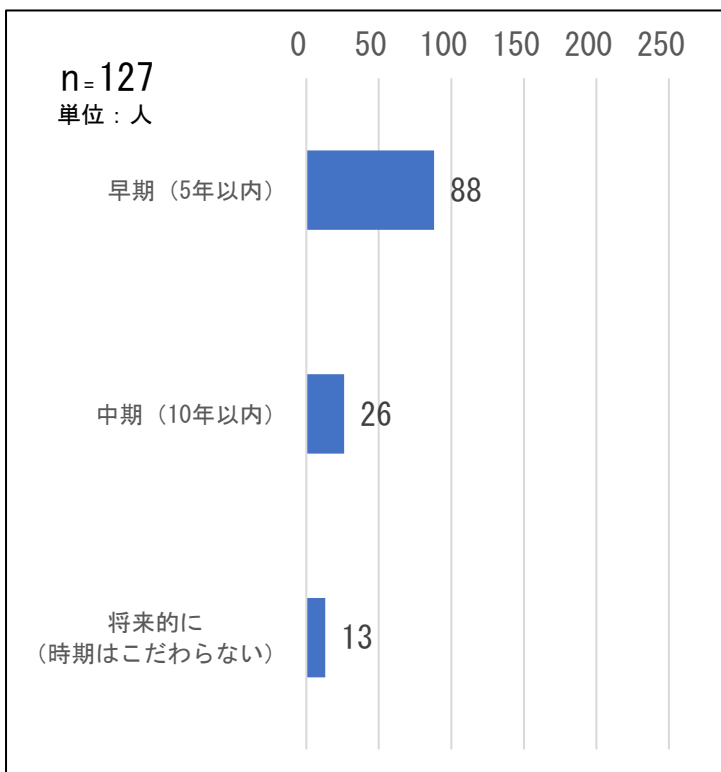
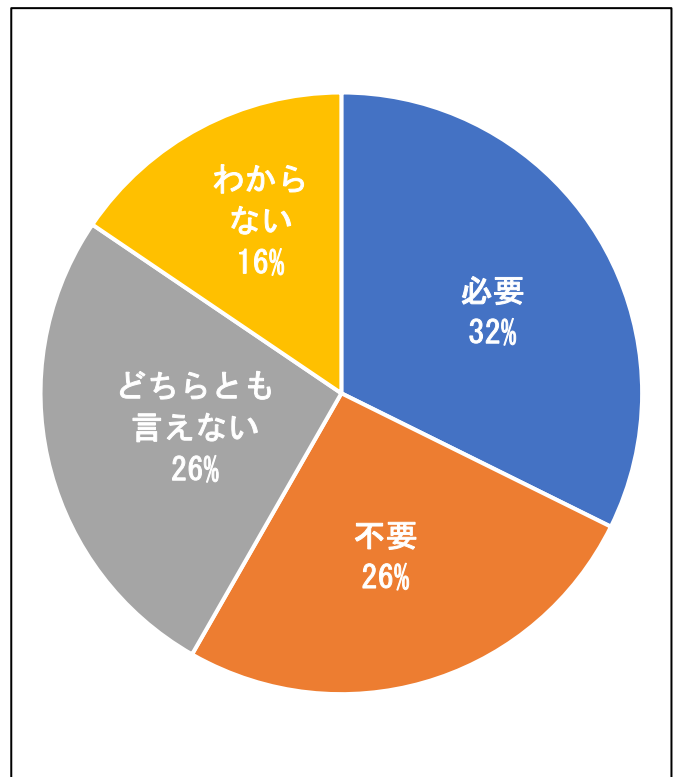
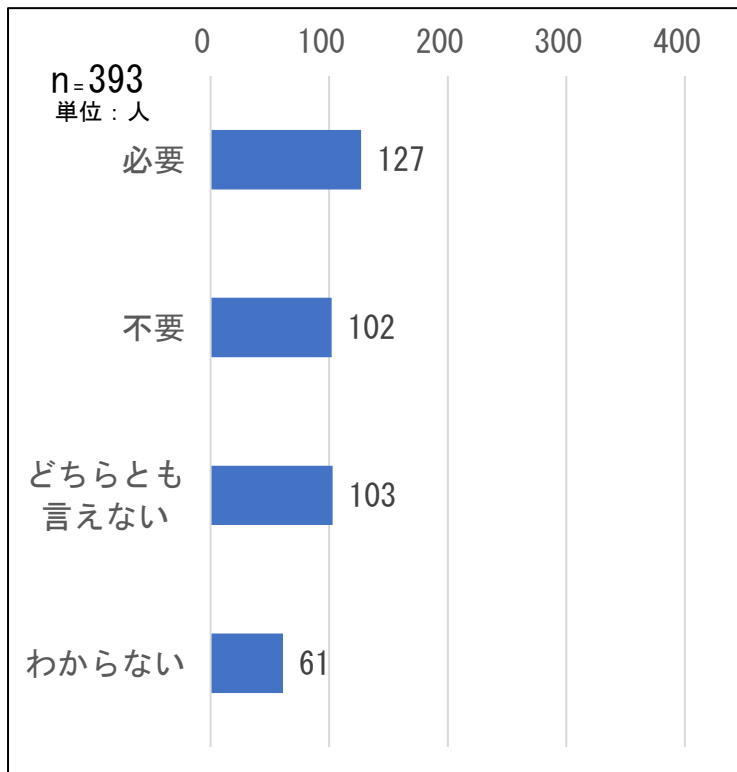
【全小学校】



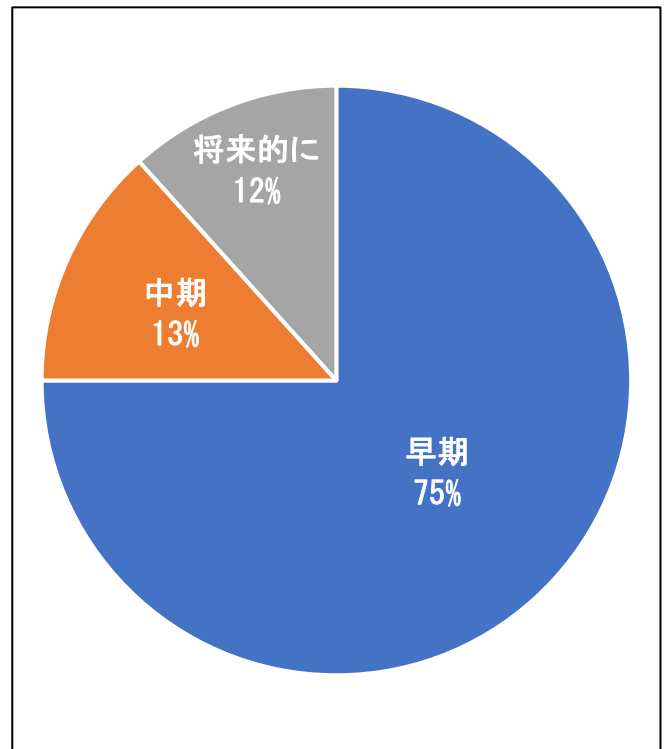
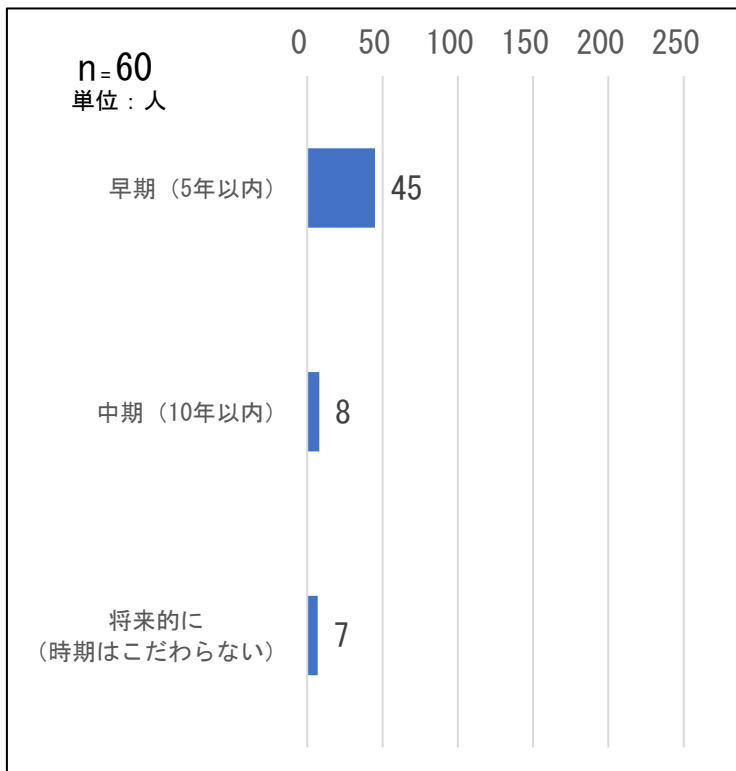
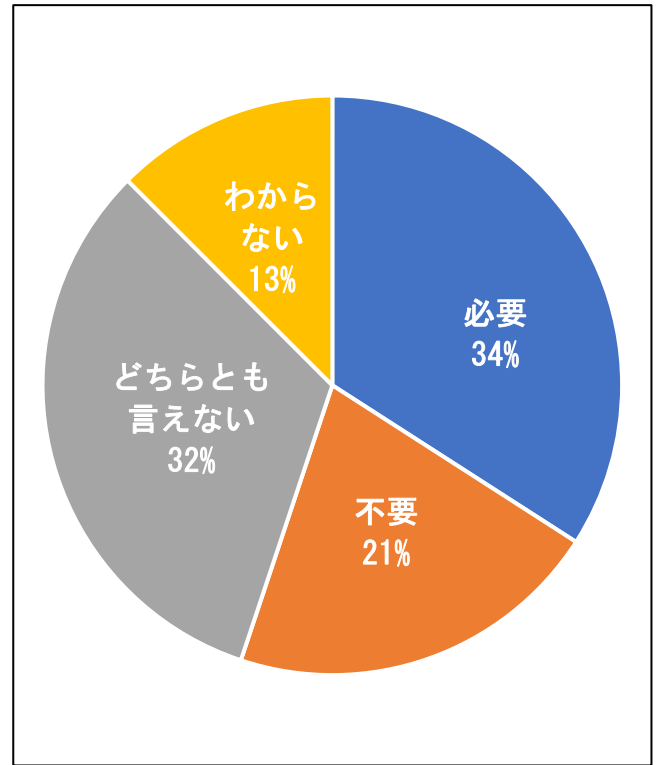
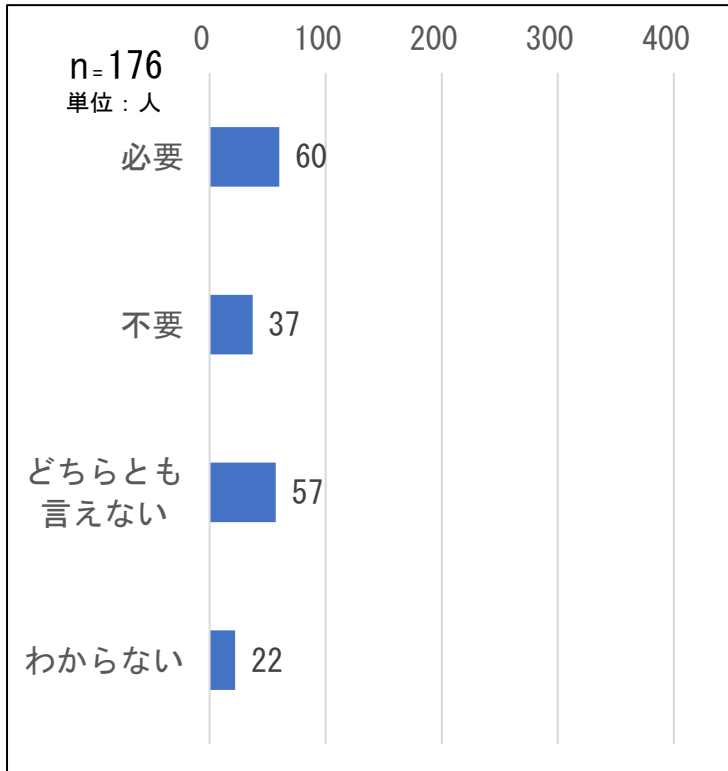
【全中学校】



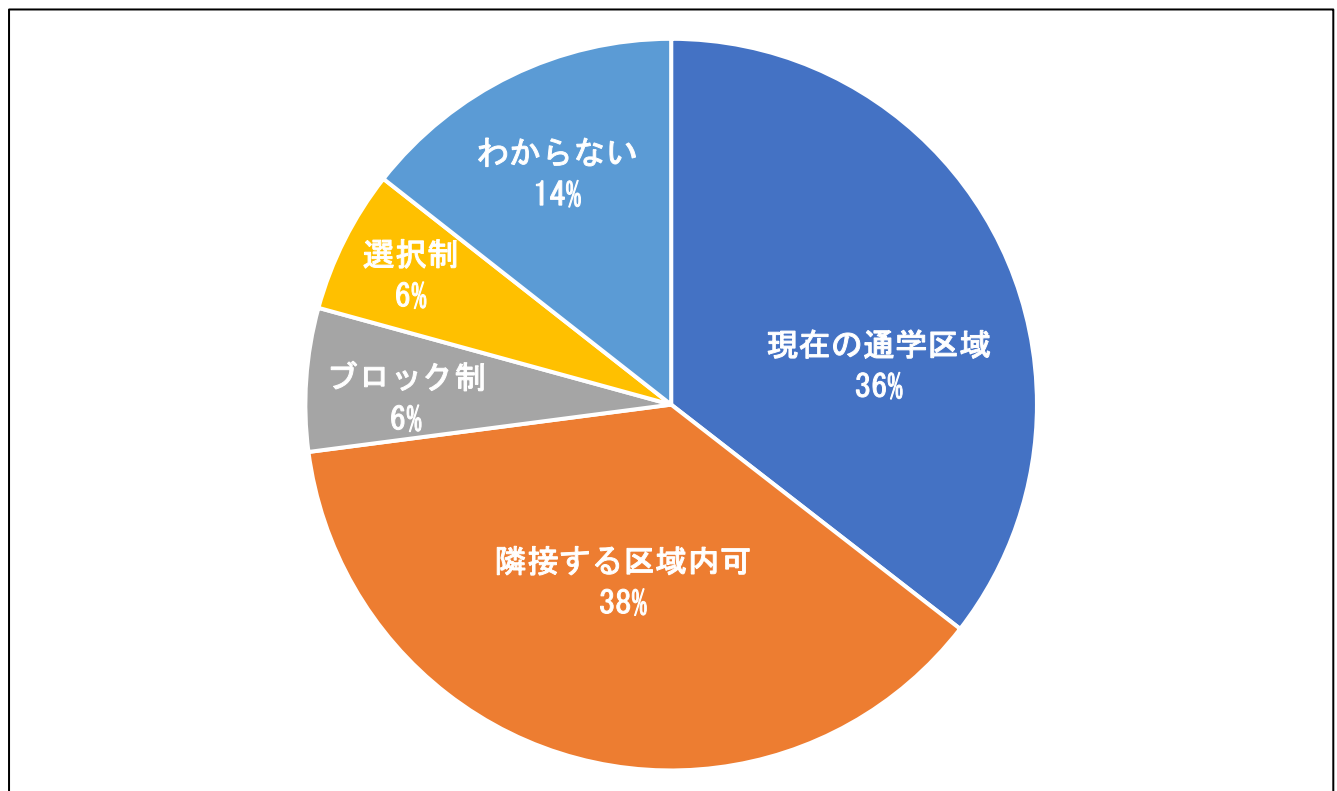
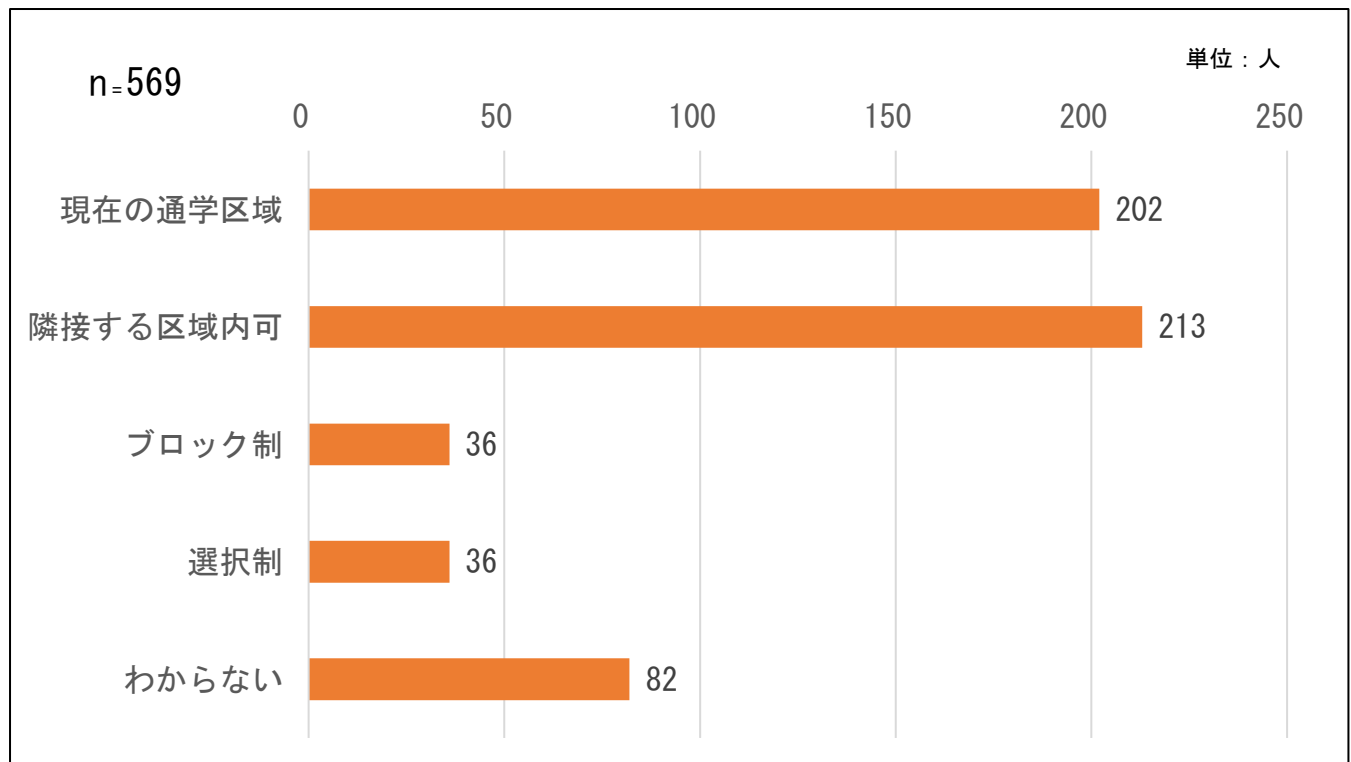
【勤務先の小学校】



【勤務先の中学校】



7. 通学区域について、どのような考えに近いですか？（Q7）



■児童生徒数の推移の見込み

■推計 (R8年出生者 小学1年生)																																																															
2025				2026				2027				2028				2029				2030				2031				2032				2033				2034				2035				2036				2037				2038				2039				2040			
年度	R7		R8		R9		R10		R11		R12			R13		R14		R15		R16		R17		R18			R19		R20		R21		R22																														
校名	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	校名	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	校名	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級	児童	学級																							
芦城小	475	17	456	16	424	15	403	14	397	13	378	13	芦城小	364	12	377	13	390	14	398	15	401	15	414	15	芦城小	423	15	419	14	414	13	409	12																													
椎松小	416	12	402	12	380	12	350	12	332	12	302	12	椎松小	279	12	272	12	271	12	276	12	274	12	281	12	椎松小	291	12	285	12	279	12	273	12																													
安宅小	249	10	247	10	236	10	227	10	217	9	222	10	安宅小	227	11	216	10	204	9	190	8	184	8	171	7	安宅小	156	6	151	6	146	6	141	6																													
犬丸小	116	6	115	6	119	6	115	6	114	6	112	6	犬丸小	116	6	110	6	101	6	97	6	87	6	77	6	犬丸小	66	6	61	6	57	6	53	5																													
荒屋小	134	6	123	6	116	6	106	6	99	6	101	6	荒屋小	103	6	102	6	93	6	83	6	76	6	64	6	荒屋小	54	6	50	5	46	5	42	4																													
第一小	678	22	692	23	684	22	638	21	618	21	596	20	第一小	568	19	547	18	539	18	540	18	549	18	545	18	第一小	554	18	552	18	549	18	546	18																													
苗代小	523	18	510	18	496	18	499	18	472	18	472	18	苗代小	463	18	461	18	457	18	453	18	454	18	446	18	苗代小	443	18	440	18	438	18	435	18																													
蓮代寺小	139	6	128	6	120	6	112	6	113	6	103	6	蓮代寺小	89	6	85	6	74	6	64	6	56	6	52	6	蓮代寺小	50	5	46	5	42	4	38	4																													
向本折小	228	9	218	9	223	9	230	9	230	10	228	9	向本折小	224	9	213	8	198	7	194	7	187	6	181	6	向本折小	181	6	177	6	173	6	170	6																													
今江小	327	12	326	12	330	12	333	12	329	12	330	12	今江小	323	12	321	12	314	12	304	12	299	12	298	12	今江小	298	12	294	12	290	12	286	12																													
串小	214	8	204	8	184	7	177	6	167	6	166	6	串小	166	6	171	6	177	6	175	6	179	6	175	6	串小	174	6	170	6	166	6	162	6																													
日末小	74	6	78	6	82	6	84	6	88	6	86	6	日末小	78	6	77	6	77	6	76	6	71	6	71	6	日末小	70	6	67	6	63	6	59	6																													
符津小	335	12	354	13	351	13	338	13	337	13	319	13	符津小	302	13	282	12	279	12	277	12	280	12	284	12	符津小	295	12	291	12	288	12	285	12																													
栗津小	109	6	109	6	114	6	109	6	96	6	98	6	栗津小	83	6	73	6	63	6	54	6	54	6	48	5	栗津小	45	5	41	4	36	4	31	3																													
木場小	58	6	56	5	49	5	52	5	42	4	43	4	木場小	49	4	41	4	35	4	26	3	21	3	12	2	木場小	3	1	1	1	0	0	0	0																													
矢田野小	281	12	277	11	269	11	263	11	255	11	247	10	矢田野小	222	9	218	9	204	8	187	7	174	6	165	6	矢田野小	163	6	158	6	154	6	149	6																													
月津小	161	7	155	7	148	7	134	6	127	6	112	6	月津小	106	6	97	6	94	6	83	6	76	6	70	6	月津小	69	6	65	6	60	6	56	6																													
那谷小	25	3	27	3	21	3	23	3	23	4	21	3	那谷小	23	3	19	3	17	2	12	2	7	1	2	1	那谷小	0	0	0	0	0	0	0	0																													
国府小	252	10	257	10	234	9	218	8	218	8	198	7	国府小	193	7	175	6	173	6	169	6	161	6	163	6	国府小	164	6	160	6	157	6	153	6																													
中海小	93	6	86	6	80	6	80	6	79	6	70	6	中海小	61	6	56	5	50	5	40	5	29	3	24	3	中海小	23	3	18	3	14	3	10	3																													
東陵小	108	6	99	6	102	6	98	6	92	6	95	6	東陵小	91	6	88	6	75	6	72	6	67	6	51	5	東陵小	43	4	39	4	35	4	30	3																													
能美小	222	9	220	9	218	9	210	8	201	7	207	8	能美小	201	8	205	8	199	7	195	7	195	7	183	6	能美小	180	6	175	6	171	6	167	6																													
松東みどり学園 (前期課程)	109	6	91	6	84	6	77	5	66	5	50	4	松東みどり学園 (前期課程)	40	4	37	4	28	3	17	3	15	2	9	2	松東みどり学園 (前期課程)	3	1	1	1	0	0	0	0																													
小学校計	5,326	215	5,230	214	5,064	210	4,876	203	4,712	201	4,556	197	小学校計	4,371	195	4,243	190	4,112	185	3,982	183	3,896	177	3,786	172	小学校計	3,748	166	3,661	163	3,578	159	3,495	154																													

		中1 35人学級		中1 35人学級		中1・2 35人学級		全学年35人学級																										➡推計 (R8年出生者中学1年)			
		2025		2026		2027		2028		2029		2030				2031		2032		2033		2034		2035		2036				2037		2038		2039		2040	
年度		R7		R8		R9		R10		R11		R12				R13		R14		R15		R16		R17		R18				R19		R20		R21		R22	
校名		生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	校名	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	校名	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級		
芦城中		503	14	468	13	482	14	496	15	491	15	482	15	芦城中	452	14	457	15	432	14	409	13	395	12	387	12	芦城中	376	12	387	12	400	12	419	12		
丸内中		319	9	317	9	310	9	331	10	330	10	333	11	丸内中	310	10	296	10	268	9	250	9	232	9	219	8	丸内中	208	7	212	7	221	8	237	9		
松陽中		601	16	622	16	630	17	615	18	603	18	572	18	松陽中	582	18	555	18	570	18	562	18	556	17	533	16	松陽中	505	15	493	15	481	15	482	15		
御幸中		162	6	151	6	156	6	148	6	149	6	142	6	御幸中	140	6	133	6	124	6	121	6	122	6	128	6	御幸中	123	6	126	6	126	6	128	6		
南部中		476	13	466	13	469	14	498	16	508	16	504	16	南部中	471	15	470	15	448	14	448	14	410	13	392	13	南部中	337	11	320	10	300	9	302	9		
国府中		143	6	137	6	145	6	143	6	136	5	127	5	国府中	109	4	121	5	107	4	109	4	97	3	91	3	国府中	84	3	78	3	82	3	85	3		
中海中		119	4	121	5	117	5	103	4	97	3	98	3	中海中	98	3	88	3	84	3	80	3	83	3	81	3	中海中	72	3	61	3	44	3	40	3		
安宅中		153	6	139	6	134	6	140	6	141	6	124	5	安宅中	109	4	106	4	112	5	118	6	111	5	110	5	安宅中	109	5	105	5	94	4	81	3		
板津中		281	9	271	9	246	9	245	9	256	9	249	9	板津中	227	8	202	7	204	7	204	7	212	7	216	7	板津中	216	7	205	7	177	6	159	6		
松東みどり学園 (後期課程)		70	3	70	3	65	3	58	3	48	3	53	3	松東みどり学園 (後期課程)	51	3	43	3	31	2	26	2	23	2	19	2	松東みどり学園 (後期課程)	14	2	14	2	9	2	3	2		
中学校計		2,827	86	2,762	86	2,754	89	2,777	93	2,759	91	2,684	91	中学校計	2,549	85	2,471	86	2,380	82	2,327	82	2,241	77	2,176	75	中学校計	2,044	71	2,001	70	1,934	68	1,936	68		

 将来0人校
 複式学級発生校
 推計

■小中学校の建設状況

学校 種別	学校名	建 物 名	施設台帳番号	建物種別	構造	階数	施設台帳床面積(㎡)		建築年度		築年数 2025年度現在	耐震基準	診断	耐震補強			
								種別棟毎	西暦	和暦							
小 学 校	芦城小学校	教室棟	24	校舎	R	3	4,959	7,196	2010	H22	15	新	済	－			
		教室棟	25	校舎	R	3	2,237		2010	H22	15	新	済	－			
		講堂	26	体育館	R	1	1,288		1,288	2013	H25	12	新	済	－		
		講堂（ふれあい広場）	12	体育館	SRC	1	546		546	1969	S44	56	旧	済	－		
	稚松小学校	教室棟	1-1, 1-2	校舎	R	4	2,444	6,185	1962	S37	63	旧	済	済	H23		
		管理教室棟	2-1	校舎	R	4	2,306		1963	S38	62	旧	済	済	H22		
		教室棟	3-1, 17	校舎	R	4	1,435		1964	S39	61	旧	済	済	H22		
		講堂	9, 10, 11	体育館	SRC	1	859		859	1971	S46	54	旧	済	済	H24	
	安宅小学校	特別教室棟	15	校舎	SRC	3	1,080	5,140	1981	S56	44	旧	済	－			
		普通教室棟	19-1	校舎	R	3	2,888		2012	H24	13	新	済	－			
		メディア・実習棟	19-2, 20	校舎	R	2	1,172		2012	H24	13	新	済	－			
		講堂	10-1, 10-2, 10-3	体育館	SRC	1	738		738	1972	S47	53	旧	済	済	H24	
	犬丸小学校	管理教室棟	1-1, 1-3, 10	校舎	R	3	1,953	2,673	1965	S40	60	旧	済	済	H22		
		管理教室棟	1-2	校舎	R	3	720		1979	S54	46	旧	済	済	H22		
		講堂	5, 9	体育館	SRC	1	732		732	1974	S49	51	旧	済	－		
	荒屋小学校	管理教室棟	1-1, 1-2, 1-3, 14	校舎	R	3	2,663	2,663	1965	S40	60	旧	済	済	H22		
		講堂	6, 12	体育館	R(S)	1	718	718	1974	S49	51	旧	済	済	H24		
	第一小学校	特別教室棟	16, 17	校舎	R	3	3,391	7,019	2011	H23	14	新	済	－			
		普通教室棟	18, 19	校舎	R	3	3,628		2012	H24	13	新	済	－			
		講堂（屋内運動場）	12-1	体育館	R(S)	1	1,017		1,017	1985	S60	40	新	済	－		
	苗代小学校	管理教室棟	1-1, 1-2, 18	校舎	R	3	1,982	4,315	1968	S43	57	旧	済	済	H22		
		管理教室棟	1-3, 1-4, 1-5, 1-6, 13	校舎	R	3	944		1977	S52	48	旧	済	済	H22		
		給食室	21	校舎	R	1	186		2010	H22	15	旧	済	－			
		特別教室棟	16-1, 16-2, 17	校舎	R	3	1,203		1997	H9	28	新	済	－			
		講堂（屋内運動場）	6, 24	体育館	R(S)	1	710		710	1975	S50	50	旧	済	済	H24	
		屋内運動場	19-1, 19-2	体育館	S	2	1,183		1,183	2006	H18	19	新	済	－		
	蓮代寺小学校	管理教室棟	1	校舎	R	3	1,751		1969	S44	56	旧	済	済	H8		
		特別教室棟	7	校舎	R	3	293	2,044	1993	H5	32	新	済	－			
		講堂（屋内運動場）	3, 8	体育館	R(S)	1	758	758	1978	S53	47	旧	済	済	H24		
	向本折小学校	管理教室棟	1, 4, 7, 11	校舎	R	3	2,801	2,801	1965	S40	60	旧	済	済	H22		
		講堂（屋内運動場）	8, 9	体育館	R(S)	1	749	749	1975	S50	50	旧	済	済	H23		
	今江小学校	普通教室棟	1-1, 1-3	校舎	R	3	2,084	3,359	1965	S40	60	旧	済	済	H22		
		校舎棟	1-2	校舎	R	3	1,017		1979	S54	46	旧	済	済	H22		
		校舎棟	2-1, 2-2	校舎	R	3	258		1969	S44	56	旧	済	済	H22		
		講堂	7, 14	体育館	R	2	787		787	1975	S50	50	旧	済	済	H21	
	串小学校	管理教室棟	1-1, 1-2, 1-3, 1-5, 1-6	校舎	R	3	1,986	3,403	1967	S42	58	旧	済	済	H22		
		校舎	1-4	校舎	R	3	832		1980	S55	45	旧	済	－			
		校舎	15	校舎	R	3	585		2003	H15	22	新	済	－			
		講堂（屋内運動場）	10	体育館	R(S)	1	702		702	1979	S54	46	旧	済	済	H24	
	日末小学校	校舎棟	16, 17	校舎	R	3	2,527	2,527	2005	H17	20	新	済	－			
		講堂（屋内運動場）	13	体育館	R(S)	1	880	880	1981	S56	44	旧	済	－			
	符津小学校	管理教室棟	1-1, 1-2, 1-3, 1-4	校舎	R	3	2,694	2,694	1968	S43	57	旧	済	済	H11		
		講堂	6	体育館	R(S)	1	767	767	1977	S52	48	旧	済	済	H23		
	粟津小学校	管理教室棟	1-1, 1-2, 1-3, 1-4	校舎	R	3	2,278	2,673	1967	S42	58	旧	済	済	H22		
		校舎棟	13	校舎	R	3	395		1988	S63	37	新	済	－			
		屋内運動場	11	体育館	R(S)	2	956		956	1982	S57	43	新	済	－		
	木場小学校	管理教室棟・特別教室棟	6-1, 11	校舎	R	3	2,002	2,002	1972	S47	53	旧	済	済	H16		
		屋内運動場	8-1, 8-2	体育館	S	1	632	632	1973	S48	52	旧	済	済	H22		
矢田野小学校	校舎	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-5	校舎	R	3	3,284	3,284	1971	S46	54	旧	済	済	H12			
	屋内運動場	9	体育館	S	1	898	898	1982	S57	43	新	済	－				
月津小学校	管理教室棟	1-1, 1-2, 1-3, 1-4	校舎	R	3	2,698	2,698	1968	S43	57	旧	済	済	H22			
	講堂（屋内運動場）	4	体育館	R(S)	1	910	910	1982	S57	43	新	済	－				
那谷小学校	管理教室棟	11-1, 11-2, 11-3	校舎	R	3	1,739	1,955	1971	S46	54	旧	済	済	H8			
	校舎棟	16	校舎	S	1	216		2001	H13	24	新	済	－				
	屋内運動場	13	体育館	S	1	781		781	1981	S56	44	新	済	－			
国府小学校	教室棟	1-1	校舎	R	3	1,782	4,074	1960	S35	65	旧	済	済	H22			
	管理特別教室棟	1-2, 1-3	校舎	R	3	1,472		1981	S56	44	新	済	－				
	特別教室棟	11	校舎	R	3	820		2005	H17	20	新	済	－				
	屋内運動場	9	体育館	R(S)	2	1,088		1,088	1986	S61	39	新	済	－			
中海小学校	管理教室棟・教室棟	1-1, 1-2, 1-3, 1-4, 1-6	校舎	R	3	1,860	2,732	1970	S45	55	旧	済	済	H13			
	校舎棟	1-5	校舎	R	3	872		1981	S56	44	新	済	－				
	屋内運動場	9	体育館	S	2	1,022		1,022	2007	H19	18	新	済	－			
東稜小学校	管理教室棟	1-1, 1-2, 1-3	校舎	R	3	3,286	3,286	1974	S49	51	旧	済	済	H17			
	屋内運動場	2	体育館	S	1	771	771	1975	S50	50	旧	済	済	H23			
能美小学校	校舎棟	8-1	校舎	R	3	3,008	4,393	1978	S53	47	旧	済	済	H22			
	校舎棟	8-3	校舎	R	3	1,118		1978	S53	47	旧	済	済	H22			
	校舎棟	8-2	校舎	R	1	267		1979	S54	46	旧	済	済	H22			
	屋内運動場	10	体育館	S	1	840		840	1979	S54	46	旧	済	済	H24		

学校 種別	学校名	建 物 名	施設台帳番号	建物種別	構造	階数	施設台帳床面積(㎡)		建築年度		築年数	耐震基準	診断	耐震補強		
								種別棟毎	西暦	和暦	2025年度現在					
中 学 校	芦城中学校	普通教室棟	19	校舎	R	4	4,156	6,471	1998	H10	27	新	済	－		
		特別教室棟	22	校舎	R	3	2,315		1999	H11	26	新	済	－		
		講堂	9, 23	体育館	SRC	1	1,065		1,065	1971	S46	54	旧	済	済	H21
		武道場	17-2	武道場	R(S)	1	350		350	1988	S63	37	新	済	－	
	丸内中学校	校舎棟	23, 24	校舎	R	2	1,575	6,496	2008	H20	17	新	済	－		
		校舎棟	25, 26	校舎	R	4	4,921		2009	H21	16	新	済	－		
		講堂	15	体育館	R(S)	2	1,159		1,159	1983	S58	42	新	済	－	
	松陽中学校	校舎棟	1-1, 1-2, 1-3, 1-5,16, 17, 18	校舎	R	4	4,181	4,181	1966	S41	59	旧	済	済	H22, H23	
		校舎棟	1-4	校舎	R	4	776		1980	S55	45	旧	済	済	H23	
		講堂（屋内運動場）	11	体育館	R(S)	1	1,092		1,092	1976	S51	49	旧	済	済	H24
		武道館（新）	19	武道場	S	2	561		561	2008	H20	17	新	済	－	
	御幸中学校	特別教室棟	1-3	校舎	R	3	824	5,091	1982	S57	43	新	済	－		
		普通教室棟	15	校舎	R	3	2,691		2011	H23	14	新	済	－		
		特別教室棟	16	校舎	R	2	1,576		2012	H24	13	新	済	－		
		講堂（屋内運動場）	9, 17	体育館	R(S)	1	1,132		1,132	1981	S56	44	新	済	－	
	南部中学校	普通教室棟	21	校舎	R	4	4,781	7,533	2003	H15	22	新	済	－		
		校舎棟	22-1	校舎	R	4	539		2003	H15	22	新	済	－		
		特別教室棟	22-2	校舎	R	3	1,858		2005	H17	20	新	済	－		
		給食調理場	24	校舎	S	1	355		2004	H16	21	新	済	－		
		講堂（屋内運動場）	15-1	体育館	R(S)	1	1,259		1,259	1983	S58	42	新	済	－	
国府中学校	管理教室棟	1-1, 1-2, 1-4, 1-5	校舎	R	3	3,105	3,238	1971	S46	54	旧	済	済	H14		
	給食室棟	13	校舎	S	1	133		1992	H4	33	新	－	－			
	屋内運動場	9	体育館	R(S)	1	891		891	1977	S52	48	旧	済	済	H23	
中海中学校	校舎棟	9-1, 9-2, 9-3	校舎	R	3	3,427	3,427	1977	S52	48	旧	済	済	H19		
	屋内運動場	10	体育館	S	1	1,089	1,089	1978	S53	47	旧	済	済	H23		
安宅中学校	校舎棟	1-1, 1-2	校舎	R	4	3,581	3,581	1977	S52	48	旧	済	済	H23		
	講堂（屋内運動場）	4	体育館	R(S)	1	1,264	1,264	1984	S59	41	新	済	－			
板津中学校	空調機械室	1-1, 1-2, 1-3	校舎	R	4	5,332	5,332	1984	S59	41	新	済	－			
	校舎棟	1-4	校舎	R	4	1,727		1984	S59	41	新	済	－			
	屋内運動場	2-1, 2-2	体育館	R(S)	2	1,480		1,480	1983	S58	42	新	済	－		
義 務 教 育	松東みどり学園	管理教室棟	1-1, 1-2, 4	校舎	R	4	2,951	5,313	1966	S41	59	旧	済	済	H20	
		給食調理配膳棟	3	校舎	R	4	198		1967	S42	58	旧	済	済	H20	
		校舎棟	5, 6	校舎	R	4	2,164		2020	R2	5	新	済	－		
		屋内運動場	14	体育館	S	2	1,162		1,162	2008	H20	17	新	済	－	

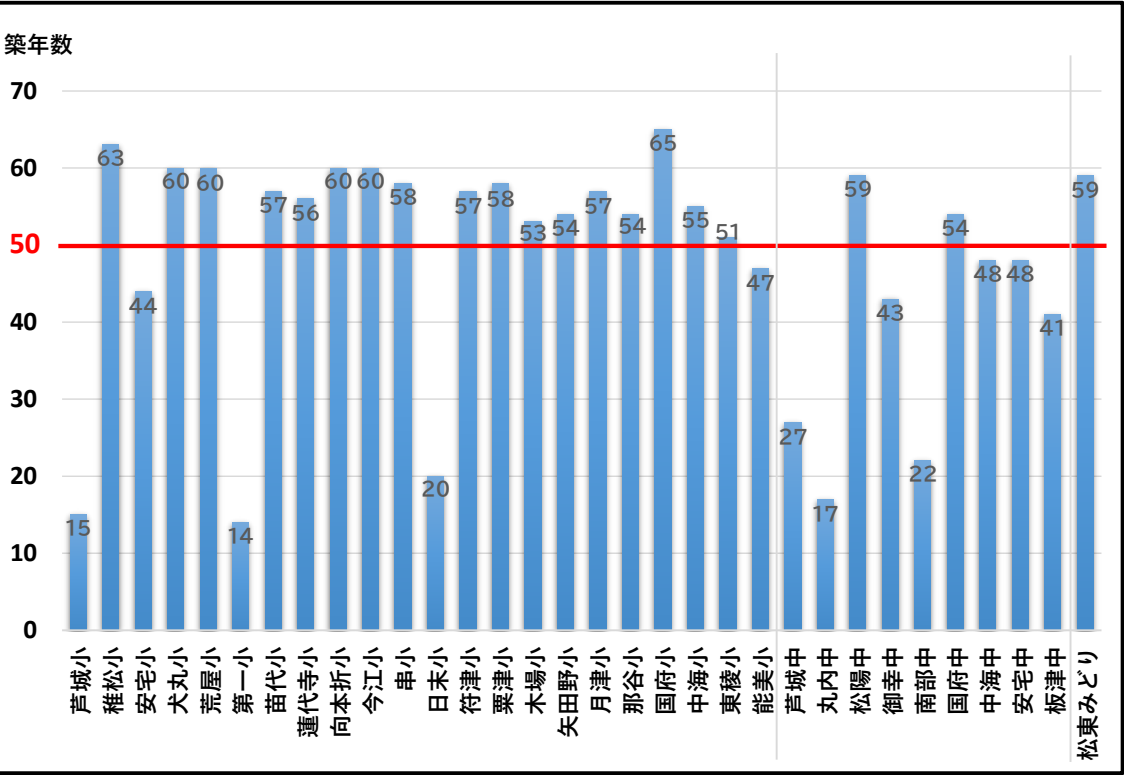
学校種別	総床面積（㎡）	校舎（㎡）	体育館（㎡）	武道場（㎡）
小中・義務教育学校	165,118	132,282	31,925	911
小学校	99,448	79,116	20,332	0
中学校	59,195	47,853	10,431	911
義務教育学校	6,475	5,313	1,162	0

小学校	校舎（㎡）	体育館（㎡）	武道場（㎡）
最大床面積	7,196	1,288	－
最小床面積	1,955	546	－
平均床面積	3,596	847	－

中学校	校舎（㎡）	体育館（㎡）	武道場（㎡）
最大床面積	7,533	1,480	561
最小床面積	3,238	891	350
平均床面積	5,317	1,159	456

義務教育学校	校舎	体育館	武道場
最大床面積	5,313	1,162	－
最小床面積	5,313	1,162	－
平均床面積	5,313	1,162	－

－校舎築年数（最も古い校舎）－





923-8650 石川県小松市小馬出町91番地
小松市教育委員会事務局（学校最適化検討チーム）
TEL 0761-24-8120
Mail syomuka@city.komatsu.lg.jp

令和 8 年 3 月 25 日
教育委員会会議 資料

令和 8 年度小松市一般会計予算（教育委員会分）について

（資料は別添）

令和 8 年 度 予 算 説 明 会 資 料

教育委員会事務局

<一般会計>

(単位：千円)

1. 主な施策（※は新規）

[当初]	R7	R8	増減額
◆ 子どもたちの輝く未来創造都市こまつ			
小学校校舎等改修費（教育庶務課）	588,249	→ 632,584	44,335
空調設備の更新（国府小学校）R7～R8年度：254,699			
（犬丸小学校、月津小学校）R8～R9年度：229,100、債務負担行為356,232			
（東陵小学校）実施設計：13,871			
事務経費（旅費、消耗品費、業務委託料）：3,438			
東陵小学校校舎大規模工事実施設計：7,018			
校舎LED化工事実施設計（20校）：22,374			
屋外照明LED化工事実施設計・工事（稚松小学校、日末小学校、中海小学校）			：60,423
屋外トイレ改修工事（苗代小学校）、受水槽改修工事（犬丸小学校）ほか			：41,661
（財源：国269,182, 市債306,800）			
中学校校舎等改修費（教育庶務課）	10,000	→ 52,388	42,388
空調設備の更新（南部中学校）実施設計：28,721			
事務経費（旅費、消耗品費、業務委託料）：626			
校舎LED化工事実施設計（7校）：9,955			
2階PC教室空調機取替工事（松陽中学校）：3,130			
女子トイレ洋式化工事（南部中学校）：9,956			
（財源：国20,333, 市債27,000）			
松陽中学校整備費（教育庶務課）	30,000	→ 729,600	699,600
新校舎建設（普通教室棟）工事（1期工事）		債務負担行為2,353,287	
（財源：国116,235, 市債488,400）			
スクールバス購入費（教育庶務課）	9,000	→ 31,000	22,000
①中海小学校スクールバス（老朽化による更新）			
初期登録：H25.3（日野リエッセⅡ、26人乗り）			
総走行距離：128,639km（R8.1.31時点）			
②教育バス（PHVバス）（部品調達困難なため更新）			
初期登録：H28.2（日野メルファPHV、34人乗り）			
総走行距離：157,352km（R8.1.31時点）			
（財源：国3,900, 市債20,300）			

未来を広げる奨学生支援費（学校教育課）	7,975	→	6,959	△ 1,016
経済的理由により進学困難な者に対する奨学金				
給付型奨学金（年間50千円）：高等学校及び高等専門学校（支給予定人数 74人）				
貸与型奨学金（年間上限600千円）：大学、短期大学及び専修学校（対象者 7人）				
（財源：繰入金6,783, 財140, 諸36）				
未来教育推進基金積立金（学校教育課）	189,000	→	123,112	△ 65,888
児童・生徒の教育支援を目的に、A L Tなどを配置するための基金積立				
A L T配置 11人：44,000			特別教育支援員配置 61人：70,000	
学習支援員配置 38人：8,000			基金利子分：1,112	
（財源：財1,111）				
授業支援費（学校教育課）	52,262	→	38,963	△ 13,299
※ 中学校技術プログラミングアプリの活用				
（財源：繰入金1,484, 諸795）				
英語力向上費（学校教育課）	12,538	→	12,620	82
実用英語技能検定（英検）の1回分の検定料全額助成				
対象：中学2・3年生（義務教育学校8・9年生）				
中学3年生：English Excellence Award(英語賞)の授与				
（財源：繰入金205, 財20）				
部活動地域展開推進費（学校教育課）	10,000	→	37,832	27,832
中学校における生徒の運動や文化芸術活動の機会を保障するため、				
部活動の地域展開を実施				
運動部：R7年度中に休日の地域展開を実施済				
文化部：R8年度中の地域展開を予定				
（財源：県23,004）				
学校給食運営費（学校教育課）	345,508	→	376,965	31,457
全小・中・義務教育学校において自校調理方式による学校給食の提供を行う				
小学校20校、中学校9校、義務教育学校1校の学校給食調理等業務委託を実施				
学校給食費（学校教育課）	615,261	→	650,839	35,578
子育て世帯の経済的負担の軽減のため、保護者に対し学校給食費を無償化				
学校給食無償化に対する補助金（市立学校外の就学者の保護者に対する補助）				
食材費高騰による単価の増額（小学校：324円→350円、中学校：386円→420円）				
（財源：県300,700, 財51, 諸79,634）				

未来教育推進基金積立金（教育研究センター） 37,104 → 30,446 △ 6,658

クラウド型学習支援ソフトウェアの継続的な利用を見据えた積立（6年目）

1人1台タブレット端末の更新時期を見据えた積立からの計画変更（令和7年度から）

児童生徒用デジタル教材の継続的な利用を見据えた積立（4年目）

（財源：財1,150）

I C T教育環境推進費（教育研究センター） 676,703 → 233,697 △ 443,006

大型提示装置（電子黒板）導入（100台分）：50,000

クラウド型学習支援ソフト「SKYMENUCloud」：36,551

A I型学習ドリル「Qubena（キュビナ）」（小学4年から中学3年まで）：26,796

教育情報セキュリティポリシー改訂支援等業務：2,530

無線アクセスポイント更新：32,789

その他 ソフトウェア更新、サーバー等保守リース費用

（財源：国843, 繰入金63,228, 市債45,000）

放課後児童クラブ運営費（生涯学習課） 401,600 → 474,134 72,534

市内全小学校区36クラブの運営費（運営交付金団体:22 指定管理団体:14）

登録児童数2,159人（R7.4）

施設修繕：LED化（第一・日末・中海）、空調更新（犬丸・第一）、水道工事（犬丸）

（財源：国140,121, 県149,295, 市債12,000）

ひととものづくり科学館管理運営費 46,800 → 55,157 8,357

（ひととものづくり科学館）

施設修繕、光熱水費、維持管理費ほか

（財源：使14,349, 財7, 諸1,078, 市債7,600）

ひととものづくり科学館活動費 61,064 → 51,792 △ 9,272

（ひととものづくり科学館）

3Dスタジオ費（機材メンテナンス、番組使用料）：14,713

ワンダーランド費（各種体験教室の講師費用・材料費、展示物修繕費）：12,588

その他自主イベント開催等の科学館の活動にかかる経費：7,742

館の魅力アップに係る経費：3,989

プログラミング教育の継続開催：3,000

（財源：使8,000, 繰入金2,800, 諸12,401）

市立高校改修費（市立高校） 0 → 128,200 128,200

校舎空調復旧第1期（教室棟）工事：R8～R9年度：117,700、債務負担行為184,300

体育館空調設置工事 実施設計：10,500

（財源：国37,800, 市債70,400）

◆ ワンランク上の生活空間あふれるこまつ 28,517 → 27,564 △ 953
 公民館活動振興費（生涯学習課）
 市立公民館管理運営、生涯学習講座開催
 校下公民館活動交付金及び館長報酬・主事謝金、小松市公民館連合会運営補助金
 （財源：諸1,930）

図書館活動費（図書館） 24,269 → 24,326 57
 図書購入費（小松本館分）：13,000
 図書館情報システム・機器リース及びシステム保守等：5,819
 読書活動推進（中学生ビブリオバトル石川県大会、おはなし会、イベントほか）：418
 （財源：繰入金11,127，諸230）

小松市学校給食条例施行規則（令和 5 年小松市規則第 5 号）の一部を次の表のよう
に改正する。

改正前	改正後
（学校給食の申込み等） 第 3 条 学校給食を受けようとする児童又は生徒の保護者及び自ら学校給食を受けようとする教職員等は、学校給食申込書（様式第 1 号）により、あらかじめ市長に学校給食の提供を申し込まなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、市長は、児童又は生徒の権利保護、健康維持等の観点から必要があると認めるときは、当該児童又は生徒の保護者からの申込みがない場合であっても、学校給食の提供を決定することができる。 [新設] （学校給食費等の額） 第 5 条 学校給食費及び教職員等給食費の 1 食当たりの額は、別表第 1 の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。 2 一の年度における、保護者が納付すべき学校給食費又は教職員等が納付すべき教職員等給食費（以下「学校給食費等」	（学校給食の申込み等） 第 3 条 学校給食を受けようとする児童又は生徒の保護者及び自ら学校給食を受けようとする教職員等は、学校給食申込書（様式第 1 号）により、あらかじめ市長に学校給食の提供を申し込まなければならない。<u>ただし、市長が申込みを不要と認める者については、この限りでない。</u> [削除] 2 前項の規定は、次条第 1 項及び第 2 項並びに第 10 条に準用する。 （学校給食費等の額） 第 5 条 学校給食費等の 1 食当たりの額は、別表第 1 の左欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。 2 一の年度における、<u>保護者又は教職員等が納付すべき学校給食費等の</u>

という。)の額(以下「年間納付額」という。)は、前項に定める額に、当該年度において当該学校給食を受ける者に対して学校給食の提供ができる状況に至った回数を乗じて得た額とする。

- 3 臨時に学校給食の提供を受ける者が納付すべき学校給食費の _____ 額は、別表第1の左欄のうち教職員等に定める額に学校給食の提供を受けた食数を乗じた額とする。

別表第1 (第5条関係)

区分	学校給食費の額 (1食当たり)
小学校及び義務教育学校前期課程の児童	324円
中学校及び義務教育学校後期課程の生徒	386円
小学校及び義務教育学校前期課程の教職員等	第4条第1項に規定する単価を勘案して1食当たりの単価を算定するものとして、市長が別に定める額 _____
中学校及び義務教育学校後期課程の教職員等	

_____ 額(以下「年間納付額」という。)は、前項に定める額に、当該年度において当該学校給食を受ける者に対して学校給食の提供ができる状況に至った回数を乗じて得た額とする。

- 3 臨時に学校給食の提供を受ける者が納付すべき教職員等給食費の額は、別表第1の左欄のうち教職員等に定める額に学校給食の提供を受けた食数を乗じた額とする。

別表第1 (第5条関係)

区分	1食当たりの額 _____
小学校及び義務教育学校前期課程の児童	350円
中学校及び義務教育学校後期課程の生徒	420円
教職員等	教職員等が給食を喫食する学校の区分に応じそれぞれこの表の児童又は生徒の1食当たりの額を勘案して市長が別に定める額 _____

別表第2（第8条関係）

期別	納期限	納付額	
		小学校及び義務教育学校前期課程の児童，教職員等	中学校及び義務教育学校後期課程の生徒，教職員等
第1期	5月 末日	<u>11,000 円</u>	<u>13,000 円</u>
第2期	7月 末日	<u>11,000 円</u>	<u>13,000 円</u>
第3期	10月 末日	<u>11,000 円</u>	<u>13,000 円</u>
第4期	12月 末日	<u>11,000 円</u>	<u>13,000 円</u>
第5期	2月 末日	<u>11,000 円</u>	<u>13,000 円</u>
第6期	3月 末日	[略]	

別表第2（第8条関係）

期別	納期限	納付額	
		小学校及び義務教育学校前期課程の児童，教職員等	中学校及び義務教育学校後期課程の生徒，教職員等
第1期	5月 末日	<u>12,000 円</u>	<u>14,000 円</u>
第2期	7月 末日	<u>12,000 円</u>	<u>14,000 円</u>
第3期	10月 末日	<u>12,000 円</u>	<u>14,000 円</u>
第4期	12月 末日	<u>12,000 円</u>	<u>14,000 円</u>
第5期	2月 末日	<u>12,000 円</u>	<u>14,000 円</u>
第6期	3月 末日	[同左]	

備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は，注記である。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は，令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の小松市学校給食条例施行規則の規定中学校給食費に関する部分は，令和8年度以後の年度分の学校給食について適用し，令和7年度分までの学校給食に係る学校給食費については，なお従前の例による。

寄附の受納について

下記のとおり、2件の寄附の申し出がありました。

記

- ① 1. 寄 附 者 匿名
2. 目 的 教育（奨学金）のために役立ててほしい
3. 寄附物品 現金 2,000,000 円
4. 受 納 日 令和8年2月16日

寄附金については、寄附者の意向に沿って奨学金基金へ積み立てることとしました。

- ② 1. 寄 付 者 小松シティロータリークラブ
2. 目 的 「小松市 小・中学生 かけはし文芸コンクール」
作品集出版の支援として
3. 寄附物品 現金 200,000 円
4. 申 出 日 令和8年1月20日
(3月16日に感謝状贈呈)

寄附金については、寄付者の意向に沿って「小松市 小・中学生 かけはし文芸コンクール」の印刷製本費に充当します。

寄附の受納について

本市の学校教育充実のため、下記のとおり寄附がありました。

記

1. 寄 附 者 株式会社 勝木太郎助商店 代表取締役 勝木 繁 様
2. 寄 附 物 品 ワイヤレスディスプレイアダプタ (EZCastProⅡ) 10 台
鉛筆B 100 ダース
3. 受 納 日 令和8年1月28日 (水)
4. 感謝状贈呈式 令和8年3月3日 (火) 教育長室にて

移動図書館車「みどり号」さよならセレモニー等について

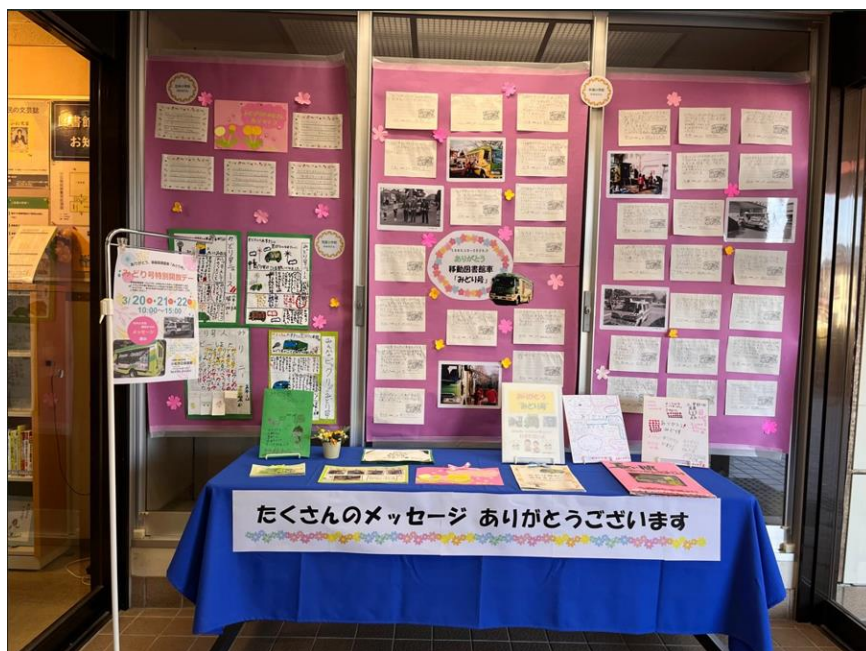
昭和 60 年 10 月から小学校や施設を巡回し、地域に図書館の本を届けてきた移動図書館車「みどり号」が令和 8 年 3 月をもって運行を終了することに伴い、さよならセレモニー等を行いました。

1 「みどり号」さよならセレモニー

- (1) 日 時 令和 8 年 3 月 19 日（木）11 時 35 分～
- (2) 場 所 国府小学校（最終巡回先）
- (3) 内 容 児童からのメッセージ、乗務員へ感謝状贈呈、記念撮影等

2 「みどり号」特別開放デー

- (1) 日 時 令和 8 年 3 月 20 日（金）～3 月 22 日（日） 10 時～15 時
- (2) 場 所 図書館
- (3) 内 容 みどり号を開放し、車内の見学や本の貸出を実施
市内小学生、利用者からのみどり号へのメッセージを展示



館内 メッセージ展示の一部

令和 8 年 3 月 25 日
教育委員会会議 資料
ひととものづくり科学館

ひととものづくり科学館条例施行規則（平成 25 年小松市規則第 31 号）の一部を次の表のように改正する。

改正前				改正後			
様式第 1 号（第 7 条関係）				様式第 1 号（第 7 条関係）			
ひととものづくり科学館専用利用（変更）承認申請書				ひととものづくり科学館専用利用（変更）承認申請書			
年 月 日				年 月 日			
（あて先）小松市長				（あて先）小松市長			
申 請 者	住所（所在地）			申 請 者	住所（所在地）		
	団体等の名称				団体等の名称		
	代表者氏名		印		代表者氏名		—
	会場責任者氏名				会場責任者氏名		
	電話番号（会社等）		電話番号（携帯）		電話番号（会社等）		電話番号（携帯）
ひととものづくり科学館を専用利用したいので、次のとおり申請します。				ひととものづくり科学館を専用利用したいので、次のとおり申請します。			
行事等の名称		利用予定人数	人	行事等の名称		利用予定人数	人
行事等の内容				行事等の内容			
専用利用日時	年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分から 年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分まで			専用利用日時	年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分から 年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分まで		
専用施設	☐ 3 Dシアターホール ☐ イベントホール ☐ レストラン ☐ 出演者控室 ☐ ギャラリー ☐ 屋外イベント用地			専用施設	☐ 3 Dシアターホール ☐ イベントホール ☐ レストラン ☐ 出演者控室 1 ☐ 出演者控室 2 ☐ ギャラリー ☐ エントランスホール ☐ 屋外イベント用地 ☐ 科学実験室 ☐ 技術工作室 ☐ 会議室		
営業行為	有 ・ 無	入場料等の有無	有 ・ 無	営業行為	有 ・ 無	入場料等の有無	有 ・ 無

附属設備の利用		[略]			
特別の設備等持込利用		[略]			
※事務処理欄	専用使用料等	専用使用料計	附属設備使用料計	増額等	合計
		円	円	円	円
	利用の承認	可 ・ 否	納付年月日	年 月 日	

- 備考
- ※印の項目以外の太枠内について記入してください。
 - 該当する□にレ印を付けてください。
 - 専用利用時間には，準備，撤去等の時間及び原状に復する時間が含まれます。
 - 専用施設，附属設備及び特別設備に関する利用計画書を添付してください。

様式第2号（第7条関係）

ひととものづくり科学館専用利用中止届出書	
年 月 日	
(あて先) 小松市長	
住所(所在地)	
団体等の名称	
代表者氏名	印
連絡責任者	
連絡先	

ひととものづくり科学館の専用利用について，次のとおり中止したいので届け出ます。

行事等の名称	
--------	--

附属設備の利用		[同左]			
特別の設備等持込利用		[同左]			
※事務処理欄	専用使用料等	専用使用料計	附属設備使用料計	増額等	合計
		円	円	円	円
	利用の承認	可 ・ 否	納付年月日	年 月 日	

- 備考
- ※印の項目以外の太枠内について記入してください。
 - 該当する□にレ印を付けてください。
 - 専用利用時間には，準備，撤去等の時間及び原状に復する時間が含まれます。
 - 専用施設，附属設備及び特別設備に関する利用計画書を添付してください

様式第2号（第7条関係）

ひととものづくり科学館専用利用中止届出書	
年 月 日	
(あて先) 小松市長	
住所(所在地)	
団体等の名称	
代表者氏名	—
連絡責任者	
連絡先	

ひととものづくり科学館の専用利用について，次のとおり中止したいので届け出ます。

行事等の名称	
--------	--

専用利用を中止する日時	年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分から 年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分まで						
専用施設	☐ 3Dシアターホール ☐ イベントホール ☐ レストランルーム ☐ 出演者控室 ☐ ギャラリー ☐ 屋外イベント用地 _____ _____						
中止の理由							
振 込 先	金融機関名		銀行・農協信用金庫		支店支所	預金種別	・普通・当座
	口座番号 (7ケタ)			口座名義 (カナ)			
※専用使用料等の還付	専用使用料等合計		既納額				
	円		円				
	還付区分		還付率	還付金額			
	該当（規則別表 ）・無		%	円			
備考							
1 ※印の項目以外の太枠内について記入してください。							
2 該当する□にレ印を付けてください。							
3 中止等により還付金が発生する場合は、振込先欄を記載ください。							

専用利用を中止する日時	年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分から 年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分まで						
専用施設	☐ 3Dシアターホール ☐ イベントホール ☐ レストランルーム ☐ 出演者控室1 ☐ 出演者控室2 ☐ ギャラリー ☐ エントランスホール ☐ 屋外イベント用地 ☐ 科学実験室 ☐ 技術工作室 ☐ 会議室						
中止の理由							
振 込 先	金融機関名		銀行・農協信用金庫		支店支所	預金種別	・普通・当座
	口座番号 (7ケタ)			口座名義 (カナ)			
※専用使用料等の還付	専用使用料等合計		既納額				
	円		円				
	還付区分		還付率	還付金額			
	該当（規則別表 ）・無		%	円			
備考							
1 ※印の項目以外の太枠内について記入してください。							
2 該当する□にレ印を付けてください。							
3 中止等により還付金が発生する場合は、振込先欄を記載ください。							

様式第 4 号（第10条関係）

第 号
年 月 日

ひととものづくり科学館専用利用取消等決定通知書

住所（所在地）

団体等の名称

代表者氏名

小松市長 印

年 月 日付け 第 号で承認したひととものづくり科学館の専用利用について、次のとおり決定したので通知します。

決定の内容	専用利用の承認取消し・専用利用の停止・専用利用の承認条件の変更
行事等の名称	
専用利用日時	年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分から 年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分まで
専用施設	☐ 3 Dシアターホール ☐ イベントホール ☐ レストランーム ☐ 出演者控室 ☐ ギャラリー ☐ 屋外イベント用地 _____ _____
決定に際しての 条 件 等	

備考 条例第11条第 2 項の規定により、専用使用料等は還付しません。ただし、規則別表第 5 の規定に該当する場合、後日、下記の金額を還付します。

専用使用料等合計	
----------	--

様式第 4 号（第10条関係）

第 号
年 月 日

ひととものづくり科学館専用利用取消等決定通知書

住所（所在地）

団体等の名称

代表者氏名

小松市長 _____

（公 印 省 略）

年 月 日付け 第 号で承認したひととものづくり科学館の専用利用について、次のとおり決定したので通知します

決定の内容	専用利用の承認取消し・専用利用の停止・専用利用の承認条件の変更
行事等の名称	
専用利用日時	年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分から 年 月 日（ 曜日）午前・午後 時 分まで
専用施設	☐ 3 Dシアターホール ☐ イベントホール ☐ レストランーム ☐ 出演者控室 1 ☐ 出演者控室 2 ☐ ギャラリー ☐ エントランスホール ☐ 屋外イベント用地 ☐ 科学実験室 ☐ 技術工作室 ☐ 会議室
決定に際しての 条 件 等	

備考 条例第11条第 2 項の規定により、専用使用料等は還付しません。ただし、規則別表第 5 の規定に該当する場合、後日、下記の金額を還付します。

専用使用料等合計	
----------	--

既納額			
還付区分	規則別表第5に該当	還付率	%
還付金額	円		
		[事務担当]	
		ひととものづくり科学館（担当）	
		電話番号	
		FAX	
		メール	
備考 この表中[]及び[]中の記載並びに付した下線は，注記である			

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。